

第 4 回 定 例 会 議 録 目 次

第 1 号（11月27日）（月曜日）

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期決定の件	6
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	6
日程第 4 行政報告（市長報告）	6
永山市長報告	6
日程第 5 議案第 6 1 号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について	7
永山市長提案理由説明	7
日程第 6 議案第 6 2 号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
永山市長提案理由説明	7
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	8
日程第 7 議案第 6 3 号 日置市火災予防条例の一部改正について	8
永山市長提案理由説明	9
福山消防本部消防長	9
日程第 8 議案第 6 4 号 令和 5 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）	10
日程第 9 議案第 6 5 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	10
日程第 10 議案第 6 6 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）	10
日程第 11 議案第 6 7 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 3 号）	10
日程第 12 議案第 6 8 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	10
日程第 13 議案第 6 9 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	10
日程第 14 議案第 7 0 号 令和 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）	10
日程第 15 議案第 7 1 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	10
永山市長提案理由説明	10
散 会	13

第 2 号（12月4日）（月曜日）

開 議	1 8
日程第1 一般質問	1 8
是枝みゆきさん	1 8
永山市長	1 8
奥教育長	1 9
是枝みゆきさん	2 0
東財政管財課長	2 1
松岡社会教育課長	2 1
是枝みゆきさん	2 1
松岡社会教育課長	2 1
是枝みゆきさん	2 1
松岡社会教育課長	2 1
是枝みゆきさん	2 1
東財政管財課長	2 2
是枝みゆきさん	2 2
松岡社会教育課長	2 2
是枝みゆきさん	2 2
奥教育長	2 2
是枝みゆきさん	2 3
東財政管財課長	2 3
是枝みゆきさん	2 3
永山市長	2 4
是枝みゆきさん	2 4
松岡社会教育課長	2 4
是枝みゆきさん	2 4
東財政管財課長	2 4
是枝みゆきさん	2 5
東財政管財課長	2 5
是枝みゆきさん	2 5
東財政管財課長	2 5
是枝みゆきさん	2 5
東財政管財課長	2 5

是枝みゆきさん	2 5
松岡社会教育課長	2 6
是枝みゆきさん	2 6
東財政管財課長	2 6
是枝みゆきさん	2 6
東財政管財課長	2 6
是枝みゆきさん	2 6
永山市長	2 7
是枝みゆきさん	2 7
松岡社会教育課長	2 7
是枝みゆきさん	2 7
松岡社会教育課長	2 8
是枝みゆきさん	2 8
松岡社会教育課長	2 8
黒田澄子さん	2 9
休 憩	3 0
永山市長	3 0
奥教育長	3 2
黒田澄子さん	3 2
坂上福祉課長	3 3
黒田澄子さん	3 3
坂上福祉課長	3 3
黒田澄子さん	3 3
東財政管財課長	3 3
黒田澄子さん	3 3
馬場口こども未来課長	3 4
黒田澄子さん	3 4
馬場口こども未来課長	3 4
黒田澄子さん	3 4
馬場口こども未来課長	3 5
黒田澄子さん	3 5
馬場口こども未来課長	3 5

黒田澄子さん	3 5
馬場口こども未来課長	3 5
黒田澄子さん	3 5
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 6
黒田澄子さん	3 6
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 6
黒田澄子さん	3 6
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 6
黒田澄子さん	3 6
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 6
黒田澄子さん	3 6
永山市長	3 7
奥教育長	3 7
黒田澄子さん	3 7
馬場口こども未来課長	3 7
黒田澄子さん	3 7
馬場口こども未来課長	3 8
黒田澄子さん	3 8
馬場口こども未来課長	3 8
黒田澄子さん	3 8
馬場口こども未来課長	3 8
黒田澄子さん	3 8
馬場口こども未来課長	3 9
黒田澄子さん	3 9
馬場口こども未来課長	3 9
黒田澄子さん	3 9
坂上福祉課長	4 0
休 憩	4 0
黒田澄子さん	4 0
坂上福祉課長	4 0
黒田澄子さん	4 1
坂上福祉課長	4 1

黒田澄子さん	4 1
入佐介護保険課長	4 1
黒田澄子さん	4 1
坂上福祉課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
入佐介護保険課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
坂上福祉課長	4 2
黒田澄子さん	4 2
坂上福祉課長	4 2
長倉浩二君	4 2
永山市長	4 5
奥教育長	4 6
長倉浩二君	4 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 6
長倉浩二君	4 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 6
長倉浩二君	4 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 7
長倉浩二君	4 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 7
長倉浩二君	4 7
東財政管財課長	4 7
長倉浩二君	4 7
上総務企画部長兼総務課長	4 8
長倉浩二君	4 8
田口建設課長	4 9
長倉浩二君	4 9
田代商工観光課長	4 9
長倉浩二君	4 9
濱崎地域づくり課長	4 9
長倉浩二君	4 9

	濱崎地域づくり課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	濱崎地域づくり課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	松岡社会教育課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	坂上福祉課長	5 0
	長倉浩二君	5 1
	田代商工観光課長	5 1
	長倉浩二君	5 1
	佐多申至君	5 1
休	憩	5 1
	永山市長	5 2
	奥教育長	5 2
	佐多申至君	5 2
	中鉢学校教育課長	5 3
	佐多申至君	5 3
	中鉢学校教育課長	5 3
	佐多申至君	5 3
	中鉢学校教育課長	5 3
	佐多申至君	5 3
	中鉢学校教育課長	5 3
	佐多申至君	5 4
	中鉢学校教育課長	5 4
	佐多申至君	5 4
	中鉢学校教育課長	5 4
	佐多申至君	5 4
	中鉢学校教育課長	5 4
	佐多申至君	5 4
	中鉢学校教育課長	5 4
	佐多申至君	5 4
	中鉢学校教育課長	5 5
	佐多申至君	5 5
	中鉢学校教育課長	5 5

佐多申至君	5 5
中鉢学校教育課長	5 5
佐多申至君	5 5
中鉢学校教育課長	5 5
佐多申至君	5 6
中鉢学校教育課長	5 6
佐多申至君	5 6
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	5 6
佐多申至君	5 6
中鉢学校教育課長	5 6
佐多申至君	5 6
奥教育長	5 7
佐多申至君	5 7
永山市長	5 8
佐多申至君	5 8
馬場口こども未来課長	5 8
佐多申至君	5 8
馬場口こども未来課長	5 8
佐多申至君	5 8
馬場口こども未来課長	5 8
佐多申至君	5 8
馬場口こども未来課長	5 9
佐多申至君	5 9
馬場口こども未来課長	5 9
佐多申至君	5 9
馬場口こども未来課長	5 9
佐多申至君	5 9
馬場口こども未来課長	5 9
佐多申至君	5 9
馬場口こども未来課長	5 9
佐多申至君	6 0
永山市長	6 0

休 憩	6 0
富迫克彦君	6 0
永山市長	6 2
奥教育長	6 2
富迫克彦君	6 3
松岡社会教育課長	6 3
富迫克彦君	6 3
松岡社会教育課長	6 3
富迫克彦君	6 3
松岡社会教育課長	6 4
富迫克彦君	6 4
松岡社会教育課長	6 4
富迫克彦君	6 4
中鉢学校教育課長	6 5
富迫克彦君	6 5
松岡社会教育課長	6 5
富迫克彦君	6 5
田口建設課長	6 5
富迫克彦君	6 6
田口建設課長	6 6
富迫克彦君	6 6
田村上下水道課長	6 6
田口建設課長	6 6
散 会	6 6

第3号（12月5日）（火曜日）

開 議	7 0
日程第1 一般質問	7 0
下園和己君	7 0
永山市長	7 0
下園和己君	7 0
宮前健康保険課長	7 0

下園和己君	7 1
宮前健康保険課長	7 1
下園和己君	7 1
宮前健康保険課長	7 1
下園和己君	7 1
宮前健康保険課長	7 1
下園和己君	7 1
宮前健康保険課長	7 2
下園和己君	7 2
宮前健康保険課長	7 2
下園和己君	7 2
永山市長	7 3
下園和己君	7 3
山口政夫君	7 3
永山市長	7 4
山口政夫君	7 5
田代商工観光課長	7 5
山口政夫君	7 5
永山市長	7 8
山口政夫君	7 8
永山市長	7 9
山口政夫君	7 9
休 憩	7 9
山口初美さん	7 9
永山市長	8 0
奥教育長	8 1
山口初美さん	8 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 2
山口初美さん	8 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 2
山口初美さん	8 2
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 2

山口初美さん	8 2
永山市長	8 4
山口初美さん	8 4
中鉢学校教育課長	8 4
山口初美さん	8 4
中鉢学校教育課長	8 4
山口初美さん	8 4
奥教育長	8 5
山口初美さん	8 6
上村企画課長	8 6
山口初美さん	8 6
永山市長	8 6
山口初美さん	8 6
上村企画課長	8 7
山口初美さん	8 7
上村企画課長	8 7
山口初美さん	8 7
奥教育長	8 8
山口初美さん	8 8
奥教育長	8 8
休 憩	8 8
坂口洋之君	8 8
永山市長	8 9
坂口洋之君	9 0
永山市長	9 1
坂口洋之君	9 1
坂上福祉課長	9 1
坂口洋之君	9 1
坂上福祉課長	9 1
坂口洋之君	9 2
坂上福祉課長	9 2
坂口洋之君	9 2

坂上福祉課長	9 2
坂口洋之君	9 2
坂上福祉課長	9 2
坂口洋之君	9 2
坂上福祉課長	9 2
坂口洋之君	9 2
坂上福祉課長	9 3
坂口洋之君	9 3
永山市長	9 3
坂口洋之君	9 3
坂上福祉課長	9 3
坂口洋之君	9 3
坂上福祉課長	9 4
坂口洋之君	9 4
坂上福祉課長	9 4
坂口洋之君	9 4
坂上福祉課長	9 4
坂口洋之君	9 4
坂上福祉課長	9 4
坂口洋之君	9 4
永山市長	9 5
坂口洋之君	9 5
坂上福祉課長	9 5
坂口洋之君	9 5
坂上福祉課長	9 6
坂口洋之君	9 6
坂上福祉課長	9 6
坂口洋之君	9 6
奥教育長	9 7
坂口洋之君	9 7
奥教育長	9 7
坂口洋之君	9 7

坂上福祉課長	9 8
坂口洋之君	9 8
永山市長	9 8
坂口洋之君	9 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 8
坂口洋之君	9 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 9
坂口洋之君	9 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 9
坂口洋之君	9 9
永山市長	9 9
坂口洋之君	9 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 9
坂口洋之君	9 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 1
永山市長	1 0 1
散 会	1 0 1

第4号（12月22日）（金曜日）

開 議	1 0 6
日程第1 議案第61号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について	
.....	1 0 6
富迫文教厚生委員長報告	1 0 6

山口初美さん	107
福田晋拓君	107
日程第2 議案第64号 令和5年度日置市一般会計補正予算(第6号)	108
日程第3 議案第65号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	108
日程第4 議案第66号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)	108
日程第5 議案第67号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)	108
日程第6 議案第68号 令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)	108
日程第7 議案第69号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	108
日程第8 議案第70号 令和5年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)	108
日程第9 議案第71号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算(第2号)	108
中村予算審査特別委員長報告	109
日程第10 議案第72号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	114
日程第11 議案第73号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	114
日程第12 議案第74号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について	114
永山市長提案理由説明	114
上総務企画部長兼総務課長	114
休憩	117
山口初美さん	117
上総務企画部長兼総務課長	117
山口初美さん	117
永山市長	117
山口初美さん	118
日程第13 議案第75号 日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の 廃止について	119
永山市長提案理由説明	119
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	119
山口初美さん	119
是枝みゆきさん	120
日程第14 議案第76号 令和5年度日置市一般会計補正予算(第7号)	121
日程第15 議案第77号 令和5年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	121
日程第16 議案第78号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算(第3号)	121

永山市長提案理由説明	1 2 1
山口初美さん	1 2 2
日程第 1 7 閉会中の継続調査の申し出について	1 2 3
日程第 1 8 所管事務調査結果報告について	1 2 3
日程第 1 9 議員派遣の件について	1 2 3
閉 会	1 2 3
永山市長	1 2 3

令和5年第4回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月27日	月	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月28日	火	休 会	
11月29日	水	休 会	
11月30日	木	休 会	
12月 1日	金	休 会	
12月 2日	土	休 会	
12月 3日	日	休 会	
12月 4日	月	本 会 議	一般質問
12月 5日	火	本 会 議	一般質問
12月 6日	水	休 会	
12月 7日	木	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 8日	金	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（予備日）
12月12日	火	休 会	
12月13日	水	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）
12月14日	木	休 会	
12月15日	金	委 員 会	議会運営委員会、議運結果報告・追加議案等配信
12月16日	土	休 会	
12月17日	日	休 会	
12月18日	月	休 会	
12月19日	火	休 会	
12月20日	水	休 会	
12月21日	木	休 会	
12月22日	金	本 会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決、定例全員協議会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
議案第61号	日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
議案第62号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第63号	日置市火災予防条例の一部改正について
議案第64号	令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）
議案第65号	令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第66号	令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
議案第67号	令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
議案第68号	令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第69号	令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第70号	令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第71号	令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第72号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第73号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第74号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第75号	日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止について
議案第76号	令和5年度日置市一般会計補正予算（第7号）
議案第77号	令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第78号	令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

第 1 号 (1 1 月 2 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	議案第61号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
日程第 6	議案第62号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 7	議案第63号 日置市火災予防条例の一部改正について
日程第 8	議案第64号 令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第 9	議案第65号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第66号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第67号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第68号 令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第69号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第70号 令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第71号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

本会議（11月27日）（月曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長
農業委員会事務局長

奥 田 美 穂さん
吉 富 良 一 君

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和5年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、下園和己君、佐多申至君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの26日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの26日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告及び例月現金出納検査結果報告並びに定例監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。8月7日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

8月7日、マレーシアから7代目の国際交流員としてユザイリ・ビン・アブドゥル・ラヒームさんが赴任し、辞令を交付しました。

次に、8月10日にこどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するため、日置市こどもまんなか宣言を行いました。

子育て世代に選ばれる日置市を実現するため、市全体で私たちができるこどもまんなかアクションを実践してまいります。

次に、8月21日から23日まで、40周年記念事業として姉妹都市であります北海道川上郡弟子屈町へ親善施設団として訪問しました。

なお、11月3日、本市において姉妹都市盟約40周年記念式典を開催し、教育文化や産業振興など、引き続き、振興を深めていくことを確認しました。

次に、8月30日、韓国全羅北道の南原市と陶磁文化発展のための友好協力交流協約を締結しました。

本協定により、両市の陶磁文化発展に向け、友好的な環境づくりを推進するとともに、より緊密な協力体制の構築を図ってまいります。

次に、9月20日、毘沙門災害30年慰霊祭に参加し、追悼の意を捧げるとともに、災害の記憶や教訓を風化させることなく、次世代に伝えてまいります。

次に、燃ゆる感動かごしま国体のレスリング競技会が日置市吹上浜公園体育館で9月21日から24日まで、軟式野球競技会が日置市伊集院総合運動公園野球場及び日置市東

市来運動公園湯之元球場で10月13日から15日まで開催しました。

次に、10月7日、燃ゆる感動かごしま国体総合開会式が白波スタジアムで開催され、参加しました。

次に、10月14日から15日まで、兄弟都市であります岐阜県関ヶ原町へ親善施設団として訪問し、兄弟都市提携60周年記念式典に出席しました。

なお、10月21日、本市において兄弟都市明約60周年記念式典を開催し、両市町のさらなる交流や相互の発展など、引き続き、振興を深めていくことを確認しました。

次に、10月17日、燃ゆる感動かごしま国体総合閉会式が白波スタジアムで開催され、参加しました。

次に、10月31日、第1回ひおき特産品コンクールを開催しました。

市内16事業所、25の出品があり、生産技術の向上と日置市の認知度、知名度の向上や販路拡大につながりました。

次に、11月12日、第15回関東鹿児島吹上会が5年ぶりに東京都で開催され、参加しました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

○議長（並松安文君）

日程第5、議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第61号は、日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市東市来総合福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第6 議案第62号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第6、議案第62号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第62号は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をし、併せて、条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第62号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をご覧ください。

第1条に規定する日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第15条第1項第2号中の改正は引用条文を改め、同項第4号中の改正は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う省令の改正による条文整理であります。

第35条第3項及び第36条第3項中の改正は、特別利用保育・特別利用教育を提供する場合の基準として適用する場合の読替内容を見直すものでございます。

第37条第1項中の改正は、条文整理であります。

第44条中及び第2条に規定する日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第25条中の改正は、先ほど申し上げましたこども家庭庁設置法等の施行に伴う省令の改正による条文整理であります。

附則といたしまして、この条例は、交付の

日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第63号日置市火災予防条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第7、議案第63号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第63号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○消防本部消防長（福山昌己君）

議案第63号火災予防条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

現行の火災予防条例において、従来の蓄電池設備は、これまで主に開放型鉛蓄電池を想定した内容となっていました。蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しをするものです。

また、固体燃料を使用する火器設備等の基準が見直されたことから、所要の基準の整備を行うものです。

それでは、議案書に沿ってご説明申し上げます。

別紙をお開きください。

第11条第1項第3号の2中、キュービクル式のものにあつては、建築物等を建築物等に改める。

第11条の2第1項第4号中、雨水等をその筐体には雨水等に改める。

以上2条は、条文の整理になります。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池の容量が10kW時以下のもの及び蓄電池容量が10kW時を超え20kW時以下のものであつて、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準

（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ）は、地震等により、容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。

この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床または台上に転倒しないように設けなければならない。

第13条3項を次のように改める。

3、第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上、支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料でつくり、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときはこの限りでない。

第13条第4項中、第2項並びに第1項を第11条の2第1項第4号に改める。

第44条第13号中、蓄電池設備の次に（蓄電池容量が20kW時以下のものを除く）を加える。

その他、別表第3、第3条関係ですが、表中の厨房設備内に固体燃料の部分が新たに追加されております。

附則として、施行期日は令和6年1月1日から施行するとなっております。

なお、経過措置も附則として規定してございます。

以上、ご審議よろしく願います。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号日置市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第64号令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）

△日程第9 議案第65号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第10 議案第66号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第67号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第12 議案第68号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第13 議案第69号令和5年度日置市後期高齢者医療特

別会計補正予算（第3号）

△日程第14 議案第70号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

△日程第15 議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第64号令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）から日程第15、議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

8件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第64号は、令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,366万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億5,507万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、障害者自立支援給付費や障害児通所給付費の扶助費の増額、寄附金の増額に伴うふるさと納税推進事業費の増額などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定や来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、国庫支出金で障害児通所給付費国庫負担金や土地区画整理事業に伴う社会資本整備総合交付金の増額など、1億3,426万円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、障害者自立支援給付費県負担金や活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の増額など、7,467万

3,000円を増額計上いたしました。

財産収入につきまして、財産貸付収入の減額により91万8,000円を減額計上いたしました。

寄附金につきまして、一般寄附金及び指定寄附金、合わせて1億5,300万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により4億1,515万9,000円を増額計上いたしました。

諸収入につきまして、全国町村会災害対策保険金や体育施設ネーミングライツ料の増額など629万1,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、河川工作物応急対策事業債や土地区画整理事業債の増額など、4,120万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして、定時改定等に伴う共済費の増額により2万8,000円を増額計上いたしました。

総務費につきまして、文書費や地区公民館管理費の増額など、598万5,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして、障害者自立支援給付費や障害児通所給付費、生活保護総務管理費の扶助費の増額など、3億1,769万3,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、後期高齢者医療費や子ども医療費助成事業費の増額など、2,946万7,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業費や広域漁港整備事業費の増額など、3,398万3,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、寄附金の増額に伴うふるさと納税推進事業費の増額、国民宿舎事業特別会計及び健康交流館事業特別会計の料

金収入の減額に伴う繰出金の増額など、3億276万円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、通学路交通安全事業費や土地区画整理事業費の増額など、9,130万4,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、消防本部費で車庫建築工事設計業務の減額など、25万3,000円を減額計上いたしました。

教育費につきまして、教科書改訂指導書等購入に伴う教育指導費や園児送迎車購入に伴う幼稚園管理費の増額など、4,394万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第65号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,715万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,215万6,000円とするものであります。

歳入では、県支出金で給付見込みに伴う保険給付費等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出では、保険給付費の一般被保険者療養給付費の負担金の支払見込みに伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第66号は、令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ663万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,876万6,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額を計上いたしました。

歳出では、経営費の一般事業費で消耗品費や賄い材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第67号は、令和5年度日置市

健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億197万4,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、管理事業費で会計年度任用職員報酬や消費税の増額を計上いたしました。

次に、議案第68号は、令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,204万5,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で、介護保険システム改修事業補助金の増額などを計上いたしました。

歳出では、一般管理費や認定調査等費で、委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第69号は、令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,960万4,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金金の増額を計上いたしました。

歳出では、一般管理費で公金取扱件数の見込増に伴う手数料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第70号は、令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既

定の予算のとおりとし、総額を10億2,378万8,000円。支出は、総額に7万3,000円を追加し、総額を9億8,686万1,000円とするもので、最低賃金単価改定に伴う会計年度任用職員報酬の増額を計上いたしました。

次に、議案第71号は、令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億1,880万3,000円。支出は、総額に724万6,000円を追加し、総額を5億8,481万1,000円とするもので、汚泥濃縮機等の修繕に伴う修繕費などの増額を計上いたしました。

以上8件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、議案第64号から議案第71号までの8件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号から議案第71号までの8件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。

委員長に中村尉司君、副委員長に重留健朗君、富迫克彦君、下園和己君、以上であります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月4日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前10時38分散会

第 2 号 (1 2 月 4 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（7番、14番、4番、6番、8番）
-------	-----------------------

本会議（12月4日）（月曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	漆島政人君	19番	池満涉君
20番	並松安文君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
農業委員会事務局長 吉 富 良 一 君

社会教育課長 松 岡 政 仁 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔7番是枝みゆきさん登壇〕

○7番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。久しぶりの初日の一番登壇となり、大変気持ちがよいです。

それでは、通告書に従い質問をいたします。質問事項1、文化施設の今後について。

（1）市が目指す文化施設設置の目的は何か。

（2）伊集院文化会館の存続を願って署名活動が行われ、1万6,247人の署名が集まりました。存続を願う市民、県民の声を、市長、教育長はどのように認識されているのか伺います。

（3）伊集院文化会館ホールと東市来こけけホールの2019年度、2022年度、2023年度の稼働日数と入館者数を伺います。

（4）伊集院文化会館が東市来交流センターへ機能移転された場合、メリット・デメリットは何か伺います。

（5）施設の躯体部分と主要な設備の維持管理は自治体の設置責任の範囲であります。伊集院文化会館の長寿命化が難しく、大規模改修の計画ができない理由は何か伺います。

（6）現在、サウンディング型市場調査で民間のアイデアを求め、複合型公民連携施設を完備したエリアを提案しているが、民間企業の応募の状況と具体的な提案内容はどうか

伺います。

大きな2番、文化ホールの活性化と安全対策について。

（1）両文化ホールの情報を広く市民に知らせるために、回覧板に会館だよりを入れたらどうか伺います。

（2）市民の文化芸術を推進するため、自主事業を指定管理者に積極的に取り入れるべきではないかと働きかけるべきではないか。

（3）満席になると、伊集院文化会館ホールは1,200人余り、東市来こけけホールは600人余りが一堂に会するホールでございます。鹿児島市民文化ホールでは一般市民の参加を募り、コンサートと避難訓練、防災の講演をセットにして避難訓練を行いました。公共施設マネジメントにとって最も大切な市民の命を守るという安全確保に対して、本市のホールを利用した避難訓練の状況はどうか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。質問にお答えしてまいります。

質問事項1つ目、文化施設の今後についてその1は、教育長より回答いたします。

その2、署名活動について回答します。

多数の署名があったことにつきましては重く受け止めています。

一方で、施設の老朽化の現状や更新費用などの情報が市民の皆様にも共有されたことは、今後の伊集院文化会館の在り方を議論する上で、大変意義深いことでもあったと認識しています。

その3については、教育長より回答いたします。

その4、東市来文化交流センターへ機能移転した場合のメリットとデメリットについて回答します。

公共施設の長期的な維持管理負担を考慮すると、施設の集約や統合には財政上の大きなメリットがあります。また、跡地を適切に活用することで、地域課題に対応した施設を新設できるというメリットもあります。

なお、伊集院文化会館を東市来文化交流センターへ機能移転した場合のデメリットとして、施設利用スケジュールの調整、客席の減少によるイベント等の規模の再検討、駐車場の確保が課題になると考えます。

その5、長寿命化が難しく、大規模改修の計画ができない理由について回答します。

従来の本市における公共施設の維持管理については、不良箇所の発生の際に対処する事後修繕によって行ってきたところではありますが、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定を契機に、施設の長寿命化に際しては予防保全という考え方にに基づき維持管理を行うようになってきているところです。

伊集院文化会館については、個別計画の策定に先立ち行った劣化度調査において低い評価が得られたことから、長寿命化を前提とした個別施設計画から除外したものです。

その6、サウンディング型市場調査について回答します。

サウンディング型市場調査については、本年8月から10月までの期間で実施し、主に伊集院エリアにおきまして3つの企業及びグループから提案を頂きました。

具体的な提案内容については、現時点では提案者への確認や協議を続けている状況であり、詳細を申し上げることはできませんが、公共サービス部分と商業施設等の民間サービス部分を組み合わせた施設整備の提案となっているところです。

質問事項2、文化ホールの活性化と安全対策についてのその1は、教育長より回答いたします。

その2についても教育長より回答いたしま

す。

その3、ホールを利用した避難訓練の状況について回答します。

例年、消防署立会いの下、避難訓練を実施していますが、伊集院文化会館では昨年10月、初めての取組として、ホール利用者も参加した避難訓練が実施されました。これは、鹿児島城西高校吹奏楽部の皆さんにご協力いただいたものでした。

また、同月開催された宝山ホール主催の避難訓練コンサートにも指定管理者職員が参加するなど、今後も引き続き危機管理対策に取り組んでまいります。

以上です。

〔教育長 奥 善一君 登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、文化施設の今後についてのその1、文化施設設置の目的についてでございます。

市民の文化や芸術の普及、保存、促進を図り、もって地域の振興に資するため、文化施設を設置しています。

その2の署名活動についてでございます。

この署名は伊集院文化会館への思いの表れであると考えます。

続きまして、その3、文化会館と東市来こけホール稼働日数と入館者数についてでございます。

稼働日数と入館者数は、2019年度、令和元年度ですけれども、伊集院文化会館、144日、3万2,374人、東市来文化交流センター、88日、1万2,897人、2022年度（令和4年度）は、伊集院文化会館、145日、2万3,224人、東市来文化交流センター、95日、9,402人、今年度10月末時点ですけれども、伊集院文化会館、95日、1万4,548人、東市来文化交流センター、42日、3,654人となっております。

続きまして、質問事項2のその1、活性化と安全対策の活性化の部分についてでございます。

指定管理者において、毎月、会館だよりを作成し、中央公民館、各地区公民館、図書館等に設置しています。また、各学校などへの配付や文化会館のホームページに掲載をしています。

なお、自主文化事業については行政防災無線によるお知らせやチラシ等を作成し、回覧板により市民への周知を図っています。情報発信の手段等については、指定管理者と協議していきたいと思っております。

その2でございます。

自主文化事業については、幼児向けのコンサート、ダンス・舞踊などの公演、音楽関係者へのホール機能活用事業などを実施していますが、文化芸術鑑賞事業などの事業計画についても、指定管理者と引き続き協議し実施してまいります。

以上でございます。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、順を追って2回目の質問をさせていただきます。

それでは、まず（1）ですが、ただいま、市民の文化や芸術の普及、保存、促進を図り、もって地域の振興に資するために文化施設を設置していますというご回答を頂きました。

平成24年、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の振興、ひいては活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とし、地域社会の成熟を促す役割を担うことが期待されております。豊かな社会に貢献する必要な会館でございます。先ほどご回答いただきました。一部分ではありましたが、本市の条例第1条は、今現在に至るまで、その目的は不変的な土台であると感じております。

さて、伊集院文化会館は、昭和53年、菫輪町長時代に、文化のまち・教育のまちにふさわしい会館を伊集院町にとの思いで建てられたと聞いております。外観は一字治城や歴史的背景を基に、武者よろいの形を基に造られたそうです。また、設計は、東京のNHKホールを設計した山下設計であると聞いております。未来のまちづくりと文化向上のために建設に当たられた先人の思いを、我々は45年間享受しているところでございます。

続きまして、2番の質問をいたします。2回目、質問をいたします。

先ほど、回答に、重く受け止めております、思いの表れであるとのご回答を頂きましたので、これからのご答弁に期待をしたいと思います。

伊集院文化会館は、まだ45年しか経過しておりませんが、住民の合意もなく、行政は更地にして複合施設を建設するという考えを示しています。残念なことに、このまま進めば壊されるかもしれないという瀬戸際に立っております。

公共施設は地域社会の核であり、社会活動の基盤をつくるものです。特に、文化施設においては、芸術文化及び教養の向上を図り、もって地域の振興に資するものです。日常圏内、生活圏にあるべき施設の整備は、地域での検討会議が開かれ、地域が主体的に考えていき、行政との協働が生まれてくるものと考えます。住民合意のないまま、大切な文化会館や——今回の市の方向性としては伊集院総合体育館も含めてでございますが、除却することは、間違いなく市民に混乱を起こします。現に、文化会館に関しては署名運動も行われました。

9月議会において、市長は、文化芸術に対する議論も同時に行いながら、市民の意見も聞いていきたいと答弁されました。それは、どのような形でいつ行うのか。ここは文化審

議会を立ち上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

あるいは、文化会館の在り方を検討する会もつくる必要があるのではないかと思います。市長と教育長のお考えをお聞きいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

いつ、どのような形で行われるのかという部分について回答させていただきます。

市民の皆様にご判断いただく選択肢の一つとしまして、サウンディング型市場調査というものを実施したわけでございます。先ほど市長が答弁いたしましたとおり、提案事業者への確認や協議を続けているところでございます。市民の皆様への合意形成の方法あるいは時期等については、まだ確認を行っている最中であることから、いましばらく時間がかかります。

○社会教育課長（松岡政仁君）

文化審議会を立ち上げるべきと考えるがどうかということですが、9月議会でも市長のほうで答弁いたしましたが、今後、体育館や文化会館の建て替えに関する議論の中で、文化芸術に関する議論も同時に行う必要があるとお答えしております。

選択肢をある程度多様に見た上で、まずは市民の皆様のご意見をしっかりと聞きすることが大切であると考えているところです。

審議会の設置は、その後検討してまいります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

サウンディング市場調査のアイデアの提案が始まる前に、市民のお声を聞くべきではないでしょうか。文化会館の在り方というのを、その前に市民の皆様のお声を聞くべきだと思っております。ゆっくり、今から立ち上げる協議をしますと言っている場合ではないと、私はそう思っております。

ホームページを検索すると、直近でスポーツ推進審議会、これ令和4年2月9日、ありますね。内容は、社会体育施設利用状況について、社会体育関係行事について、社会体育施設整備計画について、施設に係る指定管理者制度の導入について、その他、以上について審議しましたとあります。

設備の充実を含めて地域の振興に資する文化振興の議論を、学校関係者や利用される専門分野の方々を含め、行わなければならないことだと思います。サウンディングの募集も終わっているんですから、早急に立ち上げるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

先ほど財政課長も回答いたしましたが、サウンディング調査につきましては、提案事業者への確認や協議をしているというところでございます。

したがって、審議会の設置につきましては、先ほども申し上げましたが、まずは選択肢のある程度多様に見た上で、今後検討していきたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

選択肢も多様に見た上で、市民の皆様へのご説明が必要なのではないですか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

そこにつきましては、ある程度、選択肢、説明の内容等踏まえまして、ある程度の方針がつかないと説明ができないと思っておりますので、今後検討してまいります。

○7番（是枝みゆきさん）

スポーツ審議会も既に行われているわけですので、同等に文化審議会も早急に立ち上げていただきたいと思っております。

それでは、3について2回目の質問をいたします。

キャパ数に応じたホールの選択ができることは大変必要なことだと思います。稼働日は、およそ伊集院文化会館が2倍弱ですね。本年

度はもう2倍以上となっております。利用者数については、客席数の関係もあるとは思いますが、およそ伊集院文化会館が2.5倍、本年度は4倍となっております。

さて、伊集院地域には10月現在、2万5,155人が住んでおります。日置市のおよそ53%ですね。65歳以上の高齢者は7,428人で、およそ43%が住んでおられます。一般的に、時間的余裕のあられるご高齢の方々のご利用も多いと思っております。

この日常生活圏内に住む方々の多様な文化芸術に触れる機会や文化活動の発表の場としての役割は多大であると思われませんが、もし仮に、この文化会館がなくなった場合、伊集院地域の人々に及ぼす影響をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

文化会館の代替には、文化芸術に触れる機能というものを果たし得る施設が入る可能性もございますので、市民の皆様のお声を聞きながら、今後について検討してまいります。

○7番（是枝みゆきさん）

影響はどのようにお考えになられますか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

仮になくなったとした場合に、この大きなホールでいろいろな芸術鑑賞する機会はなくなるとは考えております。ただ、文化施設は市内ほかにもありますので、そういう場所での機会というのは市民の方々に与えられると思っております。

○7番（是枝みゆきさん）

今のご回答では、生活圏内に住んでいらっしゃる伊集院地域の方々が、文化芸術に接する機会がなくなるというようなお答えだったと思います。それで本当にいいんでしょうかと訴えたいと思います。

それでは、日置市の学校教育のことについてお尋ねいたします。

「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人

づくり」を基本方針としながら、「風格ある教育」の推進を目指しています。本物の場所で本物の芸術に触れること、あるいは子どもたち自身が舞台上で表現することは、目的のための大切な教育なのではないでしょうか。

この地域に住む小中学生、先般の一般質問でも申し上げましたが、令和5年4月現在で2,324人、10月現在で日章学園の育英館、中学生が104人、高校生50人、城西高等学校、高校生が1,165人、専攻科が44人、合わせまして1,309人。この学校では、吹奏楽部、芸術文化コースのそれぞれが文化会館で定期演奏会を行っております。先日行われた吹奏楽部の定期演奏会では、会場に野球部やサッカー部など、日頃試合の応援に花を添える吹奏楽部のお礼とばかりに、掛け声、手拍子、そして客席のダンスまで、会場いっぱいの盛り上がり、私も感動で震え上がるほどでした。日吉学園の吹奏楽部もコラボをして、これもまたすばらしい演奏でした。

伊集院高等学校、高校生が574人ですね。音楽部、ダンス部の定期公演や、本年度は全校生徒芸術鑑賞会ではジャズの演奏を聴かれたそうです。

私立、公立含めて4,361人の子ども、若者がこの地域の学校で学んでいるところです。学校だけではありません。保育園、幼稚園など、幼児教育施設も多くあります。学校での教育を補完する重要な場所です。日置市が市場を優先して、教育や社会福祉が置き去りになることのないようにと願うばかりです。

長く教育に携わってこられました奥教育長、我がまちの子どもたちにとって、この会館の果たす役割をどう思われますか、お伺いいたします。

○教育長（奥 善一君）

それでは、お答えをいたします。

今、議員がおっしゃるように、子どもたち

にとって、例えば優れた芸術を鑑賞したり、あるいは自分たち自身が大きな舞台上で表現する機会を経験することは、子どもたちの成長においても大きな意義があるというふうに捉えます。そういう意味で、この文化会館の果たしている役割というのは大きなものがあると考えております。

このような機会というのは子どもにとっては必要でありますので、引き続き子どもたちにそのような体験ができることに努力をしていかなければならないというふうに考えております。

このような文化会館のようなホールもそういう場でありまして、市内外の施設もございます。それから、学校においても、あるいはそれぞれの施設においても、現在も行っておりますけれども、芸術家派遣事業でありますとか、あるいは芸術鑑賞事業、こういったようなものも各学校でも実施をされておりますので、そのようなことも併せて、子どもたちには様々な機会を重ねて豊かな情操を育ていくことが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま奥教育長から、教育的な側面からすばらしいご回答いただきました。

舞台上で繰り広げられる演奏や演技、子どもたちにとって必ずや心に残るものとなりましょう。また、自身が舞台に立つことで技術を磨き表現すること、最後まで頑張ってつくり上げること、友達と協力してつくり上げること、多くの観客の前で表現すること、豊かな体験の場になることは間違いありません。もしかしたら、ではなく、本当にですが、プレーヤーの登竜門にもなっております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

伊集院文化会館のイベントが移動すれば稼

働率は上がりますよね。そのことによって予約を取りにくくなるのは市民のためになることでしょうか。そもそもキャパが半分になりますから、今までの伊集院文化会館で行った市民の公演が鹿児島市内のホールに流れることも十分考えられます。反対に、鹿児島市内の方が使われていた公演はアクセス上の問題からもう使われなくなると、私はそういうふうに思っております。

ホールや控室のキャパの違いから演目の制限もかかります。先ほどご回答いただきました、高齢化が進む中で車の運転免許証の返納が多く、アクセスにも課題はあると感じます。公演終了後の道路の渋滞、スクールゾーンだと思いますが、大変ここも心配でございます。

市民の方から、そのほかたくさんのお声も頂きました。時間がありませんのでちょっと申し上げます。

当局では移転をする方向性を出しておられますけれども、移転に当たり具体的に整備を考えているのか、その予算も検討された上で機能移転を提案しているのか伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

主にでございますけれども、東市来文化交流センター周辺の駐車場整備などが必要になると考えております。その際の整備費用でございますが、数千万円程度を要すると考えておりますが、現時点で市の方針決定には至っていませんので、詳細な積算は行っていませんのでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

4番目の回答で、財政上のメリットを1回目にご回答いただいております。文化会館のことそのものについては、お答えを、メリットのほうでは頂いていないなと思っておりますけれども、財政上の問題と言われるのであれば、移転後の整備にかかる予算、この辺も詳細にきちんと出した上で計画をなさることをお考えになられるべきだと思っております。

市長にお尋ねします。

本庁周りを関係人口の創出の拠点となる魅力ある空間づくりを目的とし、にぎわいの中心、子どもが健やかに成長できるまちづくりのエリアをつくることに、私は文化会館は十分その役割を果たすものと考えます。

そもそも、キャパ数も違うホールに機能移転することは鑑賞機会の制限を受けることになり、その他課題も多いと考えますが、市長はどうお考えになられますか。

○市長（永山由高君）

エリアマネジメントという考え方を取り入れた中で、サウンディング市場調査によって、今様々なご意見を頂いているという状況であります。

関係人口の創出の拠点となる魅力ある空間づくりを目的として、子どもが健やかに成長できるというエリア、これを今コンセプトとして置いております。その中では、議員ご指摘のような文化交流機能というものも選択肢の一つには、これは入ってくるであろうというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、5について2回目の質問をいたします。

これまでの45年間に計画的に大規模改修を行ってきたのならば、大改修が難しいと判断する状況には至らなかったのではないのでしょうか。構造的に評価が低いのなら、改修です、これをされたらいかがですか。市民の命を守るべき公共施設の維持管理がおろそかになってきたのは、これは市の責任です。そこを省みず、「低い評価が得られた」は理由にはならないと私は思います。

一般的な耐用年数は60年とされており、あと15年あります。どこの自治体も改修に取り組んでおります。長寿命化を通して、国は80年保存も提唱しております。施設の老

朽化は進んでいくのは当たり前ですから、今、全国的に長寿命化のための改修が進んでいるところですよ。

例えば、文化会館を改修するとしたら、最も優先されるべきことは何かをお尋ねいたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

改修の優先順位といたしましては、外部の屋根改修や次に外壁改修、そしてつり天井などの内部の改修が優先されます。

○7番（是枝みゆきさん）

前回の一般質問では喫緊の対応が必要なものとして、つり天井の大規模改修、非常用発電機、空調設備などの更新が必要な状況にあるとお答えいただいております。利用者の安全面を考慮しながら、一度に改修しなくても年次的に、ぜひこれは改修を進めていきたいと思っております。

令和4年10月の日置市公共施設等総合管理計画では、「市民文化系施設。文化ホールについては、合併前に旧町でそれぞれ建設してきた施設が存在しているため、計画的な予防安全管理を行うことにより、トータルコストの削減を図ります・老朽化の著しい施設の大規模修繕については、緊急性・重要性を踏まえて実施し、施設の長寿命化を図ります」、これが基本方針となっております。

長寿命化を図ると基本方針を掲げているではありませんか、伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

ご指摘いただきましたとおり、基本方針におきましてはそのような記載があるところでございますが、この基本方針のその土台となる施設全体の個別方策の基本的な方針といたしまして、建築後45年以上経過している施設については、各施設の今後の整備方法を決定しますというのが、同様に総合管理計画の中に記載がされているところでございます、まずは、この個別の施設の方針計画の前の、

ここの基本的な方針に沿った中で、今検討を進めているという段階でございます。

○7番（是枝みゆきさん）

もう一つ伺います。

統合や廃止の推進方針によると、「現在利用されておらず将来にわたる利活用の見込みが低い施設については、その必要性を検討し、必要がないと判断される施設については廃止の決断をします。廃止となった施設については、サウンディング型市場調査を活用し用途変更・積極的な売却・除却等に努めます」とあります。

ということは、文化会館は現在利用されておらず、将来にわたる利活用の見込みが低い施設と判断されたのでしょうか。利用されていますし、12月もジュニアオーケストラ、それから新芸術家協会のクリスマスコンサートなども入っております。どういう評価をされて判断されたのか伺います。

○財政管財課長（東 正和君）

ただいまご指摘のございました総合管理計画の中に記載のある統合や廃止の推進方針でございますが、ここに記載のある考え方というのは、未利用の普通財産を対象としたものを記載したものでございまして、伊集院文化会館がここに当てはまるとは考えておりません。

○7番（是枝みゆきさん）

当てはまるとは考えていないというご答弁でした。

さて、令和5年10月に出された総務省の示している自治体施設・インフラの老朽化・防災対策のための地方債活用の手引きによりますと、令和4年度から8年度にかけて、長寿命化事業として法定耐用年数を超えて建築物を使用するために行う改修事業があります。例として、外壁だとか屋根等の改修が挙げられております。充当率が90%、財政力に応じて30%から50%が地方交付税措置とな

っており、財政力指数が0.40ポイントの日置市は50%措置に当たります。集約化・複合化事業の予算措置と全く同等でございます。

国が推進する事業債を使ったら計画的な長寿命化対策もできます。検討すべきではないですか。

○財政管財課長（東 正和君）

長寿命化事業を行って存続を図るということも、これから市民の皆様にご意見を伺う上では、幾つかある選択肢の中の1つになり得ると考えます。

○7番（是枝みゆきさん）

あわせて、文化施設である築44年の吹上中央公民館の大ホール、これは伊集院文化会館と築年数は1年しか違っておりません。日吉の築41年の老人福祉センター内にあるホール、これらのホールは今後どうなさるおつもりでしょうか、お尋ねいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

同じく個別施設計画におきまして、吹上中央公民館につきましては大規模改修は行わず、軽微な補修で利用していく予定としております。

日吉老人福祉センターにおきましては温泉とホールが併設されており、現時点では長期利用を想定した施設となっておりますので、現時点では具体的な検討は行っておりません。

○7番（是枝みゆきさん）

秋に行われました各地の文化祭、それぞれのホールを使って舞台発表が行われました。ホール利用者は、東市来380人、伊集院543人、日吉150人、吹上412人と報告を受けております。作品展示なども同時に行われながら、地域の文化を支えるホールでございます。必要な補修を行いながら長く使うことが地域、市民のためだと私は考えております。

それでは、事業債を活用し、長寿命化対策

として年次的にホールの改修を行っている自治体は多数ありますが、霧島市を例に出してみたいと思います。市内に複数の文化ホールを持つ自治体です。

霧島市国分にあります霧島市民会館は昭和42年に建てられ、築56年経過しておりますが、建設から32年目に舞台照明設備、舞台機構設備など大改修を行っています。国が公共施設等総合管理計画を策定するよう要請する前に計画的に行われています。そして、令和3年度、55年が経過したことから2回目の大規模改修を計画しており、令和7年から8年度にかけて外壁、耐震、照明の大改修を行うそうです。概算で12億円を超えるであろうという話ですが、築80年利用をめどに進められております。さらに、今後は80年が経過した後を見据えて、建て替えをあり方検討委員会で検討しているとのことでした。

ほかにも、鹿児島市の谷山サザンホール、サンエール、市民文化ホール、全て改修に入ります。

さらに同規模程度、また、同じように40年以上経過しているホールを所有する幾つかの自治体にお聞きしましたが、改修の計画が立てられておりました。壊す予定が入っている自治体はありませんでした。それだけ市民にとって必要なホールなんです。

ほかの自治体の取組、いかがでしょうか。参考になさって、本市も具体的にもうちょっと研究をされませんか、お伺いいたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

それぞれの自治体におきまして、公共施設の管理計画があると思います。そこについては、こちらから申し上げることはございません。

○7番（是枝みゆきさん）

別にこちらから申し上げてくださいと言っているわけではありませんけれども、ぜひ参

考にして、ほかの自治体がどのような取組をなさっているのか、参考にされることも大切だと思います。

それでは、6番、行きます。

民間企業の協力が得られた場合、今、物価高騰の大変な時期なんです、市の負担額はどうなるのかお伺いいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

市長が1回目の回答で答弁いたしましたとおり、公共サービス部分と民間サービス部分を組み合わせた提案を頂いているところですが、施設の配置が具体的に決まっておきませんので、除却費用の負担区分というのがまだ分からないところでございます。しかしながら、長寿命化による存続あるいは解体、いずれの工事を実施する場合におきましてもアスベスト調査というものは必要になりますので、ここの部分につきましては数百万円程度の費用がかかるのではということは見込んでおります。

○7番（是枝みゆきさん）

そうしますと、市が仮に方向性を示している450人規模の多目的ホール、親子交流施設、市職員が配置される子育て窓口等については、もし仮にこれを建てるとしたら、市が負担するということになるんですか、お聞きします。

○財政管財課長（東 正和君）

今ご指摘の施設を、実際にそこを使う方法も幾つかあると考えております。完全にエリアを分けて、民間建設部分、公共建設部分ということになりますと、ご指摘の部分というのは市が負担ということにもなりますし、民間建設部分を市が、今おっしゃられたような用途で借り上げるという方法もございまして、その場合には賃借料が発生するというふうに、建設の形態によって考え方はちょっと分かれてくるというふうに考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

ちょっと時間がありませんので、本日提案しました市民との、まず文化審議会、これを持つこと、それからまた、文化会館の長寿化のための事業債を活用した存続の研究、検討、ここをぜひしていただきたいですね。本庁周辺のサウンディング型市場調査による民間のご協力とともに、ぜひ、ここは慎重に進めていただきたいと申し上げます。

文化会館廃止の考えは、あまりにも勇み足だと考えます。市長のお考えを伺います。

○市長（永山由高君）

文化会館の今後につきましては、これは先ほど来ご説明申し上げているように、サウンディング調査によってどのような可能性があるかということ、まずはしっかり選択肢をそろえ、その中には議員おっしゃるように文化会館の存続ということも選択肢の中に入れて、市民の皆様にしかりとお話をお聞きしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

大きな2番のことについて、2回目の質問をさせていただきます。

回覧板ですね。現在、地区自治公民館に指定管理者舞研が会館だよりを置いておられます。ほかにも、学校などの配付がありますというご答弁いただきました。地区館を訪れる市民が何割ぐらいいらっしゃるのでしょうか。お聞きすると、会館だよりを持ち帰る方はほとんどいらっしゃらない状況でございました。やはりこれは協議していただきたいんですけども、ぜひ回覧板に入れていただきたいと思っております。

もう一つ、なかなか目的を持たなければ両文化会館のホームページを開くことはないんですが、せっかく指定管理者舞研が作る会館だよりが発行されています。自主文化事業のみでなく、全てのイベントが多くて市民に情

報が行き渡って、舞台芸術を鑑賞できる機会が増えるように取り組んでいただきたいと思っております。

本市ホームページも、伊集院文化会館並びに東市来文化交流センターこけけを検索しますと、指定管理者の外部リンクが貼りつけられております。両施設のイベントを同時に見ることはできません。同時に見ることはできるように、日置市ホームページに両文化会館のイベント情報を掲載してみたいと思っております。

指定管理者発行の文化館だよりもよいのではないかなと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

情報の発信の方法につきましては議員のおっしゃるとおりでございますが、内容につきましては、また指定管理者とも協議を図りながら、市民に分かりやすい発信を行っていきたくと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

ぜひ、市民に分かりやすい情報を公開していただきたいと思っております。

それでは、2番につきまして、2回目を質問いたします。

この1回目の質問なんですが、自主事業を指定管理者に任せきりではないのかなと私は思っているわけです。働きかけると通告書には書きましたが、行政は任せるばかりでなく、積極的に取り組んでくださいという意味が込められております。

例えば、志布志市では毎年、劇団四季ファミリーコンサートの公演が行われています。もう10年以上続いている公演ですが、昨年、コロナ禍の中にあってもチケットは完売しております。お話を伺うと、行政が自主事業を担い、全国のプロモーターとの連携や市民の意向調査などを参考に、アンテナを高くして頑張っておられる様子でした。

本年度は鹿屋市行政が単独で同事業、劇団四季を呼んで、入場料の半額ほどは市が負担して公演を行ったそうです。チケットは即完売で、会場には市内のみならず遠く市外からの方々も訪れたそうです。

本市は指定管理者に委託しているわけですが、市民の文化芸術の推進、また、子どもたちの教育の一環と考えるときに、もっと積極的な関与が欲しいと考えます。

先日、伊集院文化会館で行われた、全国で素晴らしい成績を収められている松陽高等学校吹奏楽部定期演奏会に伺ったところでございます。午後からの開演にもかかわらず、席の確保のために朝10時から椅子を持ち込み並べられた方もいらっしゃいました。客席はほとんど埋め尽くされていました。人々の求める芸術水準は高いです。望む公演があれば市外からも多くの方が見えます。

本市のスポーツ施設も指定管理者制度を取りながら、行政は合宿誘致など働きかけ、予算も講じております。文化の活性化を図るための事業の誘致も、予算をかけて講じるべきではないでしょうか。

令和6年度、文化庁では、文化芸術鑑賞・体験推進事業20億4,600万円や、劇場・音楽堂等の総合的な機能強化を推進するための鑑賞機会や運営等の改善をする事業44億8,200万円の概算要求をしております。動向を見ながら、18歳以下の子どもたちがホールで無料で鑑賞できる舞台公演や、ホールを利用して複数の学校の子どもたちが本格的に鑑賞・体験できる活動などの事業もあります。地域文化振興に係る機能強化を図るために、専門的人材を活用し、総合的な取組も支援しております。

本市も、このような事業に取り組んでみたいかがででしょうか、お伺いします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

教育委員会では、青少年に児童演劇や落語

の生の優れた舞台を鑑賞してもらうため、県の市町村による青少年劇場事業を利用しております。会場は各学校等を利用し、全ての学校が鑑賞できるよう年次計画を立てて実施しているところです。

また、学校が申請者となりますが、文化庁の文化芸術による子ども育成推進事業では、昨年度は飯牟礼小学校で音楽劇を鑑賞しているところでございます。

今後も、芸術鑑賞の機会を提供できるように取り組んでまいります。議員のおっしゃるとおり、また、文化ホールを使つての文化庁での事業というのもありますので、そういうようなものについても今後検討してまいりたいと思います。

○7番（是枝みゆきさん）

川商ホール——鹿児島市民文化ホールですね——ここでは、公演中に地震、その後火災が発生したことを想定して、火元確認、通報、初期消火、コンサートの緊急中断、避難誘導等の自衛消防隊活動を行ったそうです。休憩後、防災に関する講演会が行われました。公募した参加者は約80人だったとお聞きいたしました。

先ほどのご答弁で、本市も城西高校の協力を得て行われたということでした。今後、ぜひ市民の呼びかけ、それからやはり共生社会として、障がいを持たれた方やご高齢の方々など、様々な方々のご協力を頂き、公演会と抱き合わせながら避難コンサート——コンサートをなさる方もご協力いただきながら、そういったものを行ってみてはどうでしょうか。

ご提案を申し上げまして、私の最後の質問といたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

災害に対する備えは大変必要なものと考えております。議員のご指摘のとおり、今後も指定管理者と協議をしながら、そのような災

害訓練等ができればと考えているところです。
以上です。

○議長（並松安文君）

次に、14番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。11月に、公明党創立者の突然の訃報が届き、私も深い悲しみに見舞われました。しかし、創立者に頂いた立党精神の「大衆とともに」を肝に銘じ、常に市民の側にいる議員として働くことをさらに決意し、通告に従いまして、連続59回目の一般質問をさせていただきます。

1点目、国の追加の重点支援地方交付金の早急な活用をの1、年内に低所得者世帯支援の1世帯7万円支給をできませんか。

2、推奨メニューの生活者支援4事業と事業者支援4事業の今後の取組の計画はどうなるでしょうか。

2番目に、子どもにとって一番の利益を考える本市のこどもまんなか政策はの1、保育士人材確保の取組の、日置市在住の保育士養成校へ通う学生は何人でしょうか。

イ、保育所等が採用を希望する、新卒保育士の数はどれくらいでしょうか。

ウ、保育士を目指す本市在住の学生に通学定期代や学用品等の市独自の経済的支援を考えませんか。

エ、こども誰でも通園制度に取り組むに当たり、保育現場の現状と課題、また、本市の取組予定はどうでしょうか。

2点目、給食費への助成の恒久化をの、コロナ禍における助成の効果はどう考えていますか。

イ、県内の状況はどうでしょうか。

ウ、給食費助成の恒久化を提案しますが、いかがでしょうか。

3点目、中学校3年生の給食に日置市産の牛肉の提供をの、日置市産牛肉は市内のどこで調達できますか。

イ、我が町の食文化として、9年間の最後の給食に牛肉の提供ができませんか。

4点目、高校3年生までの医療費無償化をの、県内の状況はどうでしょうか。

イ、子どもたちへの健康支援として、高校3年生までの無償化を考えませんか。

5点目、国の進める離婚前後親支援モデル事業に取り組みませんか、この事業の概要と効果についてお尋ねします。

イ、本市の母子家庭における養育費不払いの状況はどうですか。

ウ、前橋市における養育費確保支援事業の養育費に関する公正証書等作成支援補助金及び養育費の保証促進補助金事業とはどのようなものでしょうか。

エ、独り親家庭の貧困の一因である養育費不払いを抑止する前橋市同様の取組を考えませんか。

3番目、高齢者等に優しいまちづくりを1、生計を一にできていない場合の介護家族にも、高齢者介護手当をの、この手当の目的と現状での手当支給は年間何人でしょうか。

イ、要介護4・5の方が同居家族の支援なしに一人で自立して生活できている現状をお尋ねします。

ウ、条例の生計を一にしとは、どのような状況ですか。

エ、国は居宅での生活を勧めていますが、養介護4・5の居宅生活は支援なしの自立生活が困難であるため、「生計を一にし」の文言の緩和、検討を今後考えませんか。

2点目、軽度中等度難聴者への補聴器助成を考えないかの、難聴による認知症や鬱症状等で要介護につながる経緯はないでしょうか。

イ、軽度中等度難聴者への補聴器の価格は

幾らでしょうか。

ウ、専門医から助成をとの声がありますが、補聴器助成を考えませんかとお尋ねして、1回目の質問といたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、重点支援地方交付金のその1、低所得者世帯支援について回答します。

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯の負担の軽減を図るための7万円の支給につきましては、年内の予算化に向けて手続を進めており、1月末に1回目の支給を行いたいと考えています。

その2、今後の取組の計画について回答します。

重点支援地方交付金については検討段階ですが、推奨事業メニューの生活者支援については、日置市商工会プレミアム付き商品券事業や住民税均等割のみ世帯等に対する支援などを、事業者支援については、原油価格高騰の影響を受けた公共交通事業者への事業継続支援などを検討しているところです。

質問事項2、こどもまんなか政策についてのその1、保育士人材確保に係るア、日置市在住の保育士養成校へ通う学生数はとのご質問に回答します。

正確な数は把握しておりませんが、日置市内の特定教育・保育施設が受入れを行っている現場実習の学生数等から、20人未満であ

ると推測しています。

イ、保育所等が採用を希望する新卒保育士数につき回答します。

8月に既存の保育所等に行った調査結果では、来年度採用したいと考えている新卒保育士数は22人と確認しています。

その1のウ、市独自の経済的支援について回答します。

現在、保育士養成校との意見交換を行っているところであり、今後は保育士養成校に通う学生と対話を行うことも検討しています。その際に、議員ご提案の経済的支援も含めて、保育士を目指す学生にとってどのような支援が魅力的か意見を聞き、市独自の支援について検討していきたいと考えています。

エ、こども誰でも通園制度につき回答します。

こども誰でも通園制度は、現行の保育要件を満たさない子育て家庭に対して、時間単位等で保育施設を柔軟に利用できる制度であることから、子育て支援策として取り組みたいと考えています。

一方で、本市では利用希望に応じた保育の受皿を確保できていないのが現状です。また、短時間利用を前提とした多くの子どもを預かることとなり、多くの保護者との間で多岐にわたる情報のやり取りを求められることから、保育現場の負担が増大することが懸念されます。

このため、制度導入の時期については、現在取り組んでいる保育の受皿確保策による利用定員の充足状況を踏まえつつ、保育現場の皆さんとの対話を行った上で判断していきたいと考えています。

その2につきましては、教育長より回答いたします。

その3、中学3年生の給食に日置市産の牛肉の提供をのA、日置市産牛肉の食材調達につき回答します。

日置市産の肉牛は、食肉加工施設で処理された後、様々な店舗へかごしま黒牛として流通されるため、日置市産牛肉を常時取り扱っている小売店舗はありません。

その3のイにつきましては、教育長より回答いたします。

その4、高校3年生まで医療費の無償化のア、県内の状況について回答します。

県内では、薩摩川内市や鹿屋市など31市町村が高校生までを医療費無償化の対象としているところです。

イ、高校3年生までの無償化につき回答します。

高校3年生までの医療費無償化については、県や他市の動向等を見ながら検討するとともに、県補助金の拡充についても、県市長会を通じて引き続き要望を行ってまいります。

その5、離婚前後親支援モデル事業についてのア、この事業の概要と効果について回答します。

この事業は、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催や独り親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保に資する取組を実施するものであります。

事業の効果として、離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減し、養育費や親子交流に関する取組を促進すること等が挙げられます。

イ、本市の母子家庭における養育費不払い状況につき回答します。

本市では、母子家庭における養育費の不払いの状況について把握していません。

ウ、前橋市における養育費確保支援事業につき回答します。

養育費に関する公正証書等作成支援補助金については、養育費に関する公正証書等の作成に係る本人負担費用を最大4万3,000円

補助するものであります。

養育費の保証促進補助金については、民間保証会社と養育費の保証契約を締結した際の初回保証料を最大5万円補助するものであります。

エ、前橋市同様の取組を考えないかとのご質問につき回答します。

離婚届には、「面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定め、この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならない」と明記されており、離婚を考えている方が離婚届を取りに来た際に、法務省が作成しているパンフレットの配付を行うなど、養育費の取決め等について周知に努めているところです。

養育費不払いを抑止する取組については、国の支援モデル事業も踏まえ、今後検討してまいります。

質問事項3、高齢者等に優しいまちづくりをのその1、高齢者介護手当に関するア、この手当の目的と現状での手当支給人数につき回答します。

高齢者介護手当は、要介護4以上に相当する介護に当たっている在宅のご家族に対し支給しており、その労をねぎらうとともに、高齢者福祉の増進及び親族の扶養意識を高めることを目的としています。

手当支給人数は、令和4年度は38人、令和5年度は11月末現在45人となっています。

イ、要介護4・5の方が同居家族の支援なしに1人で自立して生活できている現状につき回答します。

要介護4以上の状態で、介護や福祉サービスを受けながら暮らしておられる方はいらっしゃいますが、近隣に住むご家族などの支援の有無について、個別のケースは把握しておりません。

要介護4以上の方が在宅生活を続けるため

には、介護や福祉サービス等に加え、地域やご家族等の支援も必要であると認識しています。

ウ、条例の生計を一にしの状況につき回答します。

生計を一にしとは、高齢者と介護者が住所を同じくし、生計を共にしている状況と定義しています。

エ、生計を一にしの文言の緩和につき回答します。

要介護4以上の方が居宅で生活を続けるには、家族の支援が必要であると認識しているため、生計を一にしの定義につきましても、社会情勢の変化を踏まえ、緩和について検討してまいります。

その2、軽度・中等度難聴者への補聴器助成についてのア、難聴による認知症や鬱症状等で要介護につながる経緯につき回答します。

認知症や鬱症状の原因も多岐にわたりますが、中には難聴が原因で外出や社会参加の機会等が減り、介護が必要な状態になることもあると考えます。

イ、軽度・中等度難聴者の補聴器の価格につき回答します。

軽度・中等度難聴者用の補聴器の価格は、安いものでも3万円、高いもので60万円程度となっています。

ウ、補聴器助成につき回答します。

軽度・中等度難聴者への補聴器助成につきましては、18歳未満で両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とされない難聴児を対象に行っています。

軽度・中等度難聴者への支援については、相談の状況や、国、県の動向を踏まえて検討してまいりたいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、引き続きまして、質問事項2の

(2) 給食費への助成についてお答えをいたします。

まず、助成の効果ということでございますけれども、食材費が高騰する中で、児童生徒の健やかな成長に必要な栄養バランスや量を維持した給食を提供することができたと考えています。また、物価高騰による保護者負担の軽減もできたと考えています。

そのイでございます。

県内19市の助成内容は、給食無償化が4市、給食費の一部助成が日置市を含めて14市という状況です。

ウでございます。給食費助成の恒久化でございます。

文部科学省においては、学校給食の無償化に向けて、実態把握や課題の整理が進められていると承知しています。これらの国の動向も注視しながら、学校給食費の助成については必要な財源を確保しながら進めてまいります。

続きまして、日置市産牛肉の提供についてでございます。アとイについては関連がございましたので、併せて回答をいたします。

日置市産牛肉につきましても流通や価格面において課題があり、導入は厳しいと考えていますが、我が町の食文化を子どもたちに給食を通して伝える取組として、おひさま給食習慣を実施しており、今後も日置市産や鹿児島県産の食材を活用してまいります。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、ご答弁いただきましたので、2回目以降の質問に移らせていただきたいと思います。

まず、11月に私は市長に対しまして、この臨時交付金、早急な活用について要望書を出させていただいたところでございますが、少しだけお尋ねをしたいと思います。

低所得者世帯について、7万円ですけれど

も、これは申請が必要になるのかお尋ねをいたします。

○福祉課長（坂上 誠君）

現在のところの計画でございますが、前回の給付金をもらった方で世帯異動のない非課税世帯につきましてはプッシュ型で通知書を送りまして、いついつまでに振り込みをします。ただし、口座の変更とか給付金を受け取らない意思のある方については、こちらのほうへ連絡をしてくださいという形で考えております。その他の方々、転入者とか世帯異動があった方々につきましては、確認書のほうを送付する計画をしております。

○14番（黒田澄子さん）

先日出されておられたばかりですので、異動がない方も多いかなと思いますので、プッシュ型で申請は要らないということで承りました。

1月末までに1回目の支給をお考えであるということで答弁いただいています。その後は何段階での支給になるのでしょうか。また、最終的にこの対象者の方は、おおよそ何月ぐらいには、ほぼほぼこれが完了されることになるのかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

まずは1回目の支給を1月末に行いたいと思っております。その他の世帯の方々も1月中旬ぐらいに書類のほうを送付しまして、順次支給を行っていく計画としております。支給の、いつまでかということにつきましては、今、国からの通知等を待っている状況でございます。

○14番（黒田澄子さん）

とにかく、急いで支給をしていただきたいということが、今回の質問の要旨でございますので、何とぞ、そこは頑張ってくださいと思っております。

国の示す推奨メニューの生活者支援分と事業者支援分の詳細についてお尋ねをいたしま

す。

また、プレミアム商品券とか地域公共交通事業者への支援のスケジュールなど、どのように考えておられるのかについてお尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

内閣府から提示をされました推奨事業メニューですが、生活者支援につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯や子育て世帯に対する支援、消費下支え等や省エネ家電等への買換え促進による生活者支援となっております。

また、事業者支援につきましては、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等や農林水産業に対する物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援というのが推奨メニューの内容でございます。

次に、スケジュールでございますが、今12月の議会中に補正予算追加の提案をさせていただきたいと考えております。5年度の補正予算で計上した上で、令和6年3月までに全ての事業について着手をするということになりますが、一部の事業につきましては6年度への繰越しという可能性がございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

はい、了解しました。たくさんメニューは出ているんですけども、予算額のほうでそこそこたくさん来ていけば、いろんなものもしていただきたいと提案したいところですが、ちょっと厳しいようですので、今、答弁された部分をしっかりとやっていただければと思うところです。

次に、こどもまんなか政策ですね。保育士人材確保について、まずお尋ねをします。今回、すみません、こどもまんなかということで、子どもから見たものを全部提案をさせて

いただいているということをご了解いただきたいと思ひます。

まず、日頃から子育て支援の真っただ中で働いていただいている保育現場の皆様、本当に心から敬意を表します。うちも孫がたくさん通っておりますので、ありがたいと思っております。来年度から139人の定員で5つの保育施設が新たに開設できるまでにサポートをされてこられた市職員の皆様にも、ご苦勞さまと申し添え、今後しっかりと見守っていきたくて思ひます。

まず1点目、学生において奨学金の免除制度が好まれるんじゃないかと、そういうことも提案したかったですけれども、調べてみますと、県のほうに、保育士を目指す場合に有意な奨学金があるということが分かりました。その内容と利用における、もし課題があればお尋ねをしたいと思います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

県内の保育士養成校で修学し、県内の施設で保育業務等に従事する意思のある学生に対しまして、就学期間中に無利子で160万円の貸付けを行う鹿児島県保育士修学資金がございます。この修学資金は、県内の保育施設等において5年間従事した場合、返還免除となるものでございます。

貸付金額や返還免除等を踏まえると充実した奨学金制度なんですけれども、保育士養成校との対話の中では、原則、他の奨学金制度との併用ができない中で、申請期間が入学後の5月下旬から6月下旬までと遅いことから、本制度の利用を諦める学生がいると伺っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

この制度は県が一生懸命やってくださっていて、今年度から50名枠を70名にまで増やされているようでございます。この点につ

いて、今回、県議会でも、同僚の県議のほうに質問をしたいというふうに言っておりましたので、その動向も見たいと思ひますが、全てがうちの町子どもたちに枠があるというものでもないのかなという部分で、私たちの町には養成校がない町でございますね。鹿児島市がほとんど、たくさんありますので、中身は分かりませんが、そっちの人たちにいっぱい行っているのであれば、地方の子どもたちは、とても通学費やいろいろ大変なんじゃないかなということで、今回いろいろ提案をしたところでございます。

私は、保育士を目指す学生等に、ぜひ日置市で働いていただきたいと願っております。要望も、22名ほど新しい人たちが欲しいと現場も言っています。学生等に対し、市内の保育施設の認知度向上、こんないい施設で働きませんかという認知度、どのような取組を考えておられるのかお尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

日置市ホームページへの掲載や子育て支援センター等へのパンフレットの配付、ポスター掲示等、従来の広報だけでなく、SNSなど複数のメディアを組み合わせた取組を検討しているところでございます。

また、日置市内の保育施設と保育士養成校の学生や中高生との交流イベントの実施を現在考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

教員不足も大変問題になっている中、保育士不足も似たようなところでございますが、やはり志を深く持って養成校に行っていっていらっしゃる方々が、ほぼほぼ保育の現場で働いてくださることを願うばかりでございます。

市独自の支援についても、今回はこのような提案をしましたが、今後、何らか検討したいという答弁も出ましたので、大変期待をして待っておきたいと思ひます。

また、保育士等の負担軽減、ここがまた大事ではないかなと思います。朝早くから夕方ちょっと遅い時間帯までお仕事されていますけれども、負担軽減のための加配の充実策というのは、市は何かお考えでしょうか、お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

国の補助事業を有効に活用しながら、保育所等が保育士の補助を行う者を雇用した場合や、遊具の消毒や施設内の清掃など周辺業務を行う保育支援者を配置した場合に、財政支援を行うことなどを検討しているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

それも大変すばらしいかなと思います。ぜひ、実現に向けて頑張ってくださいと思っています。

保育現場のほうでは、大変ご苦勞をおかけすることは十分理解しておりますけれども、このこども誰でも通園制度、公明党は昨年11月、子育てトータルプランも出させていただきました。その中でも頑張っている、いないにかかわらず、私たちも働かずに4歳児までを4人育ててきて、本当に毎日疲弊していたことを思い出すわけですが、誰でも通園制度の早期導入をぜひやっていただきたいと求めます。国は150のモデルと言っていますが、近々では50ぐらいが、何とか市町村が頑張っていくモデルの中に入っております。市はこの辺のようにお考えかをお尋ねをしたいと思います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

こども誰でも通園制度につきましては、現在、国が実施している試行的事業の結果などを注視したいと考えているところです。その上で令和6年度には、日置市で行っている一時預かり事業とこの本制度、こちらの制度の内容整理、また、保育現場の皆さんとの協議

を行い、事業実施を念頭に置いた準備に入りたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

令和6年度にはという若干前向きな答弁も頂きました。聞いているお母さんたちは楽しみにしていることだろうなと思うところです。

また、保育人材の確保、市長マニフェストにもありました、見つけました。現状を見たとき、本市在住の新卒予定者よりも保育所のニーズのほうが大きい状況です。本市在住の学生が全て本市に就職していただきたいんですけども、そうでもないのかなと推測したとき、厳しい現状を鑑みると一層の充実が必要と考えます。市長のご見解をお尋ねしたいと思います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保育士養成校からは、学生には最初の就職先は親元から通える場所を進めていると伺っています。このことから、市内事業所のご協力を得ながら保育士の仕事の魅力を発信するなど、保育士を目指す日置市内の高校生、中学生が増えるような取組を進めていきたいと考えています。

また、学生は、給与面だけでなく、職場の雰囲気も含めた働きやすさを重視する傾向にあると伺っています。在職中の保育士の皆様からも同様の意見を頂いていることから、保育現場が働きやすくなるよう負担軽減を図る事業に取り組み、情報発信していきたいと考えています。

なお、今後も保育現場や保育士養成校等との対話を継続して、保育現場の実態に即した保育人材確保の取組を進めてまいりたいと思っております。

○14番（黒田澄子さん）

保育で受皿的にも139名、来年度から増えてまいります。それに伴って現場も大変だ

と思いますが、今後とも努力していただければと一言申しておきます。

給食費について、コロナ禍における助成について、私も保護者さんは喜んでいてという声も頂いています。市もそうだと思います。

その中で、吹上のほうを回ったときに、近隣市で給食費無償化に取り組んでいるため、また、東市来の境目も近隣市が取り組んでいて、うちは近隣市に取り囲まれた地域になっている部分もあるんですけれども、多子世帯の家族が、日置市では給食負担が重いということで、無償化の町に転居された。自治会の人は、本当、地域の方は、せっかく子育て世帯が増えたと喜んでいただけで、日置市は無償化にできないんですかというふうに言われたらとって、私も若干責められたんですけれども、こういった声は市に届いておりませんかでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

これまで教育委員会のほうには、そのようなご意見は頂いていないという状況でございます。

○14番（黒田澄子さん）

教育委員会にまでは、ちょっと電話しづらいかもしれませんね。

現在、本市の助成は半額にまでは至っていませんね。子育て支援の視点で、保護者負担軽減の給食費無償化、考えられないのかお尋ねをしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

先ほども答弁いたしましたけれども、本市といたしましては国の動向も注視しながら、学校給食費の助成について必要な財源を確保しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

半額に至っていない我が町が——近隣市に

囲まれていますけれども——無償化が突然飛び込めないのであれば、何とか半額助成から、そういった形で計画的に財源を見つけつつ、囲まれた町の本当に苦しいところがございますけれども、何とかそこら辺をお考えにならないのか、流れをつくっていくということですね、計画を。その辺いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

ご指摘のことなんですけれども、これまで学校給食費の無償化につきましては、関係団体を通じまして国に要望させていただいているところでございます。国も実態把握や課題整理を行っているところでございますけれども、無償化となるまでは、本市をおきましては財源を確保しながら、可能な範囲での助成をしていく方向で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

今後に期待をしていきたいと思っております。無償化になると、どれほど皆さんが喜ぶかな、国も頑張ってもらいたいと思うところです。

次に、日置市産の牛肉、これ以前から私はずっと温めていまして、私の地域には牧場主がいらっしゃるんです。昨年、準優勝に輝いた牛さんも、うちの近所に住んでおられて、今回、子どもの視点から——私も日置市の牛、なかなか食べられないんです。地産地消の給食、どのようなものがまず活用されているのかお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

本市におきましてはオリーブオイル、それから野菜など、それから米、大豆、みそ、海産物の食材を活用しているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

市民も市内では口にするのが難しい幻の日置市牛とでもいいでしょうか。私も、地元の

牧場主さんがいろいろ前お話をくださって、以前は伊集院のまるごとフェスタに出ておりましたので、買いに走りました。また、2月ぐらいに、あるデパートでの日置市産物産展があるから待っているよと言われて、もう走って買いに行ったことがございます。それほど貴重な牛だということはよく分かっております。

価格も高いです。給食については、オリーブとか野菜とかに比べると、非常に不向きな価格のものであることは十分理解しております。

しかし、鹿屋市は、教育のために使ってほしいと希望する枠でされたふるさと納税を活用されて牛肉の提供をしていらっしゃるんですね、既に。うちもそういうメニューができないものか、その辺いかがか。資金繰り、非常に大変だとも思いますけれども、市長のご見解を再度お尋ねします。

○市長（永山由高君）

市長のご見解をというご質問なんですけれども、やはり給食に関するテーマについては教育長より回答をさせていただきます。

○教育長（奥 善一君）

では、私のほうからお答えをいたします。

日置市産牛肉の提供というのは、本当に意義があるというふうに思っています。しかしながら、先ほども答弁したところでですけども、流通及び価格という意味では大変課題があるというところがございます。

最終学年ということでは、現在の取組といたしましては、アンコール給食というものを3学期に実施しております、アンコールですから、もう一回というところなんですけれども。昨年は伊集院学校給食センターにおきましては、主食はアップルパンとか、それからワカメ御飯、それからおかずでチャンポンとかシューマイ、こういったものを加えた献立を用意しているようです。現時

点では、日置市産牛肉というのはまだまだ厳しいかなというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私も、本当にみんなに食べてほしいという思いはありますが、せめてこの町を卒業する年度に、ちょこっとでも何かできないかなという提案でございます。今後、また検討をしていただければと思っております。

次に、医療費無償化ですね、3年生まで。本市も段階的に——私は議員になって15年目ですけど——少しずつ少しずつやってきて、今、中学校3年生まで無償化実現しているところです。高校進学は当たり前の時代に入り、高校生は体力とかも体格も成熟して、小さな子どもたちに比べると病気も少ない世代です。県は既に高校3年生までの非課税世帯への無償化も進められてきました。県内でも31の自治体が無償化に取り組んでいます。やはり市民の声と市長の決断が、そこにはあったのかなと推測するところです。

今後、本市の取組の計画について、市長のご見解をお尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

先ほども市長の答弁でありましたように、高校3年生までの医療費無償化につきましては、県や他市の動向等を見ながら検討したいと考えております。高校3年生までの医療費を無償化した場合、予算額も大変増大することから、市の財政状況や財源の確保も必要となってきます。子どもがどこで生まれても、どこで育っても、等しく育つ環境を整備するため、県補助金の拡充についても県市長会を通じて、引き続き要望を行っていきたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

31の自治体がもう無償化に取り組んでいますが、それ以外のところで本市も頑張っ

いる部分は確かにあることは理解をしております。頑張っていたきたいとしか言いようはないわけですが、国や県も、子どもたちが本当にたくさん育って、元気に育っていただくことが我が国のミッションでございますので、そこら辺もまた要望を市長等も頑張っていたきたいと申し添えておきます。

離婚前後親支援モデル事業、多分議員さんたちも初めて聞かれるかなと思います。まず、養育費とはどのような定義なのかお尋ねをします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

養育費とは、子どもを監護、教育するために必要な費用のことをいいます。一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立する——例えば、大学等を卒業するまでという形になりますが——までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○14番（黒田澄子さん）

私は、養育費、どういった定義かと聞いたのは、親のためのものではない、子どもを育てる、子どものためのものということで、今回こどもまんなかに入れ込んだわけでございます。今、ご答弁いただいたとおりでございます。

ひとり親の中で、特に母子家庭の場合、子どもの貧困状況について、市は現状をどのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

国の国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率は平成30年時点で13.5%、およそ7人に1人が貧困の状態であるとされています。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないように、必要な環境整備を行っていく必要があると考えています。

○14番（黒田澄子さん）

ひとり親でなくても貧困な世帯はございまして、我が子たちも弁当を持たせると、帰ってくるたんびに今日のしけ弁としょっちゅう言われていました。もう本当に食べさせることが必死なのは母子家庭も通常の家庭も一緒だと思いますが、特に母子家庭は厳しいのかなと推測します。

では、こども家庭庁の小倉大臣は養育費受領率の達成目標を設定したと先日表明をされておりますが、その内容についてお尋ねをします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

国の達成目標といたしましては、希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるとの認識の下で、養育費の取決めをしている場合の受領率について、2031年に70%とすること、養育費の取決めの有無に関わらない全体の受領率につきましては、2031年に40%とすることを掲げております。

○14番（黒田澄子さん）

取決めをしていない、そういったことが大きな課題にもなっていて、もう嫌だからあなたと会いたくないと。でも、子どもはそういうわけにいかないという部分もございまして。70%を大臣がやるぞと決めておられますので、そこにいろいろ国もやってくるのかなというふうには考えています。

離婚を考える市民が離婚届を取りにまいります。私、この間、離婚届というものを初めてもらってみました。ちょっとすみませんね、ちっちゃめなんですけど。以前のものをもらったことがないのでよく分かりませんが、ここのところに、子どもの養育に関して、やっているかやっていないかのチェック項目が、必ず、子どもさんがいる場合にはチェックするようになっております。まだ決めていないという項目が、養育費についても出てまいります。これ多分、市民生活課でこうやっ

て持って来られると思うので、チェックをされるんだろうなと思います。

そこでお尋ねをしたいと考えておりますが、決めていない人たち、この人たちには何らかの相談とかができているのかお尋ねをいたします。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

現在、面会交流や養育費の分担の取決めについて具体的な相談はありませんが、離婚を考えている方が離婚届を取りに来られた際、法務省が作成しているパンフレットの配付を行うなど、面会交流や養育費の分担の取決め等について周知に努めているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

そのようなこともやってくださっていることで、少し安心をしましたが、なかなか公正証書を作るということも簡単にはいかないのかなと思います。

国が公正証書等の作成に2分の1の補助をする事業が、この親支援モデル事業でございますが、前橋市さんは令和4年度実績で公正証書の申請が30件あったということでした。前橋市さんは、市の作成した「ひとり親家庭ブック」というものを作っておられて、養育費についての記載もございまして、離婚届を来た方や弁護士会においても、こうして置かせていただいているということで、目に触れるようにされていて、我が町は半額助成できていますよということで分かるようになっていそうです。

今年度、取り組まれた鹿児島市、10月1日で公正証書の補助3万円の申請が10件あったと。これは10月1日ですので、今後また伸びていくとは思いますが。この制度のチラシを作ってございまして、公証役場、家庭裁判所、支所、公民館、生活保護の課、市民生活の課、そういったところで配付をされ、

広報をされているということでございました。

何も離婚を勧めるわけではございませんけれども、苦しんでいる人が、今後どのように生きていこうかというときに子どもがいると、どうしてもいろんなことを心配されると、そこは推測できます。現在の日本は単独親権、どちらかが親権を取ることになっていて当たり前とと思っていましたが、世界的には珍しい。今後、共同親権、親双方が親権をとるという方向にどんどん動いていきそうな気配もありそうです。

今後、検討と答弁されましたけれども、子どもまんなか宣言をした本市として、子どもの貧困を防ぐ支援として、親支援講座などを検討ということでございましたが、子どものための養育費が受領できるための公正証書作成等への支援補助などを行っていただけないものか、市長のご見解をお尋ねいたします。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

民法には、離婚の際に両親が協議で定めるべき事項といたしまして養育費の分担が定められ、養育費の取決めをする際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないと定められております。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることはとても大切なことであると考えます。養育費不払いを抑止する取組につきましては、国の支援モデル事業も踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

子どものためを考えて、いろんな政策を国も支援をしておりますので、日置市もまんなか宣言されておられる町でございまして、ぜひ、できれば早急に、そんなに時間は要らないんじゃないかなと思ったりもしますので、取り組んでいただけないものかと申し添えておきたいと思っております。これは、あくまで子どものためということでございます。

次に、高齢者に優しい町ということで、介

護手当の件でございます。定義の緩和を検討と答弁をしていただきました。ここはすごく前向きであったなというふうに思っております。

今回は、地元の市民、また、ケアマネジャーさんからも非常に強い要望を受けております。背景には、他県からつないで兄弟で親の介護に当たっていると、また、親自体がここにいたいんだということがあって、同居を好まないということもあって、そういう状況で県内のいろんなところから実家に帰ってきて、結局、面倒を見ていますよ。そういった人たちは、今回、全く手当は頂けていないですね。

一番悲しいなと思うのは、田舎における自分のおうちと——本家と隠居部屋という言い方はとても古い言葉ですけれども——本家がある敷地内に子どもたちがおうちを建てていると住所が変わってしまいますね。だから、親は本家にいるんだけど、子どもが隣の家から行っても住所が一緒でない、生計が一緒でない。でも、この人たちがサポートしないと、親はやはり1人で生きていくというのは厳しい状況ということで、愛情深く、そうやっている人たちも駄目なんですよという今回の現状で、強い要望を頂いています。

実は、私も14年余り親を介護していましたが、たまたま同居していましたので、最後の1年か2年ぐらい、この手当を頂けて、少しうれしかったですね。自分のために、ちょっとしたでも心が豊かになるようにと使っていたことを思い出します。

まず、市民からの相談等が来ていないのか、あればどのような内容かをお尋ねしたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

市民の方からの相談としましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、介護をしているけど、隣に住んでいるけど、手当の対象

にならないのか。それから、介護サービスを支払っているんだけど、対象ではないのか。それから、食事を作り、食べさせているが、対象にならないのかといった相談がございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時からとします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

寝たきりの状態で、自宅等で生活している市民及びそれをサポートしている介護家族者、今後はさらに増え続けると想定されるわけでございます。介護申請者の増加も、どんどん増えていこうと思います。言わば、介護保険の全てを利用しないで暮らす方々が、この居宅で頑張っている皆さんだと、貴重な市民であるというふうに考えます。

介護施設に入る人が増えることは、介護保険の圧迫と値上げにもつながっていくわけです。これだけでストップできるということは思いませんけれども、相対的な利点が市にもあると思います。福祉課の手当の部分と介護保険課の制度の部分と、でも実際は同じ市民が受けるわけですので、そういう効果があるのかなというふうにも思います。

せめて、緩和をされるということであったんですけども、市内在住者に緩和を、せめて、してもらえないものかなというふうに提案しますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

市長答弁にもございましたように「生計を一にし」の定義につきましては、社会情勢の変化を踏まえまして、緩和について検討をしてみたいです。

○14番（黒田澄子さん）

いろんなところから介護に走ってこられている家族の方には申し訳ない思いもありますが、日置市の財源で出す手当ででございますので、せめて日置市内から来ていらっしゃる方には何とかできないかなというふうに提案をしたところでございます。

市長のマニフェストにも、地域福祉のあらゆる人にとって暮らしやすい日置市として、年を取っても住み慣れた自宅で過ごす、地域包括ケアの強化を打ち出されています。この視点で、この手当への早期の緩和に向けて、市長のご見解をお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

この、高齢者介護手当についてでございますが、目的のほうやはり、高齢者福祉の増進と親族の扶養意識を高めるということで、これを今回、「生計を一にし」の定義を見直すことによりまして、地域包括ケアの強化につながるかと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

頑張っていたきたいと、申しとおきたいと思えます。

最後に、軽度・中等度難聴者への補聴器助成ということで、今回の提案は市内の専門医さんのほうから要望がございまして、お話を伺いに行ったところです。今の町のお医者さんは、患者がほぼ100%この軽度・中等度の難聴者で、補聴器が購入できない方もいらっしゃるということで、できないとどうなるのかということと、難聴があるとコミュニケーションがうまく取れない、もどかしく感じたり、耳学問——人から聞いたことの知識ですね、これが入ってこないで損をしている。言葉を聞いて、理解して、返事するという作業は、脳のあちこちを使って行われているそうです。難聴があるとそれがスムーズに行われない。

また、欧米に比べて、補聴器の使用量が非

常に日本は少ないということになっていて、中等度の難聴の人でも、3割ぐらいしか補聴器が——3割未満ですね、使われていない。補聴器を使用している人は、中等度の難聴があっても知識力の低下が抑制されている。だからやっぱり、ちゃんと聞こえているということは、非常にその方にとっても、周りの人たちにとっても、大変、補聴器を使用することが役立っているということですかね。

それと、難聴の高齢者は、認知症リスクが61%にも上昇してしまうということで、高齢者の3分の2ぐらいがその影響を今後、受けるであろうという、そういうニュースもあります。でも、補聴器を使用して適切なケアをしていけば、その認知症のリスクも低くなっていく、そういった中で、WHOが、難聴が認知症につながっていくと警鐘を鳴らしています。これは特殊な病気なのか、お尋ねをしたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えします。

加齢性難聴は、加齢によって起こる難聴で、誰にでも起こる可能性があり、認知症の危険因子の一つと認識しております。

○14番（黒田澄子さん）

誰にでも起こる、要は、先生がおっしゃるには、特別な病気というより生理現象、公明党は以前、白内障の保険適用をしましたがけれども、今はもう白内障で目が白くなって歩いている方はほぼ見なくなりましたね。それは、保険適用されてどんどん皆さんがされていく、それもある意味、年を取ったあかしとして、やはり目のほうもいろいろ不具合が出てくる、似たようなことなのだろうな、生理現象ということでございます。

そのとき、専門医の先生がおっしゃったのは、特別な病気というより生理現象ですと、私もなります、いずれあなたもなります、市長も、お若いんですけども、ある一定年齢

に来ると、なる可能性が誰でもある、ここの中の人たちは、今は聞こえているんだけど聞こえづらくなったり、さらにはもう、本当に、中等度になってくると、もうほぼほぼ聞こえが、何ていうんですかね、厳しくなってくる。

そこで、30 dB、60 dB、ここの間が軽度、中等度と言いますがけれども、どのような聞こえ方になるかご存じでしたらお尋ねをします。

○福祉課長（坂上 誠君）

日常生活におきまして、聴力レベルの25 dBから39 dBの方というのは、小さな声が聞きづらい、これが軽度の難聴者となります。40 dBから69 dBの、普通の会話が聞きづらい方は、中等度の難聴者に区分されております。

○14番（黒田澄子さん）

私、今、聞こえているので、聞こえない状況が分からず、専門医の先生にどんな状況ですかと聞きました。一番低い30度ぐらいになると、シャワーをするとき、耳に水が入ったとき、何か聞こえないな、あれが軽度ですって、それがずっと続いている状態ですと。

先ほど、69と言われたんですけども、一番高いレベルで言うと、耳に指で、こう、入れて、これで聞こえるって、もうほとんど聞き取りにくいですね。皆さん、後でもらえれば、市長、もう、されてますけど、人の声を聞きたくないとき、子供のときこういったことがあったかもしれませんけど、その状態が中等度になるということで、非常に、中等度になると厳しい状況かなというふうに思います。

コミュニケーションができないのが、家族からも疎外をされることが非常に厳しい、いいことは何にもありません。コミュニケーションツールが取れないので、地域でいろんな介護の関係のイベントがあっても参加ができない、また、中には本当に鬱を発症して、自

死をしてしまう場合もあられる方がいらっしゃるようです。この点、市はどのようにお考えでしょうか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもありましたが、難聴が原因で外出や社会参加の機会などが減ることにより、社会的孤立から鬱症状などになり、痛ましいケースになったと考えます。

○14番（黒田澄子さん）

軽度・中等度の難聴児には支援が行われています、18歳までですね。昨年度、何人いらっしゃったのでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

昨年は1名となっております。

○14番（黒田澄子さん）

今回は、高齢者ということで区切らずに、全国的に、難聴者ということでやっているところが多うございます、新潟は特に一生懸命やっておられます。子どもたちのときには18歳まで助成がありますけれども、19歳になるというのは、大学生になる頃から助成がございません。この辺のところの支援ができないのか、最後にお尋ねをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

先ほどの市長の答弁にもございましたように、軽度・中等度難聴者の支援につきましては、相談の状況とか国、県の動向を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（並松安文君）

次に、4番、長倉浩二君の質問を許可します。

〔4番長倉浩二君登壇〕

○4番（長倉浩二君）

それでは、通告に基づき質問させていただきます。

私たちは、日々生活を送る中で絶対避けたいことのの一つが、犯罪や事故に巻き込まれる

ことであります。しかし、現実はその簡単ではないようです。実際、世界の各地では民間人を巻き込んだ戦争、紛争が今も繰り返されており、乳幼児から高齢者までがその犠牲となっています。

また、毎日のように、ニュース番組の中でも、交通事故や火災などの映像が流されています。

安全及び安心という単語は、それぞれ単独で使われていたと思いますが、セットとして安全、安心というフレーズが多く使われ始めたのは、いずれも、1995年に起きた、阪神淡路大震災及び地下鉄サリン事件以降だったと言われ、そして2011年の東日本大震災を教訓に、まちづくりのバックボーンの一つとして、国をはじめ多くの自治体で取り入れられ、持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

本市では、その取組の一つとして、平成27年から順次、市内86か所に見守りカメラと称する防犯カメラが設置されています。交通量の多い交差点や学校や地域の公民館付近に設置されているようで、これまで多くの事件や事故の捜査や解明に役立っているものと思います。

防犯カメラは、言うまでもなく、これら事件の捜査や事故の解明だけではなく、犯罪防止にその大きな効果が期待されています。

そこで、1問目の質問でございます。

見守りカメラ設置完了の前後で、市内犯罪発生にどのような変化がありますか。

さて、本市の防犯カメラは、日置市見守りカメラの設置及び運用に関する要綱により運用されています。平成27年に設置が始まり、8年が経過しました。この間、人口は3,400人ほど減少しましたが、町の姿は、行政のみの力だけでなく、民間のご努力にもより変化しつつあります。それにより、人の流れも変わります。私の住む日吉地域では、

5つの小学校、1つの中学校が日吉学園1校になる一方、空き状態だった工場や店舗に、新たな事業者が進出してきたり、地域2つ目のコンビニが開店するなどの変化が見られます。

そこで、2問目の質問です。

町の変化や新たな人の流れに対応した、今後の防犯カメラの整備計画はどうなっていますか。

一方、町の変化は新たな施設や道路の開設だけでなく、目に見えにくい変化があります。それが、空き家と独居高齢者の増加です。過疎地域においては、これらの変化への対応が、喫緊の課題の一つであると考えています。実際、私が管理する空き家の1つで、ガラスを破られ、鍵を開け住宅に侵入されるなどで、農機具を盗まれたこともあります。

また、昼間、家にいると、着物など使わないものはありませんかといった電話がかかってくるのがよくあります。このような電話は、私の家だけではないはずですが、全てが悪意のある業者などとは決して申しませんけれども、もし、独居高齢者のお宅にかかって、話が進んで、家まで来られたら、と考えると、あとはもう想像のとおりだと思います。

今、訪問販売や訪問買取りなど、いろいろな目的で地域に入って、家を無差別に訪問される方がおられます。このような事案を受けてか、個人でも防犯カメラや防犯灯を設置したり、地域ぐるみで対応を始めたところもあります。それでも、全ての地域をカバーするには限度があります。

県と鹿児島市では、地域住民の防犯活動を補完し、安全、安心な生活を、まちづくりを推進するため、町内会などが設置する防犯カメラの設置費用の一部を助成する制度を設けています。

そこで、3問目の質問です。

自治会、通り会などが設置する防犯カメラ

の設置費用の一部を助成する制度を設けませんか。

防犯カメラの設置は、一つ間違うとプライバシーの侵害のおそれを指摘されたり、監視社会への懸念など、マイナスの面を心配する見方もあることは承知していますが、住民の安全、安心あつてのことです。それらに十分配慮した上での制度設計を期待し、1問目の質問とします。

続いて、人口減少社会についての質問です。

これまで、総人口のグラフといえば、右肩上がりのグラフが当たり前とっておりましたけれども、2008年を境に、とうとう右肩下がりのグラフとなりました。

戦後の復興から高度経済成長を経て、経済大国へと上り詰めると同様に、人口も増加し、頂上へと駆け上がりました。人口増加社会においては、それまで経験したことのない社会の変化に、人も国もほぼ画一的な歩を進め、個人重視というより、集団での価値を重んじてきたのではないのでしょうか。

経済的な発展により、国や都市圏、個人も経済的価値を手に入れ、さらに拡大、成長していく時代でした。それを陽とすれば、陰と言われる地域が、多くの人材を、陽と言われる都会へ送り込んだ、鹿児島を含む地方ではないのでしょうか。それは、残念ながら令和となった今でも続いています。

国としては、このような事態を重く受け止め、人口減少に歯止めをかけ、東京への人口一極集中を是正し、豊かな地域社会をつくるため、平成26年、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。

本市ではそれを受け、平成27年に日置市人口ビジョン及び日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、人口流出の抑制と人口規模の維持を目標に掲げ、幅広くその達成のための事業に取り組んでこられました。

しかしながら、昼夜を分かたぬ努力もむな

しく、その目標を達成するには至っていません。

人口減少の原因は、多くの要因が複合的に絡み合い、単純なものではありませんけれども、一般的には、若者に対する社会保障の貧弱性からくる雇用、生活の不安定さによる未婚、晩婚化、それにより出生率の低下そして人口減少社会の到来と言われていています。地方の過疎化、企業の撤退、事業継続の困難による廃業は、その社会に対応したまちづくり、社会システム構造に課題があるようです。

そこで、1問目の質問です。

これからの人口減少社会に、どのような方針を持って向き合っていきますか。

人口減少は社会の活力を低下させ、行政をはじめとした社会関連サービスの低下が懸念されます。まず、地方自治体、日置市を経営運営していく行政全般ですが、人口減少が及ぼす影響は広範にわたり、中でも税収の減少、社会保障費の増加、道路等インフラの整備、公共施設の老朽化に伴う整備等の遅れなどが考えられます。

そこで、2問目の質問です。

人口減少社会が及ぼす、行政経営上の課題は何であると捉えていますか。

人口減少社会で最も懸念されることのひとつが、生産年齢人口の減少であります。いわゆる、15歳から64歳の人口減少です。日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、諸施策が行われています。その中で、人口減少の要因の一つとして仕事が挙げられます。

そこで、3問目の質問です。

社会全体の労働者不足が社会問題となっています。行政として、どのように対応しますか。

一方、経済活動とは別の、地域活動の根幹をなすコミュニティーにもじわじわと影響が出てきています。雇用形態の複雑化や個人個人の価値観の多様性とも相まって、地域への

帰属意識の低下とともに、人と人とのつながりは希薄化してきています。それに追い打ちをかけるように、人口減少が進行しています。

コミュニティーにおいても、手をこまねいているわけではありません。組織や事業の見直し、縮小など、身を削る変革も見られます。今後は、コミュニティー同士の連携協力により、お互い補完し合いながら、持続可能な地域を構築していくことが必要であるのかもしれませんが。実際、自治会の伝統芸能や行事の運営に関して、大変な苦勞や決断をされている場面を見られます。

そこで、4問目の質問です。

人口減少はコミュニティー機能低下をもたらすことが懸念されます。行政はどのように関わっていきますか。

以上、1回目の質問とします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、防犯カメラの効果・拡充についてのその1、見守りカメラ設置前後での犯罪発生件数の変化について回答します。

市で設置しました96台の見守りカメラは、令和元年度に設置が完了しております。

鹿児島県警でまとめられた市町村別の犯罪発生の実態によります刑法犯認知件数は、平成30年で202件、令和元年で157件、令和2年で90件、令和3年で94件、令和4年で92件となっており、見守りカメラ設置完了前後で比較しますと減少傾向にありますが、近年は横ばいの状況となっております。

その2、今後の防犯カメラの整備計画につき回答します。

現在の見守りカメラ設置場所については、設置準備段階から日置警察署と協議を行い、カメラ設置の必要性の高い場所に設置しておりますので、今のところ整備計画はありません。

今後、通学路の変更や大型施設等の新規立地など、防犯上の大きな変化があった場合、犯罪の蓋然性の高い場所に対しては、日置警察署と協議し、新設を検討することになります。

その3、防犯カメラの設置費用の一部助成につき回答します。

防犯カメラは、地域における見守りなど防犯活動を補完するものであり、その設置については、プライバシーの侵害や監視社会への懸念などがあることから、市民の権利利益を保護するために慎重な対応が求められます。

自治会や通り会などで設置する場合、設置後の維持管理や経費負担、警察等への情報提供や画像の管理に係る運用など、様々な課題を整理する必要がありますので、防犯カメラの設置に対する助成制度は、今のところ考えておりません。

質問事項の2つ目、人口減少社会についてのその1、人口減少社会に対する方針につき回答します。

現在も含めまして、これからは、人口減少社会を前提としながら、持続可能な行政経営を行っていく必要があるものと考えています。

その上で、中長期的な視点に立った、自然及び社会増減に対するそれぞれの施策を展開することにより、少しでも急激な人口減少の抑制に取り組むとともに、人口減少社会においても市民が安心して、楽しく、生き生きと暮らす社会構築を目指し、多様な人材等が本市を舞台に活躍できる仕組みづくり、環境整備などが必要になるものと考えています。

その2、人口減少が及ぼす行政経営上の課題につき回答します。

人口減少社会により人手不足が深刻化すると、企業の撤退や市内中小事業者の廃業など、地域経済の縮小が懸念されます。その結果、税収の低迷に加えて、総人口に占める高齢者の割合が高まり、社会保障関係に要する経費

が増加するなど、これまでのような行政サービスの提供が困難になる可能性があるものと考えています。

その3、労働者不足について回答します。

ハローワーク伊集院管内では、特に建設業、製造業、医療、福祉の分野において、人材不足に悩みを抱えている企業が増加していることは認識しています。

地域内企業が仕事の魅力を発信する機会をつくるため、企業の魅力説明会、4市合同企業説明会、異業種交流会での人材獲得セミナーなどを開催し、市内企業への就業機会の拡大や雇用創出に向けた取組を行っています。

その4、コミュニティの機能低下につき回答します。

人口減少により、これまでコミュニティによって維持されてきた様々な取組の継続が難しくなることが予想されます。

今後は、行政、市民、企業、団体など、さらに多様な主体による協働のまちづくりが求められると考えます。

以上です。

[教育長奥 善一君登壇]

○教育長（奥 善一君）

ただいまの、最後の、人口減少の機能低下による懸念ということでございますけれども、人口減少については非常に深刻な問題だと捉えています。地域においては、これまでどおり生涯学習の充実を図り、幅広く工夫した取組が必要であると考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

それでは、続きまして質問しますが、先ほども出ましたが、県警の市町村別犯罪の認知件数を見ますと、お隣、鹿児島市の住宅対象侵入盗——盗みですね、それからオートバイ盗——盗み、自転車盗に関しては減少傾向にあるようです。防犯カメラの効果だけでなく、関係者のご努力や地域の防犯意識の高

さによるところが大きいのかとも思います。

一方、事故、犯罪解決ではなく、高齢社会における特有の事案である、認知症などを原因とする徘徊も大きな課題であります。

そこで、過去3年間における認知症やその疑いも含め、全行方不明者件数は何件ありましたでしょうか。そして、その中で防犯カメラが効果を発揮した件数は何件だったでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

過去3年間の行方不明者の件数は、令和2年度7件、令和3年度6件、令和4年度4件となっております。今年度は8件となっております。そのうち、見守りカメラの映像が効果を発揮した件数は、これまで3件ございます。行方不明者捜索に際しましては、捜索の一助となるよう、付近のカメラ映像の確認をその都度行っているところでございます。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

今後、ますます進行する高齢社会を考えると、自分自身も他人ごとではないような気がし、この数字は今後、増加するのではないかと考えています。

ところで、市は、市が設置した防犯カメラ以外で、住民団体や通り会など、団体が設置した防犯カメラの設置件数を把握されていいますか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

市が把握しております住民団体、通り会などの団体が設置した防犯カメラについては、吹上地域のえびす通りの通り会において、平成27年に11台設置されております。

以上でございます。

○4番（長倉浩二君）

はい、分かりました。

では、現在設置の防犯カメラは日置市見守りカメラの設置及び運用に関する要綱により運用されていますが、その第3条第1項に規定する見守りカメラ管理者とは誰になりますか。その役職名と役割をお知らせください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

見守りカメラは総務課所管でございますので、総務課総括監が管理者となります。

管理者の役割といたしましては、見守りカメラの適正な運用が図られるよう、設備の管理や画像の管理、情報提供の制限に関する業務を役割としております。

以上でございます。

○4番（長倉浩二君）

また、同じ要綱の第4条第2項では、見守りカメラの撮影対象区域の見やすい場所に見守りカメラを設置している旨を表示するとありますけれども、現在の表示は防犯カメラが設置されているポール、3mから5mぐらいのところでありまして、実際、測定はできませんけれども、目測で幅が10cmから15cm、長さが四、五十cmぐらいかと思いますが、この要綱で言うところの見やすい場所とは言い難いと思います。

犯罪を防止するという目的からすると疑問に感じますが、現状の表示は見やすい場所だとお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

見守りカメラの設置表示につきましては、設置当初に警察署や道路管理者等と協議の上、カメラの下のほうに黄色の表示板を設置してございます。今、議員がおっしゃられたとおり、若干上を見上げるような場所となっております。

り、分かりづらい部分はあるかと考えております。

今後、犯罪の抑止力等も考慮いたしまして、更新の時期を踏まえながら、表示板の設置について警察署や道路管理者等と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（長倉浩二君）

実際、地域のほうでも、表示板を大きなのを取り付けるというような試みもされているところもありますので、早めの改善を期待するものでございます。

また、防犯カメラと同様、地域での事故や犯罪の目撃者となるのが、車に搭載されたドライブレコーダーがあります。普及率は半数を超えたとのデータもあるようですが、市においては、更新される公用車へは、ドライブレコーダー搭載も徐々に進んでいるようですけれども、早急な全車両への搭載が望まれるところでございます。

そこで、全公用車へのドライブレコーダー搭載を完了するのは、何年後の予定でしょうか。

○財政管財課長（東 正和君）

公用車総数245台のうち、ドライブレコーダーを搭載している公用車は28台となっております。昨年度から、更新時にドライブレコーダーを搭載するようにしておりますので、全車両に搭載となりますと10年程度はかかるものと考えております。

○4番（長倉浩二君）

防犯カメラは、事件や事故の早期解決にも役立つことはもちろん、犯罪の抑止効果があるのは周知の事実でございます。

先ほども申し上げましたが、特に、高齢者世帯や独居世帯の方々が多く暮らす過疎地においては、見知らぬ人の訪問など、不安を抱く方は多いと思います。持続可能で、より安全、安心な社会実現のため、地域の防犯意識

の向上と、それを補完する行政の働きに期待し、次の質問に行きます。

先ほど、基本方針を伺いましたので、それに基づき質問を深めていきたいと思います。

まず、本市の行政経営に関してであります。

4大経営資源と言われるヒト・モノ・カネ・情報の中で、最も大切なものはやはり人ではないかと思っています。

そこで、職員採用について伺います。答弁にも、本市を舞台に活躍できる仕組みづくりをという言葉がありましたけれども、一般企業では、採用に関してはコロナ前の基準に戻りつつあるとの報告もあるようです。その要因の一つとして、中小企業を含めた初任給の引上げがあります。今後は、民間との新卒者の争奪戦が始まった感があります。これまで、面接では応募者が精いっぱい自分の魅力や強みをアピールしていましたが、今後は採用側の市としても、市や公務員の魅力をさらに強みに発信していかなければ、学生は集まってこないのではないのでしょうか。

そこで、日置市職員採用募集に関し、日置市及び公務員の魅力、強みは何であるとアピールしていかれますか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

日置市は高速道路、JRなどの交通網が整備されておりまして、利便性の高いまち、そして、薩摩焼、温泉、吹上浜などの多くの観光資源に恵まれている。それらの資源を基にアイデアを出し合いながら、様々なことに挑戦できることが、日置市の魅力、強みであるというふうに考えています。

また、市職員につきましては、国や県の職員と違いまして、常に地域住民による地域活動が業務から切り離せない関係にあるということから、地域住民の意見や要望をよく聞いて、地域の実情に応じた課題解決をできる仕事、あるいはまた、保健・医療・福祉、産業・経済とか教育・文化、幅広い分野で活躍

できることが、地方公務員の魅力、強みであるというふうに考えておりますので、それらを職員募集に際しアピールしていきたいというふうに考えております。

○4番（長倉浩二君）

そのような強み、魅力を発信して獲得した戦力は、できるだけ離さないような人材育成、職場環境づくりにも努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、インフラの整備に関してでございます。

道路、水道、下水道など生活インフラの整備は、これまで経済上昇を前提に整備されてきました。しかしながら、人口減少、すなわち納税者の減少は、これらインフラの維持にも影響を与え出しています。

インフラの老朽化に伴う更新時期、少子高齢化による作業員人口の減少、高齢化、さらに技術職員の減少、管理費用の増大など、これらの課題解決策の一つとして、現在、国土交通省や内閣府が積極的に後押ししている道路包括管理という仕組みがあります。

先日、東京府中市から道路包括管理を委託されている大手ゼネコンを、政務調査に訪問し、担当者から現状課題等について伺ってきました。

この取組は、先ほど述べたインフラ整備の課題を解決するために、民間事業者の技術力、ノウハウ等を生かし、自治体側にあっては、職員の負担軽減、財政負担に効果があると言われております。まさにウィン・ウィンの関係で、これからのパートナーシップのあるべき姿だと思います。

導入までには、職員や地元企業の理解や意識改革などの必要性など、解決しなければならない課題はたくさんあると思いますが、市長はこの道路包括管理についてどのような認識をお持ちですか。そしてまた、本市でも道路包括管理導入に向けて検討を始めませんか。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

道路包括管理については、道路やのり面の状況、周辺人口など、各自治体によりインフラの維持管理を取り巻く環境は異なっていると認識しております。地域の実情に応じた公民連携の取組を推進してまいります。

○4番（長倉浩二君）

次に、労働者不足についてであります。

1999年、今から24年前放映されたドラマで、その冒頭、過疎はなぜ起こるのかという問いに、継ぐべき仕事がないからだと答えるシーンを記憶しています。その後、主人公の女性は家業のお菓子屋を継ぎ、菓子職人になるという粗筋だったかと思えます。

事業、特に家業の継続については、農林水産業においては、後継者等の支援に手厚い補助制度が整備されています。一方、商工業に関しては新規創業者スタートアップ支援事業費補助金は用意されていますが、事業継続に関しては整備されていません。事業の継続は、農林水産業と同じく重要だと考えています。

そこで、商工業に関する後継者就業支援事業の充実は図る計画はないですか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響や事業環境の変化により、特に後継者、事業承継の経営課題を抱える商工業者がいることは、十分認識をしているところでございます。

本市では、鹿児島県事業承継・引継支援センターや商工会と連携を図り、「経営者・後継者のための事業承継個別相談会」も開催をしているところでございます。今後も、鹿児島県、かごしま産業支援センター、商工会等の関係機関と連携を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

次に、公共交通に関してです。

残念ながら、この10月から南薩方面のバスが大幅に減便されました。空白時間は、正午前後、最大4時間35分です。地元では、伊集院の病院にかかっているけど大変不便になったという声があります。

減便の理由は、聞くところによれば人手不足とも聞きます。今後さらに自動車運転手の長時間労働が規制される2024年問題もあります。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の「④公共交通の維持・確保」と掲げられていますが、事業者とこれまでどのようなやり取りがありましたでしょうか。また、減便の理由と今後の対策・対応についてお示しください。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

減便の理由といたしましては、先ほど議員が述べられたとおり、交通事業者の運転士不足、それから労務管理基準の厳格化、こういったことによりまして、現行の運行体制が維持できなくなったというのが原因でございます。事業者のほうから減便の申出があった際は、可能な限り市民生活に大きな影響が及ばないように要望を調整をしているところでございます。

本市では、広報ひおきなどで公共交通の担い手募集、こういったことを行っておりまして、それと、市の各種イベントにおいては、公共交通の人材確保のPR等も計画しているところでございます。今後、路線バスが増便できる可能性は極めて低い状況だというふうに考えております。

総距離が長く運用コストも大きな路線バスの代替移動手段につきましては、費用対効果も見極めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

何とか住民の利便性の確保に努めていただきたいと思っております。

次に、コミュニティーの機能低下についてでございます。

祭りや様々な行事等を通じて形成されてきた農村型共同体は、無関心層の増加や就労の多様化などから少しずつ綻び始めています。家族や気心の知れた人以外との交流が減った気がしています。加えて、人口減少でございます。コミュニティーを回していく負担のバランスが崩れてまいります。

そこで、現在、日置市には65歳以上の住民が50%を占める自治会、いわゆる限界集落が幾つ存在しますでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

本市では65歳以上の高齢化率が50%以上を占める自治会を「維持存続が危ぶまれる自治会」ということで位置づけております。この自治会については、令和5年10月1日現在ですけれども、全176自治会のうちに69自治会、おおむね4割を占めているところでございます。

○4番（長倉浩二君）

そうですね。40%がそういう数字になるわけですね。同じ定義を引用しますと、地区公民間ではどんな状況でしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

65歳以上の高齢化率50%以上を占める地区ということでございますけれども、これも同様に、令和5年10月1日現在におきまして、全26地区のうちに10地区、おおむね4割を占めているところでございます。

○4番（長倉浩二君）

ちょっと想像以上の数字で驚いているところでございます。

一方、見方を変えますと、15歳から64歳の生産年齢人口は2020年から2030年の10年間で約15%減少しますけれども、65歳以上の高齢者は同じ10年間でほとん

ど変わらないということ。

すなわち、人口減少になっても、高齢者の数及び、先ほど答弁にもあったように、全体に占める割合は高く、かつ、この高齢者の方々が日置市内で過ごす時間が長い年齢層となります。

そうなると、課題として高齢者の場、もう一つの意味でのコミュニティーをどう構築していくかが、今後の地域の仕組みづくりに大きく影響してくると思います。

そこで、高齢者に係る3つのコミュニティーの今後の方向性について伺います。

まず、学び・趣味のコミュニティーとしての社会教育の役割は大きいと思います。人生百年時代を想定し、今後の社会教育は高齢者に対してどのような教育機会を提供していきますか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

公民館講座など、移動手段がなく、行きたくても行けないというような現状もあるかと思えます。引き続き出前講座などを通じて学習の機会などの充実を図りたいと考えております。

○4番（長倉浩二君）

はい。分かりました。

次に、仲間づくりとしてのコミュニティーである高齢者クラブに対しては、これまでも広報協力や運営費補助などを行ってきていますが、会員増加が課題となっています。今後の魅力ある高齢者クラブのために行政としてどのように向き合っていきますか。

○福祉課長（坂上 誠君）

現在、市内の単位高齢者クラブのボランティア、生きがい・健康づくりなどの活動費、それから市高齢者クラブ連合会の運営費に対しまして助成を行い、高齢者の社会活動の促進を図っております。

高齢化が進み、介護が必要な方や、生活に不安のある独り暮らしの方も増えてきている

中、高齢者が充実した人生を送るために、生きがいづくり・健康づくり・地域づくりのできる地域活動の場となることで、高齢者クラブが魅力あるものになると考えております。

○4番（長倉浩二君）

最後に、就労を通じたコミュニティーであるシルバー人材センターについてであります。

シルバー人材センターの存在意味には、地域貢献的機能のほかに、経済的機能の側面がありますが、今後、高齢者を支える現役世代が減少していく中で、この後者の機能は大きな意味を持つてくるのではないのでしょうか。

そこで、多様な技術・技能を持った方々が働きたいと思えるようなシルバー人材センターの育成を、行政としてどのように取り組んでいきますか。

○商工観光課長（田代誠治君）

働く意欲のある高齢者が、年齢に関係なく能力や経験を生かして、地域社会の担い手として活躍できる現役社会を実現するために、就業機会の確保、それから会員数の拡大など、引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

今回、人口減少問題に関し取り上げた課題は、ほんの一部にすぎませんが、市長をはじめ多くの部・課長の方々に答弁を頂きました。

要するに、人口減少は社会のシステムを大きく変える全社会的な課題であり、今その大きなターニングポイントに差しかかっているタイミングです。

経済は、今後、縮小するかもしれませんが、行政としては人口減少社会に対して決して縮む選択ではなく、自由な発想を生かした伸び行く日置市であってほしいと思います。そのような日置市の姿に思いをはせ、一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

先日2日に1つ年を増やしましたが、頑張っていきたいと思えます。

令和5年8月10日、本市は日置市こどもまんなか宣言をし、日置のこどもわくわくプロジェクトを提言しました。

私も、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こども未来課を通して、10月4日にこどもまんなか応援サポーターになることを宣言しました。

そのサポーターとして一般質問させていただきます。

ゆっくりと思いを込めて質問していきますので、しっかりと分かりやすく答弁いただきたいと思えます。

1、公立小中学校の学校図書館について。

（1）学校図書館の目的及び役割とはどのようなものか。

（2）市内小中学校の学校図書館の図書の蔵書冊数並びに充足率はどのような状況か。

（3）学校図書館の現状把握と各学校図書館の図書状況に応じ、ひもづけした予算措置をすべきと考えるがどうか。

2の項目、本市の保育サービスの現状について。

（1）保育の受皿確保に向けて保育施策の現在の状況を伺う。

（2）保育士確保に向けてどのような対策と方針を考えているのか。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1、公立小中学校の学校図書館については、教育長より回答いたします。

質問事項2、本市の保育サービスの現状についてのその1、保育の受皿確保について回答します。

保育所等の利用定員不足の現状を解消するため、令和6年4月1日の新規入所に向けて、既存の保育所等の協力により利用定員を80人分増やすことに加え、新規施設の開設により69人分の利用定員を確保できる見込みです。

また、今申し上げました149人分に加え、令和8年4月1日新規入所までに、新規施設の開設により、さらに70人分の利用定員を確保する予定です。

その2、保育士確保の対策と方針につき回答します。

今年度9月から日置市保育のしごと支援センターを開設し、潜在保育士や保育補助者など保育人材に対する無料職業紹介事業を実施しています。また、新卒保育士確保のために、保育士養成校との連携強化にも努めているところです。

効果的な保育士確保方策を進めるためには保育現場の声を反映させることが重要であると考えています。このことから、現在、市内の全ての認可保育所、認定こども園、幼稚園との協議の場として保育充実会議を立ち上げ、意見聴取等を行っているところです。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の公立小中学校の学校図書館についてお答えをしていきます。

その1、学校図書館の目的及び役割につい

てお答えをします。

学校図書館は、図書資料を児童生徒や教員が学習や教材研究等に活用することで、教育活動の充実を図るとともに、児童生徒の豊かな情操を育んだり、知見を広めたりすることなどを目的としています。

また、学校図書館には、読書活動の拠点となる読書センター、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う学習センター、情報活用能力を育む情報センターとしての役割があると捉えています。

その2でございます。蔵書冊数並びに充足率についてでございます。

蔵書冊数は小学校全体で9万5,481冊、中学校全体では5万1,938冊です。

標準冊数に対する充足率は、小学校全体で101.1%、中学校全体で93.0%、総計では98.1%となっています。

次に、令和5年10月現在で、文部科学省の定める学校規模に応じた蔵書の整備目標である学校図書館図書標準を満たしているのは、小学校及び義務教育学校前期課程では15校のうち8校が、中学校及び義務教育学校後期課程では6校のうち2校となっております。

その3、ひもづけした予算措置についてでございますけれども、児童生徒数や学級数などを基準とした予算を各学校に配分し、それぞれの学校は実情に応じてその中から図書購入に充てています。引き続き、学校の実情に沿った予算配分に努めてまいります。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

私たちはなぜ本を読むのでしょうか。私は、学び、研究、心の和び、安らぎ、癒し、共感、感動といったところです。

では、本を読むことでどんな効果があるのでしょうか。語彙力、文章力、子どもたちにとっては本とは何でしょうか。私は、生きる力、学力、読解力が養えると考えています。

また、創造力や多様性に対応できる表現力、コミュニケーション力へとつながり、人生そしてきっと心を豊かにしてくれるでしょう。私は、そう信じて学校図書館について質問してまいります。

まず、学校図書館法の第1条にその目的が明記してあります。また、学校図書館の位置づけや機能役割については、文部科学省においても定義づけられています。その学校図書館運営における責任者は誰でしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校図書館における責任者についてお答えいたします。

責任者については、各小学校、中学校、義務教育学校の校長でございます。

○6番（佐多申至君）

学校図書館には、先ほど答弁もありましたが、読書センター、学習センター、情報センターの役割がありますが、科学館やテーマ館のない本市にとって図書館の役割は大変大きいと私は考えています。図書館の今後の新たな在り方としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今後の在り方について、各学校図書館において読書センターや学習センター、情報センターの役割を一層果たしていけるよう今後も努めていきたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

学校教育課の一層の努力ということに期待を申し上げて、次の質問に参りたいと思います。

2番の蔵書冊数についてお尋ねしましたが、文部科学省では第6次学校図書館図書整備等5か年計画、令和4年から令和8年度までを策定しています。その中で新たな図書の整備、いわゆる図書の更新等に単年度総額199億円もの予算を充てています。学校図書館図書整備は公立小中学校等の学校図書館における

図書標準の達成、計画的な図書の更新、学校司書の配置拡充が図られることを目的としております。現在6次です。ということは30年前からこの図書については全国の公立小中学校等の学校図書館の整備充実に計画が進められているわけでございます。

質問に返ります。

先ほど充足率のお話がありましたが、小学校全体で101.1%、中学校全体で93%と答弁がありましたが、この現在蔵書冊数の充足率の計算基準は何でしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

計算基準についてお答えいたします。

学級数に応じた蔵書数である学校図書館図書標準がございます。計算基準は、学校図書館図書標準を基にした各学校の蔵書数の割合で示されております。市全体としてはその学級全体の冊数及び蔵書数——学級数で示された蔵書数で計算をしております。

○6番（佐多申至君）

答弁にもあったように、文部科学省では学校図書館に配備すべき蔵書の標準として学校図書館図書標準算定早見表が示されています。ご存じだと思いますが、小中学校の学級数に対して整備すべき蔵書冊数が示された数字でございます。これは国が示す数字です。

私自身も本市の各公立小中学校の蔵書冊数と学級数、そして学校図書館、図書購入費について調査させていただきました。

教育委員会でも把握されているようですが、先ほどの回答に小学校では15校のうち8校、中学校、義務教育学校後期課程では6校のうち2校と標準冊数に達している学校が5割に満たない状況です。現状をどのように捉えていますか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校図書館図書標準冊数につきましては、学級の増減で変化いたします。児童生徒数はあまり、ほぼ変化はなくても、例えば、特別

支援学級等の学級が1学級増えると標準冊数が大幅に増える、500冊とか、というような状況でございます。このことも踏まえて、今後も学校図書館としての機能を充実させていけるよう支援していきたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

全校ではありませんが、実際、学校現場を数校訪ねさせていただきました。校長先生及び学校司書のお話では独自の工夫や取組に懸命に努めておられるようです。こどもまんなか宣言をしている本市において、子どもたちはたくさんのいろんな本が読めるよりよい図書環境にしてあげなければなりません。子どもたちの公平さを考えて、学校図書館の図書環境等の調査など何らかの現状把握が必要かと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校図書館の現状については、教育委員や教育委員会事務局の学校訪問等で確認しております。

どの学校においても、議員がおっしゃるとおり図書環境の充実に努めていただいているところでございます。

今後とも、校長をはじめ司書教諭や学校司書そして読書指導の担当等と連携して状況の把握に努めてまいりたいと思います。

○6番（佐多申至君）

前向きな答弁、誠にありがたいことですが、これからはちょっと中身のほうに入ってまいります。

古い本でもその内容に価値あるものはたくさんあります。しかし、本自体が傷んでいたりしていると読みたい気持ちもうせてしまいます。傷んだ本、読まれなくなった本など廃棄のタイミングなどを含め、入れ替える必要もあると考えます。図書の新陳代謝、図書等の選択も含めてその判断はどこでどのように行われているのでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

各学校でそれぞれ行っているところでございます。

○6番（佐多申至君）

その辺も含めて、今後の学校の現状把握も同じ、先ほど質問しましたがその辺も含めて把握して管理していただければと思います。

読まれなくなった本など廃棄して新しい本と入れ替えることは大切だと私は考えています。図書の選定基準や廃棄基準の策定率等も全国で増加しつつありますが、まだまだ半数程度にとどまっており、まだまだこれから積極的に進めていかなければならない状況にあるようです。本市は選定基準または廃棄基準の策定はどのような状況ですか。お尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

図書選定に当たっては各学校で図書の学校図書選定委員会等で選定を進めていただいております。

使用に耐えられない図書などの廃棄については、全国学校図書館、協議会が定めている学校図書館図書廃棄基準を参考にしておるところでございます。

○6番（佐多申至君）

ちなみに、今、学校教育課長がお話しされた協議会の廃棄基準ですが、2021年12月1日公益社団法人、全国学校図書館協議会において改定された廃棄基準でいきますと、まず、受入れ後10年後経過した図書、2番、2つ目に、携帯的には使用に耐え得るが、記述内容、掲載資料、表記等が古くなり、利用価値の失われた図書、3つ目に、新しい学説や理論が採用されていない図書で史的資料としても利用価値の失われた図書、4つ目に、時間経過に伴い、カラー版の資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書、5番目に、利用頻度の著しく低い副本で、保存分を除いた図書、6つ

目、改訂版や新版が刊行されて利用価値が失われた旧図書、7番目に、破損、そして、汚れた本ですね、それによって破損されたものにより書籍としての魅力が失われた図書、最後に、紛失した図書、というふうに協議会のほうでは項目を立てているようです。参考になると考えますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

そのようなことなども踏まえた上で廃棄の基準等を各学校で照らし合わせて進めていただいているところです。ありがとうございます。

○6番（佐多申至君）

ぜひ、市内公立小中学校の学校図書館においては設定基準を明白にして子どもたちに新しい本そして豊かな本を提供していただければと考えております。

次に、3項目めの予算措置のことでお話します。

先ほど1問目の質問で予算配分に努めてまいりますと前向きな答弁を頂きましたが、さらに質問してまいります。

各自治体の学校図書館における蔵書冊数と予算等について調査させていただきました。公立小中学校の児童生徒1人当たりの図書費、年間図書予算を児童生徒数で割った値です。各自治体の議会事務局を通して各自治体のほうから頂いた資料によりますと、始良市が483円、出水市が1,683円、薩摩川内市が2,177円、曾於市が2,507円、桐島市が1,953円でした。

本市においてはどのような状況ですか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

本市の状況でございますが、本市においては児童生徒1人当たりに換算すると年間1,674円という状況でございます。

○6番（佐多申至君）

1,674円、この数字はどのくらい図書予算が組まれているのかを比べる際の1つの

参考指標であると考えていますが、本市の年間図書予算についてどのように捉えていますか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

他市と比較というわけにはいきませんが、これまでこれからも図書資料が充実するよう努めてまいりたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

各自治体の、先ほど数字を言いましたが、この数字で全てを判断するわけにはいきませんが、もう少し当局のほうでもこういった自治体の状況を調べて、そしてその数字から何が考えられるのか、何が足りないのか、どうすべきかをぜひまた市長はじめ教育長そして学校関係者含めて話す資料にさせていただければと思います。

児童生徒数や学級数などを基準とした予算を各学校に配分し、図書購入に充てています。先ほども答弁にもありました。文部科学省の第6次学校図書館図書整備等5か年計画において、さきに述べた総額199億円もの予算も、ひもづけされた予算ではないために地方交付税で措置されるので、各自治体においては様々な予算へ編成されている状況です。これは行政の方々もご存じだと思います。

答弁にもあったように各学校の図書購入予算は、市からの学校単位の全配分予算の中で学校長に任されている状況です。学校内の備品修理や更新を含め、全予算の中から図書費の捻出は大変苦勞されているのではないのでしょうか。また、私の調査で感じたことは図書購入費としては全体的に少ないように考えております。現場の把握状況を、まあ、先ほど、現場の把握状況は大事だと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

各学校においては、学校図書館に限らず配分された予算を効果的に活用するために、議員がおっしゃるとおり努力していただい

ると考えております。

○6番（佐多申至君）

さらに努力していただくためには、今以上の予算が必要なのではないのでしょうか。

文部科学省が示す単年額199億円のうち、学校図書館の図書費として算定している額は、地方交付税算定額試算方法による計算方法で行きますと、小中学校10学級に対して40万7,000円、20学級で81万4,000円、30学級で122万1,000円となっています。というか、計算したらそのようになります。

日置市内の各小中学校の図書購入予算は、その額にはかなり低いと感じています。実際のところ、地方交付税がひもづけされていないこともあり、現場にはその予算が反映されていません。

国語教科書の出版会社である光村図書のホームページ資料を見ますと、国語教科書の中で子どもたちへ推奨される、「この本、読もう」図書一覧が示してあります。令和2年から5年の4年間に学年ごとに掲載され、紹介された本を1年生から6年生まで数えてみました。266冊あります。全冊購入した場合、光村図書の金額一覧表で計算すると41万4,000円となりました。4年間に6年生を優先に順次購入しても約10万円が必要となるわけです。本市は適正な図書購入予算を考慮した配分と言えるのでしょうか。どうでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

限られた予算でございます。各学校への予算配分については、当初予算も含めて様々な観点から検討しているところでございます。

○6番（佐多申至君）

市長もお聞きとおおり、最後は予算となります。本市の小中学校図書館の図書充実のための指定ふるさと納税は検討できないのでしょうか。伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

現在のふるさと納税の指定でございますけれども、現在は教育委員会の分野につきましては、教育文化及びスポーツ振興に関する事業ということで寄附を頂いているところでございます。

今回ご指摘の学校図書の購入の項を受けることは現在のところ厳しいと感じておりました。教育委員会としてはこの教育・文化及びスポーツ振興に関する事業の中で運用していきたいということで考えておりました。引き続き学校図書館の充実に努めていけるように努力したいというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

まあ、予算も大事ですが、県内には素晴らしい施設もたくさんあります。予算が厳しいのであれば、その予算がつく間とか、まあ、いろんな期間がありますが、それまでに今現在の有効な活用として本市の学校図書館と県立図書館との連携において、県立図書館には学校図書館にない保存義務もあります。古い本から多くの図書があります。令和4年度末現在で現在県立図書館には92万2,594冊あるようです。県立図書館には図書館向けデジタル化資料サービス、いわゆる絶版等の理由で入手困難な資料の提供のサービスです。また、視覚障がい者等へのサービスほか多くのサービスもあるようです。年間を通してこの県立図書館をどのぐらい活用されているのでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

県立図書館の活用に関しましては、学校が直接または市立図書館と連携して活用している状況がございます。多いところでは、年間900冊を県立図書館からお借りしているようでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

幸いに私の周りに県立図書館の館長とかいろいろ経験された方がいらっしゃいまして、その方のお話を聞くところ、県内の小中学校が県立図書館をなかなか充実、その本の充実さから考えると100%活用している状況ではないということでした。

ただ、この利用できる情報は常に出しているということでしたので、その辺を子どものために、こどもまんなか宣言を出した本市としては常にその辺にアンテナを立てていろんな情報を県立図書館そして中央図書館、いろんな中枢連携を取れていますので、ぜひ活用していただければと思います。

最後に、出水市教育委員会では書館に読書推進室を設置しております。積極的な読書推進事業を進めています。

議会事務局を通して、電話で依頼して調査させていただいたところ、平成29年に読書活動日本一のまちづくりを目標に、諸施策を関係団体と連携して図書館方針を充実させることに努めておられるようです。読書に力を入れることに行政が見える化に努めていらっしゃるのだと考えるところです。

こういった設置提案については今回私は学校図書館の充実の論点と今回の質問とちょっと論点が変わってきますので、もっと現地視察や資料をそろえてから次期機会を見て設置提案についてはやりたいと思います。

教育長にお伺いします。

とにかく今は、広げよう読書、感動あふれる学びのまちを声高らかに提唱している本市も積極的に推進する意味でも、今以上に子どもたちの図書環境の充実向上にマンパワーで努めていただきたい。どうでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

はい、子どもたちの読書環境、これを整備していくということはとても重要でありまして、子どもたちが健全に育っていく上でですね、まずはいい本と出会って、それから、本

を読む楽しみをですね、しっかり、児童生徒の時代に培っていただきたいというのが願いでございます。

予算的なことは努力をしていきたいと思えますけれども、こどもまんなか宣言もあることですので、私どもといたしましてもできるだけ読書に関する予算確保にも努めてまいりたいというふうに思いますし、子どもたちには学校の図書館を中心にですね、市内にある図書館あるいは県内にある図書館あるいはもっと広げると町中にある本屋さん、このあたりまで関心を高めていただいてですね、自ら大好きな本を求めていくような、そういうような姿勢、態度というのもですね、培っていただきたいというふうに思います。貴重なご意見ありがとうございました。

○6番（佐多申至君）

今現在、学校を中心に、そしてPTA、保護者を中心に子どもたちにたくさんの本を読ませてあげよう、こういった活動は盛んに行われています。

そして、その活動されている保護者の方々、PTAの方々の意見も多々あります。

広げようは、「行動範囲を広げよう。感動、学びを伝えて広げよう。最大限に能力を広げよう」私は、そう考えています。

子どもたちに最大限の図書環境と感動、学びを与えてあげてください。

今回の学校図書館また図書について市民から市長並びに教育長へ様々な意見が届いていると思います。

私にも一部届いております。

ある市民の方のお話ですが、市長との対話の機会があり、学校図書について質問したところ、教育委員会から学校図書館の現状に対して今後において各学校の蔵書数を満たすように適正な予算措置を心がけてまいりますと返事が来たそうです。

市長にお伺いします。

子どもたちの図書環境のさらなる向上に適正な予算措置をぜひ実現してあげてください。どうでしょうか。

○市長（永山由高君）

今、日置市内において多くの方々が地域や社会における読書活動の推進にご尽力を頂いております。そういった方々のご尽力にまずは敬意を表するとともに感謝申し上げたいと思っております。

今回私も草の根対話においてご提案を頂きました。しっかりと教育長と情報共有し、問題意識も共有しておりますので、先ほど来答ありがとうございますようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

あまり力があり過ぎて時間がなくなりますので、先に進みたいと思います。

保育サービスの現状についてお伺いいたします。

先ほど答弁いただきましたが、3月議会私の一般質問において保育サービスの向上が若い世代、子育て世代にとっての移住定住、そして幸福度を高める一つの施策になり得るが、今後の展開は、と質問したところ、地域の実情に応じた既設施設の利用定員の増もありとしながらも、各保育所等が適切な利用定員を設定することが重要であり、新規事業者等の参入も視野に入れてスピード感をもって保育環境を整備すると答弁を頂きました。今回は、その追跡の意味での再質問でもあります。

それでは質問に入ります。

先ほどの回答に令和6年度は既設保育所が80人の増、新規施設に69人、さらに令和7年度以降令和8年度4月には70人の定員確保の予定と一気に増えていますが、その利用定員数の増加の根拠は何でしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保護者の皆様に安定した保育サービスを提供すること、かつ保育所等の利用定員の適正化を図ることを考慮し、昨年度保育所等に利用定員を超えて受け入れていただいた152人分及び入所の調整ができなかった67人分を必要な利用定員の増加数として設定いたしました。

以上です。

○6番（佐多申至君）

それは事業者間の保育環境の整備に共通認識及び理解が図れた結果だと理解してよろしいでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

昨年度から引き続き、今年度も全ての認可保育所等と利用定員確保のための検討会を開催してきました。その中で直近の年齢別利用児童数に対する利用定員の不足数や地域別の保育需要の向こう10年の予測等について情報共有し、利用定員の確保方策について協議等を行った結果が今回の保育の受皿確保方策となりました。

以上です。

○6番（佐多申至君）

新規施設の設置について、その場所や定員規模についての明確に答弁いただけますか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

伊集地域周辺の保育ニーズに応えることができている現状から、全て伊集地域に設置する予定としております。

なお、令和6年度開設予定施設は定員40人の保育所1施設、原則2歳までのお子様を保育する小規模保育事業所2施設で小規模保育事業所はそれぞれ定員10人と19人を予定しています。また、令和7年度以降開設予定施設は保育所2施設でそれぞれ定員40人と30人を予定しています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

子ども誰でも通園制度など今後の保育ニーズの動向に引き続き、注視していくことは、こどもまんなか宣言した本市、そして若い世代、子育て世代が求める重要な施策へ大事な過程だと考えています。しっかりと子育て世代等の声を実感し、ニーズを把握して進めていただきたいと切に望みます。

2の保育士確保についてご質問します。

9月から日置市保育のおしごと支援センターを開設したとありました。その支援センターの現時点の実績状況はどうでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

11月末現在で保育士8人、看護師2人、栄養士調理員3人、幼稚園教諭1人、その他保育補助者等6人の計20人の方にご登録いただいております。

面談等を経て、現在までに保育士3人、栄養士1人、保育の周辺業務を行う保育支援者が1人、日置市内の保育所等に既に就職が決まっているところでございます。

○6番（佐多申至君）

スピード感を持ってと言われたほど、本当にスピード感を持って対応されていることにありがたく感じておりますが、質問を進めてまいります。

その支援センターの窓口にはどなたが対応しているのでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

就職支援コーディネーターとして、会計年度任用職員1人を専任で配置して対応しております。

○6番（佐多申至君）

さきの答弁にあった保育充実会議の中ではどのような意見が出ているのか、差し支えなければ教えてください。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保育士の高齢化や人口減少による人手不足に対する不安の声があり、保育士の仕事の魅力発信事業に取り組むことが必要であるとのこと意見を頂いております。

また、保育士の負担軽減や定着率の高い保育士確保のため保育士等の加配を充実することが必要であるとのこと意見なども頂いているところです。

以上です。

○6番（佐多申至君）

先ほど一般質問した同僚議員の保育士に関する質問の答弁で、事業者側が新卒22人の保育士を希望しているとありました。日置市おしごと支援センターの役割として喫緊な課題だと考えますが、先ほど保育士養成学校との連携強化に努めるとあります。今後の取組や動向について再度お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

先ほど市長のほうからも答弁がございましたが、新卒保育士の確保に当たっては保育士養成校の学生等と日置市内の保育施設との交流イベントを実施することを検討しています。

また、働きやすさに重点を置いた市の取組をPRするチラシを養成校に配付して、日置市内の施設及び市の取組を知ってもらい、日置市の保育施設への就職に関心を持ってもらいたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

先ほども述べましたが、私は、こどもまんなか応援サポーターとして受皿確保、そして保育士確保の双方の充実が、若い世代、子育て世代の移住定住策、そして幸福度を高める施策になり得ると、さらに確信し応援していきたいと考えています。

改めて、受皿確保及び保育士の充実について、今後の見解を伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

既存事業所、新規施設設置予定事業所の皆様のご理解、ご協力により、今回、受皿確保

に一定のめどを立てることができました。しかしながら、負担軽減に重点を置いた保育士確保方策に取り組むことが、保育所等を利用する子どもたちにとっても、保育士と保育従事者の皆様にとっても有益であると考えています。

今後も、保育充実会議の開催等により、各保育所等との連携を図りながら、保育環境の整備に努めてまいりたいと考えています。

○6番（佐多申至君）

最後に市長に伺いたいと思いますが、まずは、本市は、第2次日置市総合計画後期基本計画の中で、「第1節笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」の項目として、「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ仕組みづくり」を掲げています。

特に、総合戦略として、「子育て家庭のニーズを十分に把握し、子育て支援策の充実に取り組みます。今後、見込まれる保育量や保育ニーズを的確に把握するとともに、多様な保育サービスの提供に取り組みます」とあります。

「子どもは社会の宝であり、子育ては、家庭はもちろんオール日置、皆が総活躍ができて、それを広く社会全体で支えていくことが必要です」と、子ども・子育て支援事業計画の取組における基本目標1項目の最初の文にも明記してあります。

こども未来課として、スピード感を持ってその役割を十分に果たしていると私は感じております。

さて、市長にお尋ねします。これまでのやり取り、そして現状も踏まえて、終わりのない子ども・子育て支援について、市長の今のお考え、思いをお聞きして、私の最後の質問とさせていただきます。

○市長（永山由高君）

子ども・子育て政策は、もちろん市役所組織も様々な選択肢から実現可能性の高いもの、

また、特にニーズの集まっているものについて取り組んでいきたいという思いはありますけれども、これを実現するためには、やはり今現場で、保育現場に当たっておられる保育園の方々や、こども園の方々や、幼稚園の方々と、これはしっかりご協力を頂くことが大前提になりますので、引き続き対話を通して挑戦できるテーマを探し、そこに向かって進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時10分とします。

午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔8番富迫克彦君登壇〕

○8番（富迫克彦君）

本日最後の質問者となりました。もうしばらくお付き合いいただければと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、子ども会育成会の日として通告しております、毎月第3土曜日の青少年育成の日と第3日曜日の家庭の日についてであります。

鹿児島県でも郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動というスローガンの下、実施要領が定められ、青少年育成の日は昭和57年5月から、家庭の日は昭和40年5月から家庭や学校、職場、地域等が一体となった青少年の健全育成を図ることを目的に取り組まれてきました。ただ、残念ながら最近では形骸化しているような気もいたしますが。

そこで、令和2年3月に策定された、本市

の第3期日置市教育振興基本計画についてお尋ねしますが、本市の教育環境、その中の大きな3番で本市の子どもたちを取り巻く現状と課題、家庭・地域の教育力、イ、家庭教育の充実・支援という項目に現状と課題として、②地域活動やPTAなど社会教育関係団体の活動が低迷し、活動に参加する家庭と参加しない家庭の二極化傾向が生じています、という現状分析、課題が挙げられています。この現状と課題に対して、具体的施策として④で本市の良き伝統である「子ども会活動」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で支援します、というふうにあります。

まず、市が考える本市の良き伝統である子ども会活動の取組とはどういうものか伺います。

次に、平成29年度から令和5年度までの市内の子ども会の団体数と会員数の年度別推移について、同じく市青少年育成連絡協議会に加入している団体数の推移についても伺います。

4番目に、子ども会が取り組む毎月第3土曜日と第3日曜日の活動状況について伺います。

5つ目に、部活動等が今後地域クラブに移行することになってきますが、その活動について教育委員会が関与、指導できる場所はどこまでなのかお伺いいたします。

2問目は、令和2年6月議会で前市長に質問した内容でございますが、その時はあまり前向きなご答弁は頂けなかったわけですが、再度、永山市長にお尋ねをしたいと思います。

この8月、東京都府中市の道路管理業務について研修する機会がありました。前回は、熊本県荒尾市の水道事業の包括管理業務委託を研修し、それに基づいて質問しましたけれども、全国でも温暖化の影響などもあって、台風やゲリラ豪雨、地震や大雪など様々な災

害が増えてきております。いざ、災害が発生すると、いち早く市内のインフラを守る、また、応急復旧をされてきた建設業界であります。しかし、現状としては、求人をしては応募がないなど従業員を増やせない中で、技術者を養成できない。今後、このような状況が続けば、災害現場での作業を誰もできなくなるような状況が近づいているように思います。

全ての業種で、高齢化の進行により労働力不足に直面している今、特に、昔、きつい、汚い、危険、いわゆる3Kとやゆされた建設業界であります。今は、働き方改革の中でICT技術も取り入れながら4K、快適、効率的、かっこいい、稼げるへ変えたいということで、業界も取り組んでおられるようです。このことが、市民の日常生活に欠かせない道路や水道などのインフラを維持管理するための技術の継承をしていきたいという思いの表れかもしれません。

これらの土木や管などの建設業界と市の関わり方を見直す動きは、全国でもいろいろな取組が進んできております。市でも、際限なく技術者を確保することは難しくなっている状況の中で、今、申しましたような新たな官民連携を考える必要があると考えております。

このことを踏まえて、1番目、令和元年度から令和4年度までに市道や河川愛護作業に取り組まれた自治会や団体等の活動実績について伺います。

2番目に、大雨や台風などいろいろな災害が発生した場合、いち早く現場の応急復旧に対応される建設業関係者の令和元年度から令和4年度までの活動実績について伺います。

3つ目が、熊本県荒尾市の水道事業等包括委託、また、東京都府中市の道路管理事業についてどのような感想をお持ちか伺います。

4つ目が、今後の道路愛護、河川愛護作業の在り方についてどのような見解をお持ちか

お伺いして、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1、子ども会育成会の日と家庭の日については、教育長より回答いたします。

質問事項2、インフラの維持管理についてのその1、市道や河川愛護作業に取り組まれた自治会や団体等の活動実績について回答します。

市道については、国の道路ふれあい月間要綱に基づき令和4年度は170の自治会526kmを1万1,194人、令和3年度は165自治会521km、9,014人、令和2年度は170自治会535km、1万1,447人、令和元年度は170自治会546km、1万1,670人の参加で実施していただきました。

河川については、県の河川愛護運動実施要綱に基づき市の普通河川と準用河川、県の二級河川を中心に令和4年度は107の自治会150kmを4,215人、令和3年度は110自治会155km、4,575人、令和2年度は111自治会157km、4,676人、令和元年度は112自治会166km、5,401人の参加で実施していただきました。

令和3年度から令和4年度にかけては、コロナ禍により参加人員の減少が顕著に見られましたが、令和5年度においては徐々にコロナ禍以前の状況に近づいてきたと感じています。

その2、災害発生した場合に応急復旧に対応される建設業関係者の活動実績につき回答します。

豪雨や台風、降雪による市道及び市管理河川の緊急対応活動実績については令和元年度426件、令和2年度255件、令和3年度190件、令和4年度206件、延べ51社のご協力を頂いております。

その3、水道事業等包括委託、道路管理事業等について回答します。

水道事業については、水道業者の技術継承など様々な課題がある中で、荒尾市の水道事業等包括委託は、今後の水道事業や下水道事業の維持管理の在り方を検討する上で有効な方策の一つであると考えています。

道路管理については、各自治体の実情に応じた様々な官民連携があると考えます。

本市においては、吹上地域で、今年度から、道路作業員が刈った草の収集と運搬を建設互助会に委託する仕組みを運用しており、今後も日置市の実情に合った官民連携の在り方を検討してまいります。

その4、今後の道路愛護、河川愛護作業の在り方について回答します。

近年、自治会からは、人口減少及び高齢化などにより参加人員が減少し、作業のできない箇所が増えてきたとの声を頂いています。

道路愛護作業、河川愛護作業については、作業上特に危険な箇所などは除外して実施していただき、身近な地域の危険箇所の点検をしていただく機会として、地域の景観や自然環境の保全のためにも、今後も全市的な取組として、それぞれの地域の実情に合った実施をお願いしてまいりたいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の子ども会育成会の日、青少年育成の日と家庭の日についてのその1でございます。

子ども会活動の取組についての市の考え方でございますけれども、日置市子ども会育成連絡協議会では、心豊かでたくましい子どもを育成するため4つの各地域協議会が連携し、活動の一層の充実と主体的・意欲的な子ども会づくりに努めています。

主に、ふるさと学寮の推進、子ども会リー

ダー、指導者・育成者の育成など、それぞれの地域の伝統や特色を生かしながら活動を進めています。

今後とも子ども会活動の充実に向け、引き続き市としても活動を支援していきたいと考えます。

その2、市内の子ども会の団体数と会員数の年度別推移及び、その3が市の連合会に加入している団体数の推移でございますけれども、この2つにつきましては関連がありますので併せて回答をいたします。

日置市子ども会育成連絡協議会に加入せずに活動する子ども会は、現在把握をしていません。

協議会に加入している団体数及び会員数の推移について申し上げますと、平成29年度128団体3,669人、平成30年度121団体3,896人、令和元年度121団体3,780人、令和2年度115団体3,689人、令和3年度115団体3,354人、令和4年度112団体3,274人、令和5年度は110団体2,999人となっています。

その4、第3土曜日の青少年育成の日と第3日曜日家庭の日の活動状況でございます。

子ども会基本調査、活動状況調査結果によりますと、青少年育成の日の活動については、コロナ禍前は日置市内の5割程度がほぼ毎月活動しているとの回答でしたが、昨年度は全体の2割程度となっています。

活動内容は、伝統行事への参加など地域により様々ですが、全体的に清掃活動、地域子ども会活動への参加などが多いようです。

第3日曜日（家庭の日）の状況については把握しておりません。

その5、部活動の地域移行に関連してのご質問でございますけれども、現在、地域移行を含めた部活動の今後の在り方について検討を進めているところです。

将来的に部活動が地域に移行された場合でも、現行の学習指導要領を基準に考えると、部活動は学校教育活動の一環であることから、全てにおいて学校や教育委員会が関わっていくことになるかと考えております。

以上でございます。

○8番（富迫克彦君）

ただいま答弁いただきました。

青少年の子ども会のことからお尋ねしてまいります。平成29年度から令和5年度までの7年間で18団体、会員数で970人減少してきたということのようですが、現在、子ども会に未加入の子どもさんというのはどれぐらいおられるのか分かっていれば答弁願います。また、その理由についても答弁いただければと思います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

こちらでつかんでいる数字ですが、加入率を申し上げます。令和5年度の加入率になりますが、小学生の加入率が78.6%、中学生の加入率が70.1%。これは鹿児島県全体の加入率ですが、鹿児島市を除く加入率としまして小学生が59.5%、中学生が35.2%と、県内の中ではまだ加入率のほうは高いほうだと考えております。

○8番（富迫克彦君）

その未加入の理由とかは把握されていないでしょうか。

○社会教育課長（松岡政仁君）

子ども会に関する未加入の要因といたしますと、部活動や習い事への時間が増えたことが挙げられます。また、保護者に関しましては共働きなので休日の出勤や少子化による役員負担の増加、またライフスタイルの変化などが影響しているのではないかと考えているところです。

○8番（富迫克彦君）

どこの自治体も同じかと思いますが、これだけ人口減少・少子化ということが言われて

きて、従前の活動の在り方とは当然変わっていかないとしょうがないのかなという気がいたしますが、そういう中で、今、課長のほうからもありましたように、昔のように専業主婦というような考え方は、もう現在ほとんどなくなってしまっているわけですね。そういう意味では、お父さんやお母さん方もそれぞれ仕事をされながら、我が子の夢をかなえてやりたいというふうに思われるのは当然のことだと思いますが、ただ、そのことが子ども会の未加入につながるようであれば、今後の社会教育の面、将来の地域を守るというような視点で考えると、実際の子ども会の活動また位置づけ、それと一方の少年団等の活動ですね、その辺の在り方についても考えていかないと、地域がどんどん衰退していくような気がいたしますが、その辺について連絡協議会等でお話しされていないのか、また、教育委員会としてそのような状況を把握されていれば答弁を頂きたいと思います。

○社会教育課長（松岡政仁君）

生活スタイルの変化などあるというところもありますが、やはり自治会、地域が一体となって子ども会、子どもたちの育成というのを図っていくことが必要だと考えます。

○8番（富迫克彦君）

そういう意味では私の自治会では、今年から子ども会に加入された新1年生には自治会から5,000円ほど差し上げるような制度もつくったわけです。今年は5人ほどでしたけれども、何とかそうやって自治会のほうも連携しながら取り組んでいきたいということは私どもも考えているところでございますが、2年ぐらい前に、鹿児島市の小学校で市のPTA連合会に加入しないというような報道もされましたが、今後、子ども会も同じようにこのような事例が増えるとなれば、市や県の連絡協議会の在り方や活動の見直しなど、そのような連絡会の中で問題提起されていない

のかお尋ねをいたします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

市や県の協議会の中で少子化による存続問題、役員回避による脱会、入会拒否などが問題提起されているところです。今後、地域に応じた対策や見直しは必要だと考えております。

○8番（富迫克彦君）

そういうことで、第3土曜・日曜の活動について答弁も頂きましたけれども、地域性もあって活動内容にも違いがあるようでございます。また、先ほど来言われるように、保護者の共働きも増えて時間的な面や仕事上の事情などから役員になりたくないというようなお話、そういうことから子ども会に入らないというような事例もあるやに聞いております。

それから、今、課長のほうからもありましたけれども、少年団とか塾、いろんな習い事ですね、子どもたちも何かと忙しく過ごしており、第3土・日に練習や試合が組まれてそちらが今は優先されると、これは、子どもの夢を達成させてあげるといふ親御さんの思いもよく分かるので、無理にそれをどうこうという気はありませんが、一つ例を申しますと、スポーツ少年団の理念をちょっと見てみました。1つ目に、一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する、2つ目が、スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる、3つ目が、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する、というふうになっております。この理念を踏まえられたと思うんですけども、鹿児島県のソフトボールスポーツ少年団、私も一時事務局に携わったことがあるんですが、30年以上前から、当時の上村会長を中心に連絡協議会で、とにかく第3土・日の活動の在り方についてずっと協議がされてまいりました。その結果、ここ十数年ぐらい前から、第3土・日は県下全域で活動をしていない、もちろん試合も練習もしないというこ

とで徹底されてきているようです。特に、当時、県下の少年団というのは220団ぐらいありましたから、強い団になると年間52週のほとんどを招待試合とか公式試合に参加されていたような状況もありました。その中で、あまりにも過密なスケジュールで活動するとスポーツの遊びが苦になる、苦労の苦になるということ。また、保護者も子どもたちも燃え尽きて、次の進学した際に競技をやめてしまう。同じ競技でなくても、いろんな競技に取り組んでくればスポーツの遊びを感じられるという思いはありますけれども、全く何もやらない、そういうケースも、私も見たり聞いたりしてきました。ですから、これからの部活動等が、地域クラブとして活動することが始まっていくと、ますます第3土曜日・日曜日の認識がなくなるのではないかというふうに心配しておりますが、いかがお考えかお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

部活動については、現在、部活動の在り方に関する方針に基づき、週当たり2日以上 of 休養日を設けているところでございます。そのうち1日は、土曜日または日曜日にすることになっております。

部活動が地域移行した場合でも、この方針は変わらないものだと捉えておりますが、青少年育成の日、家庭の日の意義は今後も浸透させたいと考えております。

○8番（富迫克彦君）

先ほど、子ども会の活動について答弁がありました。

ここ3年間、本当に新型コロナウイルスの影響で、どこも活動を自粛されてきたのではないかと思います。自治会の行事にもなかなか参加できないというような状況もございました。この3年間のブランクというのは大きいわけですが、元のような活動に戻すには相当なエネルギーも必要になります。冒頭申し

ましたように、子ども会活動を地域で支援していくということを考えると、このブランクを好機と捉え、教育委員会と各スポーツ少年団などと、さらには自治会等とも連携して新たな形で第3土・日をうまく活用し、地域を巻き込んだ子ども会の育成が必要になるのではないかと思います。いかがお考えかお伺いします。

○社会教育課長（松岡政仁君）

議員のご指摘のとおり、様々な課題がある中で地域が一体となり、みんなで支え合う体制を構築し、将来を担う子どもたちにとって学びやすく過ごしやすい環境づくりが必要と考えています。

○8番（富迫克彦君）

先ほど、本市の子ども会の活性化に向けた取組も報告いただきましたが、この3年間なかなか事業もできなかったのではないかと思います。今後、来年度もまた予算を組まれて頑張っていられると思いますが、そういう中で、リーダー研修とかいろんな取組もされると思います。その活動を通してこの青少年育成の日と家庭の日は、我々も含めて子どもたちのためにうまく活用されるように期待したいと思います。

それでは、2問目の河川愛護、インフラの維持管理についてであります。先ほど答弁ありましたように河川愛護作業、道路愛護作業の参加者数は減少してきているというようなご答弁でありました。

そのような中で、自治会等から寄せられている意見や要望についてお尋ねします。

○建設課長（田口悦次君）

自治会からの要望についてお答えします。

自治会からは、自治会員の高齢化が進み、のり面などの作業が困難になってきた、若い人で草刈り機を持っている人が少なくなっているため、作業が効率的にできないなどの意見を伺っております。

○8番（富迫克彦君）

その一方で、災害発生時に対応していただいている業界の方々から寄せられる意見・要望等があれば答弁願います。

○建設課長（田口悦次君）

災害等があった後すぐ対応していただいています建設業各社には、台風や豪雨、積雪時などの対応など機動力をもって迅速に対応していることに、まずは感謝申し上げます。

建設業界からの要望・意見等につきましては、工事の発注件数の減少、適正な工期設定、施工時期の平準化、週休2日制による工事積算などがあります。

○8番（富迫克彦君）

先ほどの同僚議員の質問の中で、65歳以上の高齢者が50%を超える自治会40%余りということも紹介されました。そういう中でここ5年は、まだ何とか170余りの自治会の皆さんも愛護作業に協力いただける、もしくは10年なのか分かりませんが、ご協力いただければ、また、いただきたいなというふうにも思っておりますが、近い将来、やはり無理な時期が来そうな気がします。

それらのことを踏まえて、本市の建設業界、比較的小規模な業者さんも多いということですが、この中で公共事業を中心に経営されている事業者については、将来的に公共事業が減少していくということを考えると、会社経営の方針を見直さざるを得ないのではないかなというふうにも思います。新規に従業員を募集しようとしても、経営基盤が安定しないことには難しいのではと推察もいたします。

しかし、社会インフラの将来に向けた維持管理と、ある程度の事業者を確保しながら育成していくというような考え方も市として示していかなければ、いざというとき、災害が起きたときに、誰も応援、応急復旧もできないと市民の皆さんが困るようなことも想像できます。

したがって、先ほども申しましたように、全国的にも様々な公民連携の事例が増えてきていると思いますので、日置市オリジナルの方法でできるだけ早く方向性を示すべきではないかと思います。1回目の答弁で、道路については府中市とは事情も違うのでなかなか簡単にはいかないというようなニュアンスでお答えいただきました。一方で、上下水道については、何か前向きに進みそうなニュアンスのお答えを聞いたわけですが、最後に、今後の進め方とかスケジュール等について市長にお尋ねして、私の質問を終わります。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

水道事業につきましては、令和6年度に官民連携に係る基礎調査を行いまして、その後、官民連携の可能性について検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○建設課長（田口悦次君）

道路管理につきましては、先ほども答弁いたしました。道路やのり面の状況、周辺人口など、地域によりインフラの維持管理を取り巻く環境は異なりますので、地域の実情に応じた公民連携への取組を今後も推進してまいります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時43分散会

第 3 号 (1 2 月 5 日)

本会議（12月5日）（火曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括監兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長
農業委員会事務局長

奥田美穂さん
吉富良一君

監査委員事務局長

内山良弘君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、下園和己君の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。さて、燃える感動をキャッチフレーズとした鹿児島国体も無事成功裏に終わり、2023年も残すところ一月足らずとなってまいりました。師走という何かと慌ただしい中、日置市の12月議会の一般質問2日目のトップを務める、5番議員の下園和己でございます。

さて、今回は骨髄や末梢血幹細胞の移植を必要としている患者の一人でも多くの大切な命を救うために最も重要で、必要不可欠な骨髄等ドナーの支援につきまして、2項目簡潔に質問いたしますので、皆様しばらくお聞きくださいますようお願い申し上げます。

1項目め、前回の令和5年第3回定例会において上程されました、請願第1号骨髄等移植ドナー支援に関する請願が、満場一致で採択されたことをどのように受け止めているかを質問いたします。

2項目めです。ドナー登録者が鹿児島県では2023年6月末現在で4,643人と全国的に少ないほうです。一人でも多くの大切な命を救うために、日置市において現段階でできるドナー登録者を増やすための方策は何だと考えているのか質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えしてまいります。

質問事項1つ目、骨髄等移植ドナー支援に関する請願についてのその1、受け止めについて回答します。

骨髄等移植ドナー支援に関する請願については、ドナー登録者の高齢化の課題などを認識する契機となりました。今後、ドナー登録者を増やすための方策が必要であると考えています。

その2、ドナー登録者を増やすための方策につき、回答します。

本市の方策としてはまずは骨髄等移植について啓発を行い、市民の方々に関心を持っていただくこと。次に、骨髄等の移植を提供していただいたドナーのための環境整備を行うことが必要であると考えます。

以上です。

○5番（下園和己君）

それではこれから1回目の質問について内容を深めてまいります。

ただいま市長から骨髄等移植ドナー支援に関する請願についてはドナー登録の高齢化の課題等を認識する契機となりました。今後ドナー登録者を増やすための方策が必要であると考えています、と答弁がありました。国におきましても現在、骨髄等移植ドナーに対する支援をやっと考えているようですが、日置市ではどのようなドナー支援を考えているか質問いたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

国においても令和6年度厚生労働省の予算概算要求にドナー環境整備事業が新規に予算計上されております。今後、国や県の動向等を注視し事業内容等を含めて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

ただいま研究中であるとのことでしたけれども、鹿児島市など県内において先行しております自治体の助成内容などを参考に検討していただきたいなと思います。ドナーは健康診断や自己血貯血のための通院、骨髄等採取のための2泊3日の入院、手術後の経過観察の通院等合計7日前後、仕事を休む必要があり、生活支援のために少しでも多額を助成してもらいたいと願っております。

ところで、この実施時期を具体的にはいつからとお考えなのか伺います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現時点ではまだ国の事業内容について詳細に示されておりませんので、具体的な開始時期について申し上げることはできません。

以上です。

○5番（下園和己君）

具体的には分からないということですが、研究していきたいということですが、このことは早ければ早いほど助かる患者の命が増える可能性が高まるということであり、できるだけ早く実施するよう再度お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

国の事業内容が詳細に示された上で、早い段階で研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

ただいま国の動向を見ながら、なるべく早く実施できるよう研究をしていくというようなことをございます。一人でも多くの大切な命を救うためには、ドナー支援だけではなくドナーが勤める企業に対する支援を行っている自治体もありますが、その点はどのように考えておられますか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

提供ドナーに休暇を付与した企業等に対し助成することは、ドナー提供への促進要因になると考えますが、どのような助成内容にするかは今後国や県の動向等を見ながら、研究して設計してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

企業への支援も考えてくださるということでしたので、研究してそちらのほうも併せて検討いただきたいと思います。

続きまして2項目めについて、深めてまいりたいと思います。

先ほど市長から、本市の方策としまして骨髄等移植について啓発を行い、市民の方々に関心を持っていただくこと、次に骨髄等の移植を提供していただいたドナーのための環境整備を行うことが必要であると考えているとの答弁をいただきました。

最近国においても、政府広報としてドナー登録者を増やすためにテレビでコマーシャルを流しているのを、皆様も見聞していることと思いますが、ここで改めまして少しお時間をいただきまして、骨髄バンクのドナー登録の条件や状況、支援策の必要性を述べたいと思います。

骨髄バンクにドナー登録するには、18歳以上54歳以下の健康状態が良好な方の2mlの採血が必要であります。一般的には献血時に採血いたします。

そのため、ドナー登録は日赤の献血ルームや保健所が受付窓口となっております。

また一般的に言うA型B型O型AB型のABO式と、Rh+Rh-のRh式、皆さんがご存じのこの型につきましては赤血球の型であります。骨髄移植をするにはこの赤血球の型ではなく、HLAという白血球の型が適合する必要があります。

このHLAの型は数万とおりもあり、適合

する確率は兄弟姉妹で4人に1人、他人では数百人から数万人に1人しか適合しません。

2023年6月末現在のドナーの登録者は全国で54万6,679人、移植希望者は1,685人です。骨髄移植の適合確率が非常に低く、希望者の半数は手術ができず悲しい事態となっております。また、ドナー登録者の半数以上が40歳以上となっております登録者を増やすことが急務となっている状況でございます。

ドナーの骨髄や末梢血幹細胞提供に係る通院、入院等の医療費は公益財団法人日本骨髄バンクが負担します。県内のドナー登録者は4,643人いますが、もしドナーに選ばれた場合は、ドナーの骨髄等の採取は県内の認定病院で行われ、採取された骨髄等は患者が入院している県内外の病院に運ばれます。移植は前処置で造血機能のなくなっている患者に点滴により注入されます。

鹿児島市が令和4年度からドナー支援事業を県内で初めて実施して、令和4年度に5人が支給を受けております。支援内容は日本骨髄バンクが介入した人に限って、1日2万円掛ける日数ということで最高14万円を支給されますが、血縁者には支給されません。

鹿児島市の令和5年度は7月末現在ですが、1人が受給済みで数人が相談中とのことでした。公益財団法人日本骨髄バンクでは骨髄等提供のため、ドナーが仕事を休んでも休業に対する保障はしていないので、県や市町村からドナーが金銭的な支援が受けられるとドナー登録者が増えることが予測され、よって救われる命が増えることが期待できますので、国や県市町村での支援策の確立が急務となっている状況です。

このようなことから、市民への啓発につきましては、広報ひおきとお知らせ版への掲載というようなことが考えられるのですが、これだけではなくて防災無線や各種会合等での

ドナー登録への呼びかけが不可欠と思いますが、どうでしょうか。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

広報紙以外でも骨髄バンクに関するポスターの掲示やホームページ、SNSを活用して広く啓発してまいりたいと考えております。

また、今年度は過ぎてしまいましたが、10月に骨髄バンク推進月間というふうになっておりまして、そういった月間に合わせて、防災無線等でのお知らせもまた啓発等も考えております。

以上でございます。

○5番（下園和己君）

市の広報紙以外にもホームページやSNS等を利用して啓発したいとの答弁がございました。1日でも早くそちらのほうは啓発していただきましてドナー登録者が増えることを期待したいと思います。

次に、骨髄または末梢血幹細胞の移植の推進及び骨髄等提供者いわゆるドナーですがその負担軽減を図るため、現在、条例や要綱等を制定している県内の状況を把握しているかを伺います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

令和5年9月末現在、県内では、鹿児島市がドナー支援事業助成金交付要綱のほうを制定していると把握しております。

以上です。

○5番（下園和己君）

今答弁いただきましたように、県内では鹿児島市だけが要綱を制定して実施しているとのこと、非常に少ないというか、たった1つしかされていない県内の状況があります。それで1人でも多くの大切な命を救うためには、また1人でも多くのドナー登録者を増やすために、そして県内の市町村をリードしていくためにも、一刻も早い日置市の要綱の制

定が必要と思います。

そこで市長に、要綱の制定並びにその時期等について、どのような見解を持っているかを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

ドナー登録を増やすための普及啓発は可能な限り様々なチャンネルを使って進めるべきであろうというふうに考えております。

そして登録者を増やすための環境整備につきましては、これは日置市においてももちろん進める必要があるテーマですけれども、むしろこれは全国で進めるべきことであろうというふうに考えております。その意味では国が制度の詳細をお示しいただいた上で、日置市としても制度設計着手してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

啓発につきまして、即時行っていただけるようなことですが、その要綱等の制定につきましては国の動向を見ながらとの答弁をいただきました。とにかく1日でも早い実施に取り組んでいただくことが大切な命を守ることに直結しますので、国の動向が決まりましたら直ちにできるよう準備方よろしくお願ひしたいと思うところでございます。

そのことで、日置市の取組が県内で要綱等を制定する自治体が増える契機となり、多くの患者や関係者も喜びドナー登録者が増えていくという波及効果が必ず現れることと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、11番、山口政夫君の質問を許可します。

〔11番山口政夫君登壇〕

○11番（山口政夫君）

それでは、通告に基づき次の質問をいたします。

1 問目、薩摩おいどんカップへの野球場2か所使用及び合宿誘致の課題について質問いたします。

薩摩おいどんカップの前身は、2017年8月に北海道釧路で亜細亜大学、トヨタ自動車など10チームの参加で行われました。薩摩おいどんカップは令和3年2月に開催され、本市においては2023年はキャンプや合宿の多い期間に2つの球場が使用され合宿誘致に悪影響が出ていると認識する。おいどんカップ実行委員会は野球の普及、野球人口を増やすために一流の試合を見せることで普及に貢献できるとのことであるが、野球人口減少はほかに改善課題があると考えている。実行委員長は冬場のキャンプで体力・技術を鍛える時期であると発言されているが、このような大事な時期においどんカップを開催するには矛盾を感じています。

実行委員会は2万2,000人が来場し、約6億3,000万円の経済効果と発表している。そこでア、大会の後援で、2球場の使用による評価と課題について、どのように捉えているか伺います。

現在の湯之元球場は東市来町総合グラウンドとして昭和32年開設記念行事を行い、67年前から大学野球、社会人野球、旧国鉄スワローズやヤクルトスワローズ、ロッテなどプロ野球球団のキャンプを誘致した経緯がある。地域の有志による誘致活動が現在まで続いていると考えるが、今回のおいどんカップ開催でキャンプや合宿をキャンセルする状況が発生し、伊集院球場も合宿でゆすいんや吹上砂丘荘への悪影響があり、今後、日置市での合宿やキャンプを敬遠されるのではないかと心配する。

そこで、ア、球場の使用許可について、伊集院球場のみとするか、大会期間を春以降の開催と変更できないのか、主催者と協議を行うべきと提案するが、市長の考えを伺います。

また、大会開催中心団体の亜細亜大学が今年度の大会の参加は未定で、始良市でのキャンプは中止と聞きます。今後の大会の行方にも影響が出るのではないかと危惧する。このようなことから、ア、おいどんカップ辞退も視野に検討を進めるべきと考えるが、市長はどのように考えるか。

イ、本市の体育施設等の合宿誘致活動の担当課はどこでどのように行っているのか伺います。

2問目、自治会未加入者への情報配信と本市が取り組んでいるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進について質問します。

本市の自治会等では十数年前から市の月2回の広報紙配布資料が多く、回覧板も高齢者は大変だからいらぬという現状がある。また、自治会未加入者の増加等の課題もある。未加入率は約9%で約2,050世帯であり、うち文書配布依頼は71世帯で、残り約1,980世帯は未配布である。このようなことから、ア、未加入世帯、未配布世帯への情報伝達はどのように行っているのか伺います。

本市は日置市わくわくデジタル革新宣言を行い、市民ファーストで進めるデジタル化として3本の柱に主な取組を記載されている。行政内部や市民の行政手続、また窓口サービスのデジタル化推進と理解するが、地域や自治会等への対策が見えないと考える。

そこで、ア、地域や自治会等への情報配信については、市がシステムを考えているのか伺う。

現在、多くの自治体が自治会への地域情報配信アプリの導入で自治会との情報共有や自治会の若年層の協力を求め、役員の負担軽減等で活用されている。本市の自治会も高齢者の多い山間部や住民の多い市街地など多様である。

このようなことから、ア、DX推進会議で地域における情報共有のICT化の推進につ

いても協議を進め、早い時期に希望する地域と自治会を対象に情報配信アプリ等を使い、事前検証を行いシステム導入を推進すべきと提案するが、市長の見解を伺います。

イ、多くの自治体では、有料アプリの導入時に補助金制度を設け、導入推進を進め自治会の負担軽減につなげている。本市も補助制度を設け、推進すべきと提案するかと申し上げて1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、薩摩おいどんカップのその1のア、2球場の使用による評価と課題について回答いたします。

薩摩おいどんカップは本市では湯之元球場と伊集院球場で開催されました。大学生や社会人の本格的なプレーを見ることができたことに加え宇津木妙子氏によるソフトボール教室も開催され、本市の子どもたちに対して、野球の魅力啓発や競技力の向上といった効果があったと捉えています。また、市内外から多くの方が観戦に来られたことにより施設のアピールや市内での消費の効果もあったと考えます。

一方で、合宿シーズン中のため、大会に参加しない団体の練習会場の確保や宿泊等の調整が課題であると考えます。

その2のア、その3のア、球場の使用許可については関連がございますので合わせて回答いたします。

令和6年2月の開催については2球場を予定しています。令和7年以降の開催協力については、来年の実施状況を踏まえて検討しますが、湯之元球場の使用については令和6年までとすることを既に主催者には伝えております。

その3のイ、合宿誘致活動の担当課につき回答します。

本市の体育施設を利用した合宿誘致活動の担当課は商工観光課です。実際の誘致活動は日置市施設利用促進協会が中心となって県外や離島を中心に実施しています。

質問事項の2つ目、デジタルトランスフォーメーションについてのその1のア、未加入世帯、未配布世帯への情報伝達につき回答します。

自治会の未加入者に対しては文書配布を希望する場合は郵送をしています。文書配布を希望されない方については、本庁、各支所及び地区公民館での閲覧のほか、日置市ホームページで閲覧できるように対応しています。

その2のア、システムについて回答します。

自治会等への情報伝達については現行どおり紙の配布を考慮しつつ、今後インターネットやパソコン等の情報通信技術を活用して速やかな情報伝達、効率化を図ってまいりたいと考えています。

その3、情報配信アプリ等に関してはアとイ、合わせて回答いたします。

D X（デジタルトランスフォーメーション）推進会議の中で地域におけるデジタル化施策の一つとしてアプリケーションを活用した電子回覧板導入について協議しています。システム導入に当たっては、電子回覧板のほか、防災、安否確認、ごみ関連と多岐にわたっていることから、先進自治体の情報発信アプリケーションや補助制度の情報収集など検討していきたいと考えています。

以上です。

○11番（山口政夫君）

ただいま答弁いただきましたので、2問目を質問いたします。3のイまでは大体あの思っていたとおりで、あのもう市長が既に取り組んで協議をさせていただいているということでございますので、3のイについて施設利用促進協会を中心になってあの実施しているという答弁でございます。で、実は先日あの施

設利用促進協会と話をしてみまして、こういう資料もいただいたんですが、小中学校・高校の大会の誘致が主体だというふうに聞いております。

そこで、日置市もそうですが、施設利用促進協会、それと現在の誘致活動をされている方々との連携をやっぱり取った誘致活動というのが必要と考えております。今後どのように取り組んでいかれるかお伺いいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

今後の施設利用促進協会の取組につきましては、現在活動の中心となっております合宿誘致活動のみならず、スポーツツーリズムの推進組織として取組を拡大できないか協議を開始しているところでございます。

また、ご指摘のようにこれまで各地域で様々な方々の個人的なつながりで合宿や大会誘致に尽力されてきた状況もありますので、そちらの方々と連携して取り組めるような仕組みづくりがつかれないか施設利用促進協会へ提案し、協議を進めたいと考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

前向きに取り組んでいくという答弁でございます。

ほかにも、今まで取り組んだ個人的な方々じゃなくてほかにも団体もあると思いますので、そういうところとも連携をしっかりと取って前向きに施策を進めていただきたいと思います。

それでは2問目に入ります。

答弁でほぼ推進会議で協議しており、アプリケーションについても検討しているという前向きな答弁をいただきましたが、1つ引かかるのが最初の1問目1項目であります。自治会未加入者をどのように取り扱うか、結局本庁・支所・地区公民館で閲覧できる資料を置いてある、それから市のホームページで

閲覧できるように対応しているというご答弁です。私果たしてこれでいいのかなと。なぜか言いますと、自治会に入りたくない、そういう情報を見たくないという方が一々尋ねるか、あるいはホームページにアクセスされるかなということを心配しております。そういうことで、もうアプリケーションについても検討されているということで、ここでちょっと私も電子アプリを調べましたらLINE、LINE WORKSあるいはいちのいち、ライフビジョンあるいは結ネット、様々な有料から無料のアプリがあります。

その中で、鹿児島県の霧島市が令和3年4月1日からライフビジョンを活用して霧島防災行政ナビとして市政情報発信と防災の情報発信を行っています。ここで議長にパネルの提示とスマートフォンの使用の許可をいただいておりますので、それを使ってちょっと説明させていただきたいと思っております。

霧島市のアプリが使えるのかなと思ってインストールしてみました。そしたら確かにできまして、霧島市の画面がこちらでございませう。ちょっと見にくいと思っております。ただ日置市にいながら霧島市も見れるという、これでございます。それでこちらが霧島市が市民に提供しているパンフレットです。今皆さんに提示した画面がこちらですね、そういうことでメニュー画面、広報紙、防災マップ、防災モードとこういうふうに見ることができます。これをホーム画面からメニューをタップしますと、こういう画面になりまして、防災関係マップこれは防災マップを、防災マップ全てのマップを提供しております。暮らし情報いろいろあります。

それで例えば暮らし情報に入りますとこのような画面になります。市のホームページ、広報紙、検診、消防、水道、コロナ関係、ちょっと隠れていますが、これは市の施設の利用申込みとかそういう手続きができるようにな

っております。

そこで、先ほどのマップを一つご紹介したいと思います。こちらが私はちょっと分かりにくいかもしれませんが、ハザードマップの中で浸水域を設定しまして、浸水域とか土砂災害とかですね、いろんなジャンルをタップするとその図面が画面に表示されて見れます。これがGPSと連動していますので、どこに避難所に行けばいいのかというのが一目瞭然で分かるようなこのようなシステムになっているようです。

そこで、これはライフビジョンというあれですが、こちらが結ネットという、実は結ネットが特許を取得しているアプリケーションです。そして16か国語の言語の自動翻訳機能もついております。それと家庭内の利用設定、例えばお年寄りがございます、アドレスを取って、そして子どもさんが地域外、県外でも結構だそうです、におれば親のIDで連携して使えるアプリケーションということで、使用料も親の一つの使用料で済むというようなアプリケーションです。つまり自治体あるいは自治会から住民に通知をプッシュ型です。それと緊急災害時には安否情報確認ということで災害メールを発信します。見ましたらこの方安心ですねとかそういうのができるという、そして次にですが、この結ネットは今ここで示したように4つの機能がついております。連絡網機能、グループウェア機能、一斉配信機能、災害時機能とこの4つの機能がついているということです。そして私、これがすばらしいなと思っております。実はこれは自治体が違います。大阪、あるいは奈良、山口県と様々な全国で今活用されておまして、このメニュー画面のメニューがその自治体や自治会でカスタマイズできて、それぞれの特徴を生かしたシステムを活用できるということだそうです。

それと、私が一番あの霧島市も防災をメイ

ンにされておりますが、安否確認、この結ネットであれば全員に警戒音をプッシュ通知し一斉配信し、既読未読で安否確認ができると。一時です。今まででしたらそれぞれ職員や地域の自治会の役員などが安否確認をする必要がありましたが、これであれば一時的に既読された方あるいは未読の方を優先的に安否確認ができるというようなことをございます。

そして実はこれがですね、金沢市市民協働推進課という金沢市が資料を公開しております。これは金沢市は令和3年4月からこの業者さんと協定を結んで、より連携を深めようと、そして導入はもう5年から6年前から導入を進めているということです。

この上のほうは水木町会、紹介しますと870世帯と大きな町会ですが。もう既に導入率が95%、そして身近な情報なんかも積極的に自治会の連絡網使って発信をしている。行政の配布文書もですが、自治会の情報発信もやっているということです。そして下段のほう、これが先ほど霧島市でも申しましたとおり、ここは二日市町町内会ですが、全世帯への案内を役員の負担を減らし迅速化し、そして閉塞された現役の世代に結ネットを導入で一斉に伝達でき、一気に課題が解決したと。先ほども言いましたように私は若い方に複数聞いてこういうのを導入した場合、年配はなかなか使いづらいだろうけども、というのが使いづらいというのが、データを発信するときの手续がおっくうだとなったときに、若い皆さんが手伝ってくれますかっていったら、もう今の若い世代、若年層は毎日、ほぼこういうアプリケーションを使って連絡をしているから、何も苦にはなりません。だから、それぐらいのお手伝いだったらしてもいいですねとおっしゃる方が非常に多くて、力強く感じているところです。

で、この二日市町の場合は、先ほど霧島市でも申しましたとおり、高齢者でアドレス

を取って、その子どもを子ということでアプリケーションをインストールして、子どもさんの住んでいるところで情報を見て、親に連絡をする。そして親に連絡をするということは、常に高齢者の安否確認もできるし、それから、自宅に、その町に帰るという里帰りのきっかけにもなっているということで好評という紹介でした。

それと、この2つの最後のこの機能も特にお伝えしたいんです。

まずこの上ですが、野町町会連合会ですが、これ結ネットとIoT電球というのを使って高齢者の見守りをしている。IoT電球とは何かっていいますと、電気をつけたり、消したりすることでこの電球自体に発信機能がついている、それをスマホのアプリケーションと連動して民生委員さんや町会長などと確認ができて、というのが私も自治会長をしている頃、民生委員さんに行くとうるさがられると、ないごてちょこちょこくつとよとか、いろんな苦情があるというのも聞いていましたので、これをもう既に実際、運用して好評だということです。

そして下のほうは、ちょっとアプリで、これ写真ですから見づらんですが、ここに赤でマークをしております。ここに実は、もう日置市も取り組んでおります、乗り合いタクシーの連絡のアプリと連動させているということで、お年寄りなんかどこを引っ張り出して予約をすればいいかという心配がなくても、ここをポチッとやれば予約ができると、そこにつながっていくということで、非常に便利で使いやすいという取組を紹介されております。

それともう一つご紹介したいのが愛知県の豊川市です。これも令和3年に実際、18万5,000人ぐらいの人口です。その中でサンプルを4,600人世帯、お願いしまして、1年間実施した報告書です。約20ページに

わかっております。ここでも非常に成果が、今述べたようなことと、それから課題としては、やはり技術面のサポート、個人情報取扱いかその運用面が、それと加入促進ですね、そこが多いようです。

ただし、金沢市も導入に対しまして、補助金を要綱を設けて、補助制度でやっております。ここもいろいろ成果と課題、そして最後には地域、これは電子回覧板用の意識が高まり、地域コミュニケーションツールとして紙の回覧板以上の効果があると報告されています。

それで、先ほど申しましたとおり、しかも毎年度交付する補助金として必要な事項を定めて、要綱を定め、令和5年、今年度から実施しているというところもあります。

私が申し上げたいのは、広報ひおき10月号8ページに市長コラムに、自治会の中には加入率50%を切る自治会もあり、各種作業の担い手不足やごみステーションの適正管理に課題があることも少なくない。私の実感としても、自治会抜きの地域の暮らしは考えられない。地域自治会長連絡協議会で、市としても各自治会への共有を通じる、自治会連絡業務の負担軽減を後押ししていきたいと。

なぜ、私もここまで大事だから進めたいのかというと、私も自治会長時代、広報紙500世帯でしたので、広報紙を各役員に届けるのに2時間から3時間、1人じゃなくて家内と2人で毎回かかりました。そして、届けるのに約半日以上かかります。そして私だけじゃないんですね、役員さんもそれを世帯分、全部また仕分けをして役員さんも配らないといけないと。これはもう今に始まった問題じゃなくて、はるか前からいただいております。ただ残念ながら、その当時はこういうアプリケーションツールがなかったんですね。ですので、今、非常に先ほど言いましたように、この結ネットというのは特許も

取っております。

そういうことで、今紹介したのだけじゃなくて、行政としていろんなアプリを調査し、研究していただいて、やっぱり早い時期に、先ほど豊川市を紹介しましたように、実証運用をして、導入を、検討を進めていきたいと思っております。市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（永山由高君）

自治会の加入率を考えますと、自治会長の皆様方の作業の効率化であったり、また多くの方々に迅速に情報を届けるという観点では、議員ご指摘のようなアプリケーションは有効であると感じます。

一方で、今、草の根対話を各自治会に回らせていただく中で、急速にデジタル化が進むことに対しての強い危機感や、不安のお気持ちを持っておられる市民の方々も少なくないということは、実感をいたしております。アプリケーションを含めて新しい仕組みを運用するに当たっては、やはり地域の自治会長さん方を含めて、皆様の中からご意見をお伺いし、モデルとなるような地域を幾つか選ばせていただいた上で、試験的に始めてみるといったような検討を、現在は行っているところです。

以上です。

○11番（山口政夫君）

もう、市長のおっしゃるとおりだと思います。私なんかも自治会長とお話をすると、デジタル化と言えばもうそれで拒絶反応を示されます。

だから、先ほど紹介したように若年層の方に話をすると、お手伝いはしますよと。ですから、データを乗せ替えて発信するという、どうしても作業が入ります。だから、そこらはやはり地域の中の若い方を、手伝っていただくことで、これほかの地域の報告書にも、自治会のイベント、地域のイベントに若い方

の参加がものすごい増えたと、だからデジタル化したことの効果のほうがありますということは、あちこちで報告があります。

ですので、全て最初からもうデジタル化を下さいと言うつもりも、私はございません。やはり、紙ベースとデジタルと併用しながら、デジタル化に移行する方法がいいのかなと思っております。

そういうことを踏まえて、やはりなぜ、議長に私がこのスマホのアプリを、許可をいただいたか言いますと、できましたら執行部の皆さんなんかも確認して——同僚議員ももちろんそうですが——入れていただいて、こう簡単なんですよ、こうして使いますよ。実は先日も、うちの自治会のいきいきサロン、筋ちゃん広場の方にスマホの使い方を説明してくれということで、こういうこともちょこっと説明させてもらいました。そういうことで、そういうお年寄りでもたった一人が、携帯もガラケーも何も持っていませんというのはお一人でした。今の社会もほとんどスマホかガラケー。こういうアプリケーションはガラケーでもスマホでもパソコンでも連動、併用できるというアプリケーションになっておるようです。

そういうことで、やはり進めるから使ってくださいじゃなくて、勉強会というか、そのようなことも自治会やら地域行政が中心になって進めていけば、おのずと、自然と増えるのかなと。ですから、やはり紙の広報紙の配布とデジタル化ということで併用して進めていただきたいと、そこを切にお願いしまして、市長、最後どのように取り組んでいただけるか、ご回答お願いします。

○市長（永山由高君）

先ほど申し上げましたように、デジタル化に対して、特に市民サービスの直接的なデジタル化に対して不安のお声もたくさんいただいておりますし、メリットはもちろんですけ

れども、デメリットも複数、現時点でも確認できていますので、ここはやはり慎重に検討した上で、実践については調査、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

市長のおっしゃるとおりだと思います。

ただ私も一番心配するのは、1問目の回答なんですね、未加入者が多い。私も本当に、未加入者に説得するためにいろんな資料をつくって、何回も足を運びました。だけど、そうすることで加入がいただいたりというのも経験しておるものですから。やはり、未加入者が僅かだから、もうホームページに来てくださいではなくて、こういうアプリケーションを導入すれば、受付の段階で未加入と言っても、これをインストールしてこれを活用してくださいということで、プッシュ型で情報を届けるということですので、そういうことも含めて、検討を前向きに進めていただきたいと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。市民の皆さんから寄せられた切実な声を市政に届け、その願い実現のために、今回は5つの点について質問させていただきます。

さて、11月29日水曜日、米軍のオスプレイが屋久島沖で墜落しました。以前から、オスプレイは未亡人製造機と呼ばれ、故障や事故がとて多い欠陥機です。これまでも、世界中で事故が起きています。死亡事故も多発しています。そして、今回の事故は墜落という重大事故です。乗っておられた方も、まだお一人しか見つかりません。米軍も自衛隊も、直ちにオスプレイの運用を停止し、事故原因をきちんと究明すべきです。欠陥機オスプレイの事故の捜索救助活動に、何とオスプレイが来て飛んでいます。欠陥機の救助に欠陥機が当たるなど常識では考えられません。

このことも踏まえて質問させていただきます。

まず、1問目は米軍機の低空飛行のことについて伺います。6月議会でも取り上げましたが、その後の目撃情報や、それについての市の対応などを伺います。

2問目は、脱原発についてです。九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定の件が、県議会で否決されたことを、市長はどう受け止めておられますか。

そして、運転を延長すれば、あと数年で使用済み核燃料の行き場が失われます。川内原発敷地内に溜め置かれているタンクがいっぱいになって、もう溜めておくこともできないのです。九州電力は、それをどうするつもりなのでしょうか。めどは立っていないのですから、運転延長すべきでないという市民の声があります。この点についての市長の見解をお聞かせください。

次に、学校図書館について伺います。昨日、同僚議員も取り上げておられました。学校の図書館における図書の整備の状況、私からも改めて伺います。教育委員会当局としては、どのように、各学校などの状況をつかんでお

られますか。

日々成長していく児童生徒にとって、本は友達であり、心の栄養としての役割もあります。しかし、読みたい本を我慢したり、順番待ちをしているような状況など、そしてまた、傷んだ本も多々あることなどお聞きしますと、早く何とかしてほしい、何とかしなければと思います。学校図書館の本の購入費を増額していただき、読みたい新しい本を、せめて、必読図書や教科書などで紹介されている本などを、今すぐに、子どもたちに届けてほしいと思います。いかがでしょうか。

4問目は、洋上風力発電計画について伺います。9月議会の後、県の研究会が開かれたようですので、その研究会の内容など、また、参加の状況などについて説明を求めます。市として何か発言をする機会があったのか、どのような議題に、どう発言したのかなど報告していただきたいと思います。

最後、5問目です。次は、11月19日日曜日に、日吉老人福祉センターホールで童謡公演とコンサートがあり、大盛況でした。市長も出席されておりました。コンサートの主催をされた、カナリア会の中で呼びかけられました。童謡の町ひおきづくりについて、市長も前向きな印象を受けましたけれども、市長はこれを推進していかれるお考えなのでしょうか、また、そうであれば、どのようにして進めていかれるのでしょうか、伺います。また、進めるそのためにも、本市にはジュニアオーケストラがありますが、市民合唱団をつくることを私は提案します。以前から、市民合唱団のことを考えておりましたが、コロナのことがあって今はその時期ではないと控えておりました。今回をチャンスと捉えて提案させていただきます。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、米軍機の低空飛行についてのその1、目撃情報とその対応について回答します。

市民等から寄せられた本市の低空飛行の目撃情報については、本年7月1日から11月末までで22件となっています。市に寄せられた情報については、県に連絡し、県が関係機関に対し飛行事実の確認を行い、おおむね3か月程度で回答を得て希望される通報者へはお知らせしています。

質問事項2、脱原発についてのその1、県民投票条例制定の件が県議会で否決されたことに関する受け止めにつき回答します。

鹿児島県議会において、審議され、議決されたことと受け止めています。

その2、市長の考えにつき回答します。

運営延長に関しては、使用済み核燃料の貯蔵などの課題があることは認識しており、電気事業連合会において、貯蔵対策の取組強化が図られていると聞いています。原発については、脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

質問事項3、学校図書館については、教育長より回答いたします。

質問事項4、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、県の設置した、洋上風力発電に関する研究会の開催状況について回答します。

第2回の洋上風力発電に関する研究会が、11月17日に薩摩川内市で開催され、企画課長及びゼロカーボン推進係担当が出席しています。研究会の内容については報道にもありましたとおり、県が実施した漁業実態調査の結果報告や、専門家による洋上風力発電と漁業との協調策などの講話がありました。本市からはその講話の中で、洋上風力発電事業における漁業者の出資・参画に係る国内事例

の有無について質問をしています。

質問事項5、童謡の町ひおきづくりについては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それではまず、質問事項3の学校図書館についてお答えをいたします。

まず、その1、図書館にある蔵書の状況、それから、教科書で紹介されている本についてでございます。

市内小・中義務教育学校の学校蔵書冊数につきましては、小学校全体で9万5,481冊、中学校全体で5万1,938冊となっています。また、本の状態につきましては適切な管理を行っており、年数が経過しても繰り返し大切に読んでもらえるよう、各学校において計画的な補修に努めています。教科書で紹介されている本については、各学校の司書教諭などを中心に購入する本の選定を行う際に検討され、必要なものは整備をされています。

次に、その2、図書購入予算についてでございます。

児童生徒数や学級数などを基準とした予算を各学校に配分をし、それぞれの学校は、実情に応じてその中から図書購入に充てています。引き続き、学校の実情に沿った予算配分に努めてまいります。

続きまして、質問事項5の、童謡の町ひおきづくりについてでございます。その1でございます。

その推進についての考えということでございますけれども、童謡に限らず様々な文化芸術活動について応援をしていきたいと考えています。

市民合唱団について、その2でございます。

市民合唱団を設立をする計画はございませんが、各地域で活動をしているコーラスグループに対しては、練習会場の提供など今後

も協力をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

それでは、もう1問ずつ伺っていきますので、よろしくをお願いします。

6月議会後に、22件の目撃情報が寄せられたということでしたが、この全ての目撃情報が米軍のものだったということが確認されたとは聞いておりますが、間違いはないでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

それでは、お答えいたします。

この22件のうち、まだ回答が来ていないものもございますので、4月から11月までの寄せられました38件のうち、14件について回答がございました。その全てが、米軍機の可能性があるとの回答でございました。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

日本共産党の鹿児島県の地方議員団の代表が、11月の16日と17日に対政府交渉というを行いました。防衛省のほうにも伺いまして、この米軍機の低空飛行のことについても交渉したわけです。その中では、やはり全てが米軍機だったということで回答をもらっております。私は6月議会でも、市として直接防衛省のほうに要請していただけないだろうかということをお願いしております。このことについては、市のほうでは検討していただけたのか、何か行動をされたのか、されるのか、その点について伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

現在、九州防衛局長宛で要望書を出す準備を進めているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

分かりました。市のほうでも、ぜひ直接声を上げていていただきたいと思います。本当に、この、低く飛ぶ訓練をしているわけです。何の断りもなく勝手に飛んでくるわけです。それを体験された方は本当に怖い、危ない、落ちるんじゃないかと、そういうことを心配しておられますので、ぜひ、市のほうでも何か行動をしていただくことが本当に大事なかなと思っています。

それで、これだけ22件もの6月議会以後の目撃情報が寄せられているということ、市民と共有する、市民にも知らせていくことも必要なと思います。直接飛んできた下の人たちは分かっているんですが、そういう情報を、ぜひ市民にも知らせていただいて、何月何日何時ごろ、目撃情報が寄せられましたなどの情報を、市民と共有することを市として取り組むことについて、いかがでしょうか。市長の見解を伺ってきたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今の、目撃情報の共有という部分でございますけれども、まだ今のところ、ホームページ等でそのようなお知らせはしてございませんけれども、今後、市民の皆様へお知らせできるように、ホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

しっかりと、市のほうも危機感を持って取り組んでいていただきたいと思います。

次の、原発のほうの質問に移りたいと思います。この原発の問題は本当に、この県議会も否決してしまいましたけれども、県民が意思を示す、そういう機会を奪ってしまったわけです。これは私は、県民から選ばれた県議会でこのような決定がなされたことは、私はとても残念に思います。そして、だからとい

って、私たちは諦めるわけにはいかないと思うんです。本当に、この川内原発が近くにあるって30キロ圏内には日置市内で、やはり、2万7,000人ぐらいの方が住んでおられるわけです。もし、何かあったときには被害を受けるのは自分たちなんだということを、そういう危機感を持って、これからも取り組んでいきたいと思っているところでございます。

市長が先ほど、原発については脱原発という国民的な世論をしっかり踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えているということ、繰り返し言っていました。本当に、こういう答弁は大変心強く思っているところでございます。

この原発の問題というのは、エネルギーの問題というだけではなくて、人権の問題だどつくづく感じています。福島原発事故後に、当時小学生だった子どもたちが今大学生で、避難生活の苦しみを語り、原発事故は終わっていないと、原発の危険性を訴えています。

少し紹介したいと思うんですが、当時小学校の5年生だった方は、震災後1年間ほど郡山にいましたが体調不良が続きました。危機感を持った母と一緒に兵庫県に引っ越しました。将来何かあるのでは、自分の子どもに健康被害が出るのではと不安が付きまっています、と語っています。家族の間に放射能への危機意識の差から溝が生まれました。心配する母に父は、周りは普通に暮らしているのに心配するのはおかしいと対立することがありました。避難先では、政府が大丈夫と言っているのに騒ぐのはおかしい、自主避難を勝手にしたんだろうなど、避難者の声よりも政府やメディアの声が広がっている感覚を覚えました。学校でも担任に、家があるのに何で避難したのかなどと言われ、学校に行けなくなりました。これまで被災者への心のケアはほぼありませんでした。今、カウンセラーを

目指して頑張っています。事故を経験したことで、他人の痛みに寄り添えるようになった、震災経験を話すことは私の使命だと思っている、とこの方はおっしゃっています。

また、当時小学校1年生だった方が、小学校2年で京都に避難し、父と1年間離れて過ごしました。月に1回会いにきた父と別れるときに大泣きしました。いつまでこの生活が続くのかと泣くのをこらえきれなかった、大好きだったふるさとと友達と離れ、何度も原発事故さえなければと思った。中学校の弁論大会で原発事故を話そうとしたところ、政府を批判するような部分を担任に書き換えられたと言います。自分の文章、言葉ではなかったことが不満でいっぱいだった、日本では政府に関連した話はタブー視され関心を持ちづらくなっていると指摘します。政府が気候危機対策を口実に、原発推進に舵を切ったことに放射性廃棄物を許されるのでしょうかと、問いかけます。危険な原発を止めたい、事故は終わっていない、そしてまたいつ起こってもおかしくない、一刻も早く声を上げ行動しましょう、と言っておられます。

もう一人紹介します。小学校3年、当時です、だった方。震災5日後に母と兄の3人で避難し、埼玉や大阪の親戚の家を転々しました。その後、大阪で家族だけの生活を始めましたが、家具も何もない状況で段ボールを机代わりにしていたと言います。慣れない生活へのストレスから、母にわがままを言ったり、物を投げたり当たり散らし、変化してしまった自分に戸惑っていたと振り返ります。帰りたいのに帰れない葛藤が生まれ、地元への思い入れが強くなった。不満が募り母に、何で避難したのと問い詰めることも多かった。今も、福島に残っている父とはコロナ禍もあり4年間会っていません。教師から、両親が子どものそばにいないことは悪影響になるなどの批判を受けたこともありました。信頼し

ている人以外、避難について話してはいないと言います。しかし、原発の危険性を改めて考えてほしいという思いから、避難者集団訴訟の原告に加わっているということです。

本市でも、原発の問題については運動が続いています。福島原発事故で、原発は人間の手に負えないものだというのを私たちは経験しました。本市でも、避難訓練も毎年行われていますが、そのたびに、市民みんなが安全に避難をするなんて無理だろうと思ってしまいます。これは、私だけではないと思います。危険な人の手に負えない原発は、一日も早くなくして安心して暮らしたいと心から願います。

原発は、本当に異質な危険があります。遺伝子レベルに影響があるからです。このことについての市長の見解を伺って、この問題は終わりにしたいと思います。

○市長（永山由高君）

福島における事故、そこから得られた教訓については、しっかり重く受け止める必要があると認識をしております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

次に、学校図書館について伺っていきたいと思います。

昨日の同僚議員の学校図書館の質問の中で、本の充足率、小学校15校のうち8校はいいんだけどということでした。中学校6校のうち、2校は100%以上ということでしたが。そこで伺います。足りていない、あと小学校の7校の状況、中学校のあと4校足りない状況、それが問題だと思いますが詳しくお示してください。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

充足率についてお答えいたします。

小学校で8校、そのほか7校は100%にはなっていないわけですがけれども、おおよそが80から90程度の充足の状況でございます。

す。中学校におきましても、ほぼ80から90の充足率でございます。

昨日もお話をしたように、1学級増えることで500冊程度の違いがございますので、引き続きここが満たされるよう努力をさせていただいているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

1人当たりの図書費、昨日は1,674円と言われました。400人を超えるような学校では70万円を超えるような予算が必要だと思うんですが、実際お聞きしましたところ、25万円というふうに私聞いたんですけども、学校の規模が大きくなるほど図書購入費の割合というか、低くなっているようなんですが、図書購入のための予算がほかのことに使われないように、ちゃんと図書購入に充てられるようにですね、そういうことが必要だと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。教育長、よかったですらお願いします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

教育長の答弁でもございましたとおり、児童生徒数や学級数などを基準にしまして予算を各学校に配分しているところでございます。議員がおっしゃるように、図書購入費も充足率も踏まえて、各学校では総合的に予算の中から購入費に充てていただいているところで、引き続き冒頭でございましたように、子どもたちがいろいろな読みたい本に触れられるよう努力をしていただくよう、連携を取ってまいりたいと思います。

○16番（山口初美さん）

学校も本当に苦勞しておられるわけですよ。限られた予算の中でそれをどう使うかというのも、校長先生の裁量に任されてはいるんですけど、もう本当に、本が古くなっても本の絶対数が足りないのを捨てるに捨てられない、そういう状況なんだそうです。先生たちが一生懸命修理をして、破れたところをテープな

どで貼ったりして、それでやはり大切に子どもたちに読んでもらえるように提供して下さっている、そういうこともお聞きしました。

予算については、やっぱり使い方もいろいろなんでしょうけれども、子どもたちは日々成長していきます。今必要なんです。今読みたいんです。子どもたちに今私たちも読んでほしいんです。

ある学校では、本当に子どもたちが読みたい本というのは順番待ちで、すぐには借りられない、子どもたちの知的要求に応えられていない学校の現状があります。そういうことをしっかり考えていって、予算を増やしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

この、また図書の廃棄基準に照らし合わせて各学校の図書の状況、どれぐらいの本が傷んだのが並んでいるのか、そういうのも、教育委員会のほうでもしっかりと見てください。子どもたちは、本当に読みたい本を読みたいんです。それを、やはり本当になんかしてほしい。

そういうことで本当に、そういう大きい学校ほど、やはり本が足りていない状況があるようですので、ぜひ実情をしっかりとつかんで、どういうふうにしたらいのかということも考えていっていただきたいと思います。

子どもたちは、好きな本は何度も借りてきます。何度も借りたくなる読みたくなる本は、その子どもにとって大切なお友達なのではないでしょうか。人気のある本は順番待ちの状況が続いています。そんな人気のある本は、同じ本を何冊かそろえてもらえませんかでしょうか。これは子どもたちやお母さんたちからの声です。

それから、子どもたちからは図書室が狭いという声もありました。どの学校とは言いません。窮屈な図書室で我慢させるのではなくて、ちゃんと工夫をして改善できないでしょ

うか。幾らでも工夫はできると思うんです。ここで知恵を使っていたらいいと思います。

本当に、子どもたちが読みたい本をちゃんと読めるような、そういう環境を教育委員会としても、ぜひ学校と一緒に、そして地域やPTAもみんなで力を合わせていきたいというふうに思います。広げよう読書、感動あふれる学びのまち日置という、こういうおひさま運動の中にもしっかりと書かれているんです。

私も本は大好きで、父が毎月本を購入してくれて、世界の名作文学全集というのを毎月楽しみにして読んでいました。その本が届いた日には、徹夜をして読んだりしたことを思い出します。そういう私は恵まれた環境だったんだなというのを、今本当に改めて思うんですが、子どもたちの体験格差のことも、今関心が持たれています。いろんなところに休みのたんびに連れていってもらえる子どももいるでしょう。でも、そうでない子どももたくさんいると思います。

本市には、科学館とか映画館、博物館などありません。だけど、本を読めば本の中でのいろんな体験ができます。いろんなことを知ることができます。夢が広がり世界が広がります。本の中で、いろんな人と出会い、ふれあい、想像力も培われ、感動したりします。いい本との出会いは人を育て、可能性を高めてくれます。本当にみんなで子どもたちがすすく育っていく、健やかに育っていく、そういうまちをつくっていかうではありませんか。そのことを申し上げて、教育長に一言、今後の展望などを語っていただきたいと思います。質問します。

○教育長（奥 善一君）

昨日も申し上げましたけれども、子どもたちにはできるだけ、大好きな本とたくさん出会ってほしいと思いますし、そのための努力は私どもも惜しまずやっていきたいというふ

うに思います。それと、子どもたちが本に出会うチャンスというのは、いろいろな場がございます。昨日も少し、申し上げるのを忘れておりましたので追加いたしますと、学校にはボランティアでいろんな方々が来ていただいて本の読み聞かせをしていただいたり、あるいは本を寄附していただいたり、そういう方々の気持ちというのもありがたいながら、子どもたちにたくさんの本と触れ合っていたいただきたいと思います。

また家庭でも、親子読書という言葉も昔からありますけれども、各家庭でもたくさんの本を読める環境の中で、たくさんの本と出会うような環境がつかれるように様々な方々とご協力しながら、進めていきたいなと思っています。

○16番（山口初美さん）

次の、洋上風力発電の問題なんです、新聞にも掲載されておまして、県の研究会、11月18日に開かれたんですね、この、県が各漁協から国へ情報提供できる可能性のある区域を挙げるよう求めたということが載っておりましたが、8月に続き2回目の開催でしたが、24団体から約40人が出席したとのことでしたが、この漁協の方たちが、日置市からも2名ほど代表で参加しておられるんですが、今後のこの漁協からの回答を集約した上で、今後の方針を検討すると県は答えているんですが、日置市内の漁協ではどのように検討される段取りなのか、市はつかんでおられるのか、その点について伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

議員のおっしゃったとおり、各漁協のほうに漁協に関する広報区域を挙げるように、今依頼が来ております。その中で漁協のほうで、今後県のほうから文書等を送付を受けた後検討を進めていくというふうなことで、現段階では、こういった方向で考えるというふうな

考えのほうは、聞いていないところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

11月20日の南日本新聞でも報道されましたのでご存じのように、いちき串木野市では住民説明会が今開催をされたところですね。いちき串木野市で行われた説明会に出席された方から、私、資料を頂きました。これなんですけど。本当に洋上風力発電がすごくいいことばかり書かれているという感じがするんですが、私この資料を見てみまして、洋上風力で私たちは景観が壊される、何も無いこの水平線が失われまいと願っているんですが、この資料では、この風力発電が並ぶこの景観を観光資源としますとあるんです。できれば、見にいっちゃるのかもしれないですね、いろんな人が、特に議会などの行政視察などで見える方もあるかもしれませんが、私はもうそれは本当におかしいというか私には理解ができません。このような資料になっているんですが、この洋上風力発電で活性化が進むというようなこういう考え方、このような考え方について市長はどのような見解をお持ちなのか、ちょっと言っていたけませんか。

○市長（永山由高君）

景観という点においては、これは見る方々によって様々な受け取り方があるというふうには認識をしております。もちろん、今の吹上浜日本三大砂丘のこの景観を大切に守りたいという市民の方々が一定数いらっしゃるということは、把握をいたしておりますし、一方で、これは隣の市のことになりますけれども、風力発電施設が観光の貴重なPRの材料になるというふうにお考えの方が、一定数いらっしゃるということについても認識をしております。

○16番（山口初美さん）

私も、再生可能なエネルギーは必要だと、私も、もちろん考えておりますし。しかし、地域密着型で地産地消の計画でなくてはいけないと思っています。そして、人体や漁業、畜産や養鶏業などへの影響がないこと、自然に優しく景観を壊さない、そして、地域の住民や漁業関係者、自然保護団体などの合意形成が図られることが大前提だと考えます。

このような点についての、市長の見解を最後伺って、この問題は次の問題に移りたいと思います。いかがでしょうか。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。洋上浮力発電事業については、様々なご意見、お考えがあります。これまでと同様に、慎重な議論を重ねながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

次のこの研究会がどういうふうになるのか、そこが本当に心配です。漁業関係者の方たちが、どういう結論を出して情報提供されるようなそういう地域を選んで、県のほうに上げていかれるのか、このことが本当に鍵を握ると思いますので、ぜひ市のほうもそれに、漁業関係者の人たちだけに任せるのではなくて、市としてもきちんと関わっていただきたいと思います。その点はいかがですか。

○企画課長（上村裕文君）

県のほうも、利害関係者の意見を丁寧に聞きながら進めていきたいというふうなことで、回答を得ているところでございます。本市においても、様々な意見がある中で、慎重な議論をもって対応していきたいと考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

取り組んでいただきたいと思います。そして、やはり、いろいろな健康被害のこと

などもありますし、環境への影響です、自然保護の問題そういうことなども一緒に漁業者の方たちとも考えていただけたらと思っています。そういうところでございます。そういうことを期待しておりますので、ぜひ、私たちも漁業関係者の方たちと、できれば懇談もしたいと思っています。そういうことで、みんなで、やっぱりこの問題も考えていかないといけないなと思っています。ところでございます。

最後の5問目は、童謡のまちづくりということで、今回取り上げた問題なんです。この時期を同じくして生涯学習大会というのがございまして、伊集院文化会館で日置地区生涯学習推進大会が開催されまして、コントラバス奏者でプロデューサーという方が、「音楽でつながるまちとまち、新しい文化のつくり方」と題して講演がございました。音楽をまちづくりに生かしていくということ、本当に大変すばらしいことと、私も考えます。市長も教育長も、それぞれ音楽好きだと思いますが、私はですね、前向きの回答がいただけるかなと思って、ちょっと、「童謡の町ひおき」という宣言をしてはどうだろうかと思ったんです。そのことを一つ提案したいと思って、今日準備してきました。

それから、童謡唱歌の歌唱コンクール、これを年1回開催してはどうでしょうか。全国に発信して呼びかけて全国から日置市に来てもらう、そういうことも考えました。

また、市民合唱団の結成というのは、音楽のまち歌のまち、童謡唱歌のまちづくりに大きな役割を果たすと考えて、今回提案をしたんですが、以前、日置市民歌ができたときに、いろんなコーラスグループや学校の音楽部だとか、いろんなところから人を集めて、伊集院文化ホールの上のステージの上にみんな集まって、そこでこの市民歌の合唱をしてCDを作ったことがございました。私もそこに参加しておりました。本当に市民が一体になるとい

うか、そういう歌声っていうのは本当にすばらしくて、今、日置市にはジュニアオーケストラがありますけれども、これとのコラボというか、一緒に、やはりこう、そういう音楽祭みたいなのを計画できたら、本当に日置市の市民みんなが元気になれる、そういうまちづくりも一層進むのではないかなと思ったわけでございます。

市民誰もが参加できる特色あるまちづくり、市民合唱団。このことはぜひ、今後も前向きに検討していただきたいと思います。それと、社会教育課の中に童謡推進係というか、音楽のまちづくりというか、そういう係を1つ置くようなことはどうでしょうか。そういうことを提案して、そのことについての教育長のご答弁、よかったら市長もお願いしたいと思うんですが、ご答弁いただいて、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

大変夢のあるご提案をいただきました。市民合唱団につきましては、確かにあればいいなとも思います。市内には、コーラスに取り組んでおられる方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々から、そういうお声が上がってきたり、そういう雰囲気が醸成されていけば、私どもとしてもできる限り、応援をしていきたいなという思いは持っております。そういう意味で、この歌声を大事にしながら、歌声あふれる日置市がつくっていければなというふうに思います。また、いろいろな方々のご意見もいただきたいと思います。

以上です。

○16番（山口初美さん）

先ほどの答弁で、童謡に限らず様々な文化芸術活動にして、応援していきたいと考えていますということだったんですが、このご答弁の、市が考える応援とはどういうことなのかを最後に伺って、一般質問を終わります。

○教育長（奥 善一君）

先ほど、答弁の中でも少しありましたけれども、そういう方々が活動できる場所の提供であったり、あるいは、様々な活動を支援していけるような体制というのをつくっていったらなというふうに思っています。そういう方々が活動しやすい雰囲気づくりといえますか、そういうものを支援していったらというふうに思っています。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

令和5年12月議会、今年最後の質問者として73回目の一般質問をいたします。

1つ目です。本市のひきこもり若者支援策について質問いたします。これまでの本市のひきこもり相談（来所、電話、SNS等）の状況と、その後の自立に向けた支援策について伺います。

2つ目です。当事者、保護者、家族などからどのような支援策を求める声があったのか伺います。

3つ目です。ひきこもり、発達障がい等で就労に自信をなくし、再就職に踏み出せない長期末就労の若者、生活保護自給者もいますが、各関係機関（ハローワーク、若者サポートステーション、就労支援施設等）との関わりと連携の状況はどうか伺います。

4つ目です。市独自のひきこもりの支援体

制から、社会福祉協議会、または民間のNPO、社会福祉法人等に委託し、市と連携し、相談から自立就労支援まで専門的な職員が一体的に取り組むべきではないか伺います。

5つ目です。日置市子ども支援センターに多くの相談が寄せられますが、コミュニケーションや人間関係が苦手な若い世代の増加が指摘されております。子ども支援センターから子ども若者支援センターに拡充できないか伺います。

6つ目です。函館市の地域包括支援センターは、福祉拠点の位置づけで、経済困窮やひきこもり等あらゆる福祉の相談窓口になっています。9月議会でも質問がありましたが、本市もここに相談すれば何でも相談できる、総合的な福祉に関わる相談窓口の設置はできないか伺います。

2つ目です。本市の鳥獣対策と支援策について伺います。

1つ目です。全国的に熊、イノシシの出没が大きなニュースになっておりますが、本市の鳥獣被害の現状と捕獲に向けた課題を伺います。

2つ目です。令和3年度から令和5年度までの鳥獣被害における農産物の被害額の4地域ごとの状況を伺います。

3つ目です。有害鳥獣対策におけるイノシシ、鹿、アナグマ等の令和3年度から5年度の地域ごとの駆除の実績の状況はどうか伺います。

4つ目です。猟友会の4地域ごとの会員数の状況と平均年齢、市の要請による出勤件数の状況はどうか伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、ひきこもり若者等の支援策についてのその1、これまでの本市の相

談の状況と自立に向けた支援策について回答します。

令和3年10月からNPO法人ルネスかごしまと連携し、4地域の中央公民館を巡回し、対面形式でのひきこもり相談会と、来所が難しい方からは電話やSNSで相談を受けています。これまでの相談の状況は29人で、内訳としては男性24人、女性5人です。相談後も継続的な面談を行い、健康面や経済面での自立につながるよう支援しています。

その2、当事者、保護者、家族等からの支援策を求める声につき回答します。

当事者からは、対人関係が結べないなどの理由により、働けず、経済的に困っていることや、寂しさ解消のために話し相手が欲しいといった相談があります。

保護者や家族からは、将来の家庭環境の変化などに備えて、社会的なつながりや経済的自立に向けた支援を求める声があります。

その3、各関係機関等との関わりと連携の状況につき回答します。

就労支援については、現在、福祉課とハローワークが連携し、生活保護受給者等就労自立促進事業に取り組んでいます。福祉課においては、生活保護就労支援員を中心に、ハローワークへの同行訪問や就労後のフォローアップなどを行っています。また、ハローワークにおいては、ニーズに応じた職業紹介などを行っています。

なお、本市においては、現在、若者サポートステーションとの連携はありませんが、市農業公社と連携し、農作業体験による就労準備支援を行っています。

その4、専門的な職員が一体的に取り組むべきとのご意見につき回答します。

現在、ひきこもり支援に関する専門的な職員は配置していませんが、委託先のNPO法人ルネスかごしまと連携し、相談事業を行っています。今後、きめ細かい支援を届けられ

るよう、さらなる関係機関との連携を検討してまいります。

その5、子ども若者支援センターに拡充できないかのご意見につき回答します。

学校や職場などの集団の中で、人間関係がうまく築けなかったり、維持できなかったりしたことをきっかけとして、不登校やひきこもりにつながるケースもあります。子ども支援センターでは、児童生徒及び保護者が自分一人で悩みを抱え込む状況がないよう、寄り添いながら支援に努めているところです。

18歳以上になるタイミングで、相談窓口としては福祉課に引き継がれますが、引き続き、子ども支援センターも連携して、切れ目のない支援に努めてまいります。

その6、総合的な福祉に関わる総合相談窓口につき回答します。

相談をする人によって相談内容が異なることが想定されるため、1つの窓口で対応することは難しいと考えています。このため、相談支援センター支援者ネットワーク会議を設置し、どこの相談窓口で相談を受けても関連する窓口につなぐことができ、複合的な課題にはそれぞれの専門の相談員が協議して対応してまいります。

質問事項2つ目、鳥獣対策と支援策につき、その1、鳥獣被害の現状と捕獲に向けた課題について回答します。

鳥獣被害は増加傾向にあり、農業共済組合への被害届では、直近3年間で本年度が最も多い状況となっています。

捕獲に関する課題は、猟友会員の高齢化が進んでおり、特に猟銃免許取得者が減少してきている傾向があります。

その2、令和3年度から令和5年度までの被害額につき回答します。

農業共済組合へ届けられた地域別の被害額は、令和3年度は、東市来55万2,000円、伊集院10万7,000円、日吉はなし、吹

上7,000円、合計66万6,000円です。令和4年度は、東市来50万2,000円、伊集院38万4,000円、日吉8万1,000円、吹上5万円、合計101万7,000円です。令和5年度は未確定ですが、東市来64万9,000円、伊集院43万6,000円、日吉2万5,000円、吹上12万円、合計123万1,000円となっています。

その3、イノシシ、鹿、アナグマ等の駆除の実績につき回答します。

年度、地域別の全獣種合計は、令和3年度が、東市来649頭、伊集院529頭、日吉76頭、吹上320頭で合計1,574頭です。令和4年度が、東市来586頭、伊集院598頭、日吉88頭、吹上406頭で合計1,678頭です。令和5年度が、東市来481頭、伊集院643頭、日吉133頭、吹上457頭で合計1,714頭です。

その4、猟友会の会員数の状況と出動件数の状況につき、回答します。

令和5年度の地域ごとの状況は、東市来が会員38人、平均年齢67歳、市要請出動件数50件。伊集院が会員52人、平均年齢65歳、市要請出動件数35件。日吉が会員20人、平均年齢66歳、市要請出動件数46件。吹上が会員34人、平均年齢62歳、市要請出動件数35件、合計で会員144人、平均年齢65歳、市要請出動件数166件となっています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市長に1回目のご答弁を頂きました。皆様方の下には、議長に許可を頂きまして、宮崎県小林市のひきこもりの取組状況について参考資料を配付をさせていただいたところでございます。1回目の本市のひきこもり若者支援の支援策については、これまで6回にわたり質問し、今回が7回目となります。永山市

長におきましては、3年連続12月議会で質問をさせていただいております。

ひきこもり支援については、8050問題、9060問題、親の高齢化、ひきこもり対象者も50代、中には60代に達して支える親が亡くなったり、介護が必要になった場合には、自立や経済的に誰がどのように支援するか大きな課題となっております。

そういった中で、ひきこもりの問題につきましては、当局の方、また各議員の方も身近にひきこもりの方がいらっしゃると思います。私の親族もひきこもりの状態で、もう50近くになりました。これまで一度も就労した経験もなく、なかなか支援の声を出しても支援につながらず、相談にたどり着けないという、そういった状況がございます。そういった中で、この問題については、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

まず、今回、質問いたしますひきこもり若者支援、先行きが見えない日本社会、生きづらさを感じる若者、中高年が増えています。市長はどのように認識を持たれているのか、市長自身のお考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

現在の日本の状況として、円安の進行やロシア・ウクライナの情勢など、物価高騰も続いておりまして、先行きが見えない状況が続いているというふうに感じます。

また、地域社会を支える人と人とのつながりが、特に、この新型コロナウイルス禍において、地域社会のつながりが希薄化しているという問題も、ここにつながっているのではないかなと感じます。生きづらさを感じる若者や中高年の方は増えているのではないかなと感じます。

○17番（坂口洋之君）

私は地域を回りましても、やはり生きづらくなってきているなというのをつくづく感じています。

そういった中で、これまで日置市では、令和3年10月よりNPO法人ルネスかごしまの谷川勝彦さんに相談事業を委託し、丸2年が経過しました。相談の掘り起こしに効果が上がっています。

国の推計値で15歳以上65歳以下の164万人とも言われております。広い意味で、ひきこもり状態の対象者が多くても、各自治体の相談は少ないという現実があります。先ほどご答弁がありました、本市においては、2年間で男性が24名、女性が5名、合計で29名。

市長は、本市のひきこもり支援のこれまでの取組についてどう評価されているのか、課題は何であるのか伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

NPO法人ルネスかごしまは、本市外におきましても、様々な理由で悩んだり苦しんだりされ、生きづらさを抱える方に対しまして、相談者に寄り添う伴走型支援で相談に当たっており、相談者29名とは継続して支援ができています。

ひきこもりにつきましては、表面化しづらく潜在化しやすいという側面も持ち合わせているので、市としてもつかみづらい状況ではあります。また、人間関係が苦手でその性格等から、なかなか相談に訪れていただけないのが現状ではないかと考えておりますので、安心した気持ちで相談を受けられるように、対応していくことが大切であると考えております。

○17番（坂口洋之君）

では、先ほどのご答弁の中で、この2年間で相談者が29名の相談があったと思いますけれども、具体的な年齢構成をお聞きしたいと思いますけれども、29名の年代の男女ごとの構成というのは、どういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

男女別はちょっと今、分からないところですが、相談者29名の年代別につきましては、20代が7名、30代が10名、40代が9名、50代以上が3名ということになっております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの当局の答弁で、20代が7名、30代が10名、40代が9名、50代以上が3名ということで、日置市のひきこもり相談につきましては、比較的年齢が低い方の相談があったと思いますけれども、では具体的に、ひきこもり期間が1年以上、5年以上、10年以上、それぞれのひきこもり期間の傾向はどうであったのか伺いたと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

ひきこもりの期間の傾向につきましては、相談者29名のうち、ひきこもり期間が把握できない方が2名おりますが、1年以上5年未満の方が11名、5年以上10年未満の方が7名、それから10年以上の方が9名となっております。

○17番（坂口洋之君）

答弁の当局の方はもう少しゆっくりご答弁いただければと思っております。

そういった中で、特に29名の方もひきこもり相談というのは、なかなか継続性が難しく、相談に来るんですけども、途中で途切れるケースが全国の相談の状況では傾向としてありますけれども、本市として、まず本人を交えた相談事例の数はどうなのか。場合によっては就労につながった事例、就労に結びつかなくても日常生活に戻りつつある事例など、相談はあったが、当事者や家族が希望せず、相談支援が途絶えた事例の状況を伺いたと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

本市が、直接、相談者本人と面談した方は5名となっております。就労につながった事例、それから日常生活に戻りつつある事例は

ないところがございます。なお、相談・支援が途切れた事例もないところがございます。

○17番（坂口洋之君）

29名の方のうち、実際相談された方が5名ということなんですけれども、相談に対してこの5名という数字を市としてどういうふうに分析されているのか、そこについて市の見解を伺いたと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

ひきこもりの方は、まずは相談に来ていただけるということが大切でありまして、その中で5名といいましても、直接面談ができたことは進歩というか、一段階進んだと考えております。

○17番（坂口洋之君）

どこの相談も、なかなか本人と対面して相談に乗るとするのが非常に難しいというのが、本市だけではなくていろんなところの事例でもあります。そういった中で、地道な活動が求められてきていると思いますけれども、本人においては訪問支援を中心と支援していきたい、これまで市の見解といたしましては、特に訪問支援を中心に支援していきたいとのご答弁がございますけれども、具体的に、個人情報、人権を配慮したアウトリーチ（訪問活動）の本市の取組状況はどうだったのか伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

ひきこもり支援におきましては、個人情報、それから人権を配慮したアウトリーチ支援が主となり、その意味では、受託者のNPO法人は相談者の都合に合わせる事が可能でありまして、機動的に支援を行っているところがございます。また、本市の健康保険課の保健師や福祉課の生活再建支援員が相談者の困り事など、必要に応じた訪問活動も行っております。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもり支援につきましては、地道な取

組があるということで、皆様方には小林市の取組状況について資料を配付をさせていただきました。

小林市は鹿児島県と隣接しておりまして、人口が4万2,000人です。日置市より人口は約4,000人近い少ない地域でありますけれども、この小林市はひきこもり対策について非常に力を入れております。社会福祉協議会が相談から支援、そして自立に向けて取り組んでおりまして、小林市の場合は家族会があります。

実は、私もいろいろひきこもりの質問をして感じたのは、宮崎県はひきこもりの家族会が非常に活発にありまして、行政と連絡して自治体でいろんな支援策に取り組んでおります。その先行事例としまして、小林市の市の広報の2月号の紙面を皆様方には配らせていただきます。家族会の紹介と家族会の定例会、そして当事者の居場所づくり、ひきこもりサポーターの養成講座、そして講演会ということで、地域全体でこのひきこもり支援を力を入れて取り組む自治体でございます。

そういった中で、ぜひ小林市の取組を参考にさせていただければと思っております。日置市より人口が少ない小林でも、これだけのメニューで取り組んでおりますので、そこについての市の見解を伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

ただいま議員から提供していただきました、小林市の広報紙に掲載されている記事につきましては、参考になる取組であると感じております。また、今、提供いただきました情報も参考に、検討をしてみたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

ぜひ、私もまだ小林にちょっと行っていません。たまたま講演会に、小林であった講演会に2時間かけて車で行って見たんですけれども、具体的なこの活動については、しっか

り私も調べてはおりませんが、少なくとも小林市の取組は非常に参考になりますし、住民の意識が高まるのではないかと私は感じておりますけれども、その点について市長にご感想を伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

当事者及びその当事者のご家族だけでなく、地域の方々にとってもこういった問題についての問題意識を持っていただく、その意味はあるのではないかなというふうに感じる次第です。

○17番（坂口洋之君）

小林の取組の中で、小林はひきこもり支援にひきこもりサポーター制度というのを設けております。日置市は、これまでひきこもり支援という形ではないんですけれども、傾聴ボランティア講座を、ルネスかごしまの谷川さんをお願いしているという経緯がございますけれども、小林市のように、自治会長や民生委員の中で特に関心のある方に対して、ひきこもりサポーターの養成講座ができないかということをご提案したいと思いますけれども、そのことについての市の見解を伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

ひきこもりサポーターの役割は、地域に潜在するひきこもりの方を早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりから早期脱却を目指すものであります。また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な相談支援によって、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることが期待されることから、小林市や先進地を参考に検討をしてみたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもり支援につきましては、私も県内のいろいろな自治体も調べてみました。日置市は、県内では非常に先進的に個別の相談もされておりまして、先進的には非常に進んで

いるのではないかなと思っております。そういう意味でも、少しでも先進的な自治体の取組を参考にさせていただければと思います。

そういった中で、今、日置市のひきこもり支援の中で、県と連携しまして、ひきこもり家族支援教室の開催が実施されております。先般、この前あったということをお聞きしておりますけれども、年に2回あるそうでございますけれども、参加者からどのような意見・要望が出されているのか伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

令和5年度は7月と11月に開催されております。7月が2名、11月が3名の参加がございまして、11月の家族会では、「ひきこもりからの回復を支える家族の対応について」と題して、メンタルケアのカウンセラーの講演が行われております。

参加者からの意見・要望といたしましては、「家族の話聞く時間を増やしたほうがよい」といった家族会の運営の在り方についてや「NPO法人で温かく見守ってくれるようなところがあってほしい」といった社会的な支援を求める声がありました。

○17番（坂口洋之君）

私は前回は質問したんですけれども、そういった家族会の集まり、前に言った当事者の集まりなんですけれども、これはもう年2回です。当然1回、場合によっては来られない方もいらっしゃるとう年1回しか参加できません。やはり、この家族を含めた当事者の集まりを毎月1回、もう前に言ったら二月に1回かもしれないかと提案したいと思っておりますけれども、そのことについての市の見解を伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

ひきこもり家族会につきましては、県が企画しております、日置市といちき串木野市

の3者の共催により開催しておりますので、毎月の家族会の開催につきましては、関係機関のご意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

昨年も、私同じ質問をしまして、当局の回答としては、全く同じ回答なんですけれども、そういった回数を増やすというご意見は出なかったんでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

今のところ、回数を増やすという相談者からのご意見のほうは、頂いていないところでございます。

○17番（坂口洋之君）

まず私は、小林市の先ほど紹介しまして、小林市の広報紙に載せた内容を紹介いたしましたけれども、日置市もこれまでひきこもりの支援について相談の窓口の啓発とかされておりますけれども、日置市はこういった形でひきこもり支援をしていますという、そういった中身と、場合によっては家族会に参加された方、当然個人の判断だと思っておりますけれども、小林市のように分かりやすい相談の啓発をすべきではないかと思っておりますけれども、その点についての市の見解を伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

分かりやすい相談の広報については、広報紙等によって啓発、掲載することが必要であるのではないかと考えております。また、利用者の声を広報紙に載せることにつきましては、実際ご相談を頂いている方々のご意見もお伺いしながら、検討をしてみたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

小林市は相談されている職員の顔写真があって、こんな方たちが相談に乗っていますということで、分かりやすい啓発もつくっておりますので、ぜひ参考にさせていただきまして、載せることによってまた相談の掘り起こしが

できると思いますので、この問題について取り組んでいただきます。

ひきこもりの家族の支援教室、ぜひ市長、可能であれば、当事者の方も来られているかもしれません。また、家族の方も来られているかもしれません。ぜひ市長、足を運んでいてそういった方々のお話をぜひ聞いていただけないものか、その点について市長に見解を伺います。

○市長（永山由高君）

当事者の方や、そのご家族の会合であるということが前提の運用に今はなっているというふうに認識をしております。繊細な話題を取り扱うことも考えられますので、今ご相談いただいている方々の声をお聞きしながら、また共催いただいている県及び関連する機関と相談をしながら検討したいと思います。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもり支援の充実につきましては、各関係機関との連携が不可欠であります。本市におきましては毎月1回、ひきこもり支援会議が福祉課、介護保険課、健康保険課が集まり支援会議が実施されております。

この2年間の相談、自立、支援に向けての各課の取組、包括支援センターからの把握・相談の状況はどうか伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

福祉課、介護保険課、健康保険課では、毎月1回、ひきこもり支援事業者の受託者も交えまして、ひきこもり支援会議を開催して、新規相談、それから継続支援状況報告及びケース検討を実施しているところでございます。

この2年間の取組につきましては、3つの課が密に連携し、相談窓口の開設から当事者の方の社会復帰に向けた直接支援、そのご家族へのサポートなど、切れ目のない支援を実施しております。

まず、健康保険課の取組としましては、ひ

きこもりの方に対する病院受診勧奨や、それから入退院の調整、デイケアへのつなぎ等、医療介入やひきこもり家族会の開催など家族支援を主に実施しております。

次に、福祉課の取組としましては、ひきこもり相談窓口の開設、それから民生委員によるひきこもり調査による潜在的対象者の把握、ひきこもりの方の社会復帰に向けた支援などを主に実施しております。

それから、介護保険課の取組としましては、ひきこもりの方の情報把握及び関係者へのつなぎや家族支援などを実施しております。

なお、地域包括支援センターからのつながった件数としましては、2年間で9件であり、主にケアマネージャーからの相談となっております。

○17番（坂口洋之君）

特に気になりますのは、包括支援センターからのつながりが9件あったということですので、これは非常に効果があったのではないかなと思っております。そういった中でも、ひきこもりの方も線引きが非常に難しく、家からほぼ出歩かない方から、また、もともと仕事をしていて人間関係が苦手な就労に結びつかない、そういった社会に対して自信をなくした方々まで非常に範囲が広いものですから、一概にひきこもり相談を充実させることによって、ひきこもりにそのまま来るかといったら、またそれもどうかと思っております。

実は、先般、私、就労の相談を受けていました。20歳をちょっと過ぎた子なんですけれども、ひきこもっていたわけではないんですけれども、就労してもなかなか人間関係が苦手と続かないと。障害者認定を受けているわけではないんですけれども、次の仕事なかなか難しいということで、たまたま若者サポートステーションにちょっと相談に乗ってききましたら、若者サポートステーションは、

ハローワークに、伊集院のハローワーク、月2回相談に来ております。人間関係が苦手な就労が難しい、1日8時間働けない、短時間だったら働けるんだけど長時間だったら働けないということで、一般就労にちょっと支援が必要かなという方々がいらっしやいまして、ハローワークとサポステが連携をしながら、その方に合った就労支援をしているところでございます。そういった中で、やはりハローワーク、若者サポートステーションの連携というか、つなぎは私は大事ななと思っております。

先ほどの答弁の中で、若者サポートステーションとして、本市としては関わりはそうないと思っておりますけれども、ほかの自治体では、そういった就労を希望するような方々に対してのつなぎということで、ハローワーク、若者サポートステーションとの連携ができています自治体もありますので、ぜひこの2つの団体とは、本来ならば就労ですので、個人が見つけて個人が就労すべきなんですけれども、そこにたどり着けない方がやっぱり日置市内には一定数いらっしやると思っています。そういった中で、連携をしていただきたいと思います。

そういった中で、日置市ひきこもり支援につきましても、現在、支援会議がございすけれども、日置市ひきこもり支援関係団体連絡会議等、ひきこもり、長期未就労の方の支援をどうするか、各関係機関との情報共有の場の設定ができないのか、本市の考えを伺いたしたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

関係機関との情報共有の場の設定でございますが、また今後、関係機関とも協議の上、検討をしてみたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

市独自のひきこもり支援から社会福祉協議会またはNPO法人、社会福祉法人等に委託

について再度質問したいと思います。

これまでも私は、日置市の福祉課からできれば社会福祉協議会等に委託した形で、より専門性を高めて支援をしていただくことが効果があるのではないかと考えております。決して福祉課が支援がおろそかというわけではございませんけれども、社会情勢がこういった中におきましては、福祉課の業務というのは非常に幅広く、また業務が複雑化しております。そういった中で先進的な自治体を見ますと、ひきこもり支援センターを独自に設置する自治体もあります。しかし、本市のように人口が4万6,000人であると、なかなかそれを専門に対する支援センターというのは非常に難しいと思っております。そういった中で、社協等に委託できないかということなんですけれども、昨年も私質問しましたけれども、これまでこの社協への委託について、市として検討されなかったのか伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

これまで社会福祉協議会に、ひきこもり相談、自立支援について業務委託をすることにつきましても、福祉課内で検討をしまして、大まかな意向の打診をした経緯はございますけれども、社会福祉協議会の組織体制などもございまして、具体化するまでには至っていないのが現状でございます。

○17番（坂口洋之君）

社協はなかなか難しいということで、市独自の支援を強化していくしかないのかなということ、市独自で支援を強化していくべきではないかと考えております。そのことは今後提案してまいりたいと思っております。

次に、子ども・若者支援センターへの拡充について再度教育長に質問いたします。

昨年もほぼ同様の質問をしております。令和4年度の日置市子ども支援センターの相談件数が、実相談者数が326人、相談件数が延べ5,322件でありました。内訳は、幼

児が27人、小学生が124人、中学生が149人、高校・成人が26人でございます。その内容は、不登校相談が108人、また性格・行動面の相談が65件ということで、相談ニーズが非常に高いと感じております。そういった中で、教育長はこの相談件数、相談状況についてどのような認識を持たれているのか伺います。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員からご指摘がありましたように、子ども、それからそのご家庭、保護者の相談のニーズというのは年々増加をし、またその内容も多様化しているというふうに感じております。したがって、今後とも相談者、保護者を含めて、あるいは保育園それから学校等も含めて、それぞれ関係機関と十分連携を取りながら、支援をしていくことが大事だというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私が、この若者支援に特に力を入れている要因につきましては、不登校の子どもさんの中でも、1か月間ぐらい休んでまた学校に通常どおり戻られる方が多いと思っておりますけれども、長期で学校に行かない子どもたち、先般も同僚議員からも9月議会で質問がありますがけれども、全く行かない生徒の方もいらっしゃいますし、高校になって行かないとか、また若い世代で就労しても続かなかったりとかして、若い世代が悩みを抱えてひきこもり状態になっているというのが大きな問題になっています。ひきこもりの方の2割ぐらいが不登校経験者と言われております。だから、これこそ若い青年の段階で、しっかりと相談窓口を設けることが大事ではないかと、私はずっと思っておりますけれども、そのことについて市長、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

不登校児童生徒が年々増加しているという状況を踏まえて、私どももこの不登校対応というのを重点課題の一つというふうに捉えております。その中では、やはり小中学生の時代に、これを将来の社会的自立につなげるために、しっかり取り組んでいくことがとても大事だというふうに思っております。来年度からは、いわゆる適応指導教室、これの場所を増やす。現在、伊集院地域だけでございますけれども、これを3つの地域に広げて、そして、そこに関わる指導員の方も増員をお願いをした上で、対応していきたいなというふうに思っているところでございます。

今、議員がおっしゃるように、それがなかなか解決しないまま、成長して大きくなっていくという事例もたくさんあるわけございまして、基本的には、子ども支援センターは、制度上、高校生までが基本的に対象になるわけですが、その後も、子ども支援センター自体は、信頼関係の中でご相談が来れば応じるというような対応も、限られた人員の中で行っていただいておりますし、市役所内の関係課、4課連携の機関でございますので、福祉課、健康保険課、そして、こども未来課及び学校教育課、この4つの課が連携しながら、頂いた相談はつないでいきたいなと、連携を取って対応していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今後の方向性がちょっと見えてきたところでございました。

そういった中で、1回目の通告の中で、福祉相談窓口ですね。9月議会では同僚議員も質問をされました総合的な相談という位置づけもなんですけれども、やっぱり相談しやすい環境、相談窓口を設置したことによって、相談しようかしないか迷っている、そういった方も結構いらっしゃいました。

例えば、いじめの問題とか不登校の問題とか発達障がいの問題とか、そういった中で函館市の相談窓口につきましては、非常に効果が上がっているというのを私も事前に聞いておりました。ひきこもり支援も含めてですね。

そういった中で市としては、今後、そこについては検討されていないというご答弁でございました。そういった中で、やっぱり相談しやすい環境、特に、ひきこもりもなんですけれども、前回もやっぱり、日置市の市役所は手狭で相談しづらいと。プライベートとして、まあ中央公民館を借りて、そこで対応しますということなんですけれども、やっぱり相談したい人が、プライベートを守りながら相談できる環境づくりが、やっぱり私は必要だと思っておりますけれども、その後の対応というか、今後、この市民との相談室の状況について、市としてどういった方向性を持っているのか伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

確かに、相談窓口の数が多くないというのは、一つの課題として認識をしているところでございますが、その中で、日置市にはいろんな相談窓口が各課にございますので、それぞれの相談窓口で相談を受けても、関連する窓口につなぎ、複合的な課題については、それぞれの専門の相談員が協議をしてみたいと考えているところですが、相談支援体制の在り方については、より相談しやすい形になるように点検をしてみたいと思います。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもりの質問について置きまして、次の有害鳥獣被害について、再度伺いたいと思います。

市長も草の根対話集会を現在、実施されてきていると思いますけれども、特に、山間部、鳥獣被害の状況、対策について、市民の方からどのような意見、要望が出されているのか伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

農地や道路にイノシシ、猿などが多く見られるというご意見を頂いております。また、電気柵の補助金の制度を再開してほしいといった要望も頂いております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁も、被害額を見ても今年はやっぱり被害が大きかったのではないかと感じております。そういった中で、山間部の農地の荒廃も進み、猟友会の会員数の減少、高齢化も進み、ベテラン狩猟者の引退、捕獲技術の継承も課題であると考えております。

持続可能な鳥獣対策を進めていくために、まず何が必要であるか、市長の考えを伺いたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えしてまいります。

鳥獣被害の対策の基本は、まず、個体群を管理すること、そして、侵入防止対策を取ること、さらに生育環境の管理をするということの3つの項目が基本であると認識しております。そして、この活動を地域ぐるみでいかに徹底できるかというのが、最も重要なことであると考えております。

○17番（坂口洋之君）

有害鳥獣につきましては、私も10年以上前に質問したかなと思って、長く質問してなかったでした。そういった中で、本市を回りましたが、ちょっとこの鳥獣被害がやっぱり増えてきているんじゃないかという市民の声を頂いたところです。

本市におきましては、捕獲された後の処理が今まで課題でした。その処理の課題の中の解決策としまして、旧扇尾小学校に民間事業者がイノシシ、鹿を加工販売されております。猟友会の連携をホームページ等で打たれておりますけれども、加工場が設置されたことにより、どのような成果、効果があったのか伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ジビエ加工施設が本市に誕生いたしまして、猟友会員の方々が捕獲後の処理においてジビエ事業者が引取りされることで、これまで行ってきた解体や埋設処理などの作業が軽減されております。

また、日置市産ジビエとしての新たな特産品の発出もできたというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

日置の鳥獣被害につきましては、先ほどのご回答の中では、金額的にも増えて、また捕獲頭数も増えてきておりますけれども、この3年間を見たときに、特に、イノシシ、鹿の捕獲実績、鳥獣被害、人への被害等の影響が大きな地域、地区公民館の状況はどうか。鳥獣捕獲が増えた地域、減少した地域の状況を伺いたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

鳥獣被害や捕獲の地域につきましては、やはり山間部周辺が多いという状況でございます。増加傾向にある中、逆に、東市来と伊集院の被害件数が多く、ちょっと増えてきている状況でございます。

地区公民館単位で申しますと、東市来では上市来地区、皆田地区、伊集院地区では伊集院北地区、土橋地区などが多い状況でございます。

○17番（坂口洋之君）

あらかじめ市の当局と、ちょっとお話をした中で出てきたのは、日置市は鳥獣対策については一定の予算額があるみたいですが、私、実は、上神殿回りしましたら、上神殿の郡山境のところは、非常に鳥獣が増えて被害が大きいというのをちょっとお聞きしました。

よくよく調べてみたら、鹿児島市は鳥獣対策の予算が非常に少なく、人口に対して、山間部は少ないというのもあるかもしれません。いちき串木野市も鳥獣対策の予算が少な

くて、ちょうど東市来といちき串木野市の間のところが、やっぱりちょっと鳥獣が増えてきているのではないかと感じております。

これを鳥獣対策につきましては、一自治体だけで解決するだけでなく、少なくとも山がつながっている山間部との自治体の連携が必要ではないかと感じておりますけれども、そのことについて市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

議員おっしゃるように、これはもう有害鳥獣から見ると市境は関係のない話になりますので、近隣市町村とも、しっかりとコミュニケーションを取っていきたく考えます。

○17番（坂口洋之君）

まあ、併せて、今年は、とにかく鳥獣が増えてきているのではないかなど。猟友会の会員の方にちょっとお話を聞いたら、山に入ればイノシシ、鹿の生息数が増えている傾向であるのではないかと。生息数の判断はなかなかできるものではありませんとしても、市として生息数として増えていく傾向と考えるか、減少する傾向と考えているのか、猟友会との聞き取り等を踏まえ、どのように分析されているのか伺いたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

環境省の個体数の推定では、全国的には、平成25年をピークにイノシシ、鹿ともに減少傾向となっているということでございますが、本市におきましては、近年の被害状況や捕獲実績、それから農家の声を聞きますと、増加傾向にあるのではないかと推測いたしております。

○17番（坂口洋之君）

併せて、猟友会の会員数は、減少傾向にあるとのことではございます。令和4年度予算の決算報告書には、監査委員の指摘事項に鳥獣対策の強化に取り組む必要があると示されております。

令和4年度実績で、捕獲数はイノシシ837頭、鹿324頭で、市の費用負担が約2,000万円であります。生態系を守りながら捕獲目標を含め、捕獲対策の強化を今後どう進めていく考えなのか、本市の考えを伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本市では、日置市鳥獣被害防止計画を3年ごとに定めまして、その中で捕獲計画も定めてございます。

今後も各猟友会に委託しております有害鳥獣捕獲事業、予算額2,000万円ほどでございますが、これを継続するとともに、別途、国庫補助である鳥獣被害対策実践事業の緊急捕獲活動支援事業による補助金も活用しながら、捕獲の強化に努めてまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど市長と語る会の中で、補助制度の復活というのを御意見、発言されましたけれども、これまで本市が取り組まれた有害鳥獣対策として、令和2年度まで電気柵の設置が個人費用の半額、上限5万円でありました。一定の効果があつたと考えます。

一方で、鳥獣被害の多い地域、出没の範囲の広がりにより、被害が増えた地域もあります。電柵設置の助成制度を望む声も寄せられております。

市として、今後これまでの助成制度の復活が検討できないのか、本市の考えを伺いたいと思います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

国の鳥獣被害防止総合対策交付金におきまして、3人以上の受益者という要件はございますが、電気柵や侵入防止柵などに対する補助事業、自分で設置すれば定額100%の補助事業でございますが、この事業の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

比較的、有害鳥獣被害の多い地域の議員の方に、ちょっとお話を聞かせていただきました。畏なんかの資格を取っているんですけど、まあ経験がないのかもしれませんが、あまりうまく捕れていないという、そして、更新の時期が定期的に回ってきますけれども、更新されずにやめた方がいらっしゃつたというのを、ちょっとお聞きしました。

そういった中で、市のほうに、こういった声は届いてなかったでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

そのような声は市のほうには届いておりませんが、高齢により猟銃資格の更新を断念したというような情報は入ってくるがございます。

○17番（坂口洋之君）

捕獲技術のやはり継承が求められています。各猟友会、活動されておりますけれども、捕獲技術の継承について、市としてもやはり積極的に協力していくべきではないかと思えますけれども、本市の考えを伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

新たに狩猟資格を取得された方への捕獲技術の継承は、重要なことであります。このことに取り組んでいるような先進事例等がありましたら、猟友会と連携しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

そして、市の広報紙の啓発に努めていただきたいと思えます。過去には、啓発されておりますけれども、再度、啓発をしていくべきではないかと思えますけれども、市の考えを伺います。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

農作物などを自ら守る活動や地域ぐるみで取り組む対策につきましては、重要なことでございますので、広報紙等を活用して、今後も定期的な啓発に努めてまいりたいと考えます。

○17番（坂口洋之君）

最後に有害鳥獣対策について、地域との共存、持続可能な有害鳥獣対策について、市長の決意をお聞きして質問を終わります。

○市長（永山由高君）

持続可能な有害鳥獣対策という観点では、扇尾小学校跡地に入っている加工施設での日置市産ジビエ肉がしっかりと市場で評価していただくべく、応援することは一つ大切なことであろうと認識をしています。

加えて、やはり地域ぐるみでの侵入防止対策、それから生息環境の管理について啓発を引き続き行っていくとともに、猟友会との連携の強化による個体群の管理を図っていくということが基本になってこようか考えております。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時02分散会

第 4 号 (1 2 月 2 2 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第61号 日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
日程第 2	議案第64号 令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第 3	議案第65号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4	議案第66号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 5	議案第67号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第68号 令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第69号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第70号 令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第71号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第72号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第73号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第74号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13	議案第75号 日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止について
日程第14	議案第76号 令和5年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第15	議案第77号 令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第78号 令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17	閉会中の継続調査の申し出について
日程第18	所管事務調査結果報告について
日程第19	議員派遣の件について

本会議（12月22日）（金曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	漆島政人君
19番	池満涉君	20番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	瀬戸口亮君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	入佐好彦君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	社会教育課長	松岡政仁君

会計管理者兼会計課長
農業委員会事務局長

奥田美穂さん
吉富良一君

監査委員事務局長

内山良弘君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、去る11月27日の本会議において本委員会に付託され、12月7日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、東市来支所長、福祉課長など、当局に出席と説明を求め、その後質疑を行い、12月8日に討論、採決を行いました。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市東市来総合福祉センターであります。

指定管理者の候補団体の名称は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会であり、これまで同様、非公募施設とし、指定管理の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とするものであります。

指定管理者の選定に当たり、市では令和5年7月10日に第1回指定管理者等選定委員会を開催し、施設の状況や利用の推移、収支状況、管理実績などを踏まえ、様々な観点から、施設の今後の方向性と運営方法につい

て検討を行い、引き続き指定管理施設として管理運営委託を行うことを確認しております。

また、1件当たりの修繕上限額、管理運営基準額、申請要項、及び業務仕様書に定める事項について審査がなされ、当施設は、高い専門性と効率的な運営が必要であり、直営にはなじまず、かつ、非公募とし、引き続き2年間指定管理者制度を導入する方針が決定されております。

施設の概要としては、平成4年建設で敷地面積1,720.89m²、鉄筋コンクリート3階建てで、1階には、厨房、食堂、特殊浴室、機能回復訓練室などがあり、2階には、大・小の会議室を備えた施設であります。

収支計画では、主な収入として指定管理料、利用料金となっております。

次に、主な支出としては、当該施設管理に係る人件費を除く一般管理費・維持管理費となっており、2年間の指定管理料344万2,000円を設定しております。

現在の第6期指定管理料と比較すると、人件費及び光熱水費等、負担割合の見直しにより、485万4,000円の減額となっております。

なお、デイサービス事業は、独立採算事業であるため、指定管理料に係る運営基準額には含まれておりません。

次に、主な事業計画では、デイサービス事業を継続し、市民の福祉の増進及び社会福祉に対する意識の高揚を図りながら、市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点とすることを掲げております。

また、前回の更新後、指定管理者が実施しているデイサービス事業の継続について協議を重ねており、現状として、利用者の減少、事業所の廃止の増加、他の事業所に定数の空きが見受けられること、また、築31年を経過した当施設は、今後、外壁等の大規模修繕が必要となることなどから、令和7年度末で

デイサービス事業を廃止の方向で検討しているとのことであります。

令和8年度以降の当施設自体の在り方については、関係所管と協議を続けていくとのことであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、前回の更新時にデイサービス事業の利用者の減少などを理由に期間を2年間とし、事業の廃止を検討すると記憶しているが、今回、引き続き2年間とした理由は何か、との問いに、前回、2年かけてデイサービス事業の今後の在り方について検討するということになり、その後、調査、協議を重ねた結果、令和7年度末で事業を廃止する方向性となった、との答弁。

また、委員より、2年後デイサービス事業が廃止となった場合、その他の福祉事業はどうなるのか、との問いに、近隣に地区公民館や保健センターがあるので、そちらへの機能移転の可能性を含めて検討したい、との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付したところ、東市来総合福祉センターは、公共施設として市民の福祉の向上に寄与するために、市が直接責任を持って管理すべきである、との理由により、反対する討論がありました。

また、委員より、これまで指定管理者による管理運営により、施設の利用推進、社会福祉への意識高揚が図られ、地域福祉の拠点として適正な管理が行われ、更新後も引き続き高い専門性と効率的な運営が期待されることから、今回の指定管理者の指定については賛成する、との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第61号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

この施設は、市民福祉向上のためにつくられた施設であり、雇用の場としても利用されてまいりました。

私は、今、委員長からの報告がございまして、直営になじまないとか、廃止の方向で検討されているというようなことが説明がありましたけれども、そういう施設であれば、なおさら、市が直接責任を持って管理し運営すべきだと考えます。

この議案は、これまでも社会福祉協議会が運営して、管理してきたものを、これからも2年間引き続き延長して、指定管理者制度の下、指定管理料を払ってお任せするという、そういう議案でございまして、私は、この施設は本当に市民共有の貴重な財産であり、雇用の場であり、市が直接責任を持って管理すべきだと、運営すべきだと考えますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福田晋拓君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

ただいまの議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

指定管理者制度は平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理と運営を民間事業者に指定できる制度で、民間の知恵と専門性を活用したサービスの向上を目指すためにつくられた制度であります。

今回、継続して指定しようとする社会福祉法人日置市社会福祉協議会さんについても、これまで指定管理による管理運営により、施設の利用促進、社会福祉への意識高揚が図られ、地域福祉の拠点として適正な管理が行われるなど、何ら問題なく運営されていて、更新後も引き続き高い専門性と効率的な運営が期待できます。

また、日置市東市来総合福祉センターは、平成4年3月に設置され、現在31年が経過し、老朽化している現状を踏まえれば、施設整備、機材、附属設備等を良好な状態に保つことが、指定管理業務の中で極めて重要な意味を持つと考えます。

この点においても、施設の管理を平成18年9月から17年間にわたって担い、施設管理の実績が豊富な社会福祉法人日置市社会福祉協議会さんが指定管理者であることは安心につながると考えます。とはいえ、行政には、施設整備、施設修繕、維持管理について指定管理者との密な連携を求めます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を決定します。賛成多数。したがって、議案第61号日置市東市来総合福祉センターに係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第64号令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）

△日程第3 議案第65号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第4 議案第66号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第5 議案第67号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第6 議案第68号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第7 議案第69号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第8 議案第70号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第64号令和5年度日置市

一般会計補正予算（第6号）から日程第9、議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

8件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

ただいま議題となっております議案第64号令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてから議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会における審査の結果と経過をご報告申し上げます。

本案は、去る11月27日の本会議にて予算審査特別委員会に付託され、12月7日、8日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、12月13日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに議案第64号令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億2,366万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億5,507万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、障害者自立支援給付費や障害児通所給付費の扶助費の増額、寄附金の増額に伴うふるさと納税推進事業費の増額などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものに係る繰越明許費の設定や、来年度の施設維持管理業務等で年内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定など、所要の予算を編成するものです。

3分科会における質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管では、備品購入費でスキャナ専用機の購入となっているが、リースなどの検討はなされたのか、との問いに、1台価格が35万円程度なのでリース契約にはそぐわないとのことでリースの検討は行わなかった、との答弁。

企画課所管では、脱炭素先行地域づくり事業の進捗状況について、現在はどのような状況なのか、との問いに、計画に基づき事業を進めており、小水力のワーキンググループや、太陽光のワーキンググループなど、それぞれのワーキンググループに分かれて現在活動している。吹上地域においては、オンサイト太陽光発電設備の説明会を自治会ごとに順次開催し、小水力については、永吉ダムにおける小水力発電設置に関して、県との協議を進めている状況である、との答弁。

地域づくり課所管では、地方公共交通特別対策事業補助金で2路線が対象であるとの説明であったが、その2路線は、との問いに、廃止代替バス路線の伊作・日置・伊集院高校線と枕崎・加世田・鹿児島空港線の2路線であるとの答弁。

税務課所管では委員より、アウトソーシングについて、印刷物の封入作業などを行うとの説明であったが、個人情報などの守秘義務についてはどのような決まりがあるのか、また、問題はないのか、との問いに、企画課で委託契約を行っており、個人情報の取扱いについても、契約書にうたっているので問題はない、との答弁。

商工観光課所管では、委員より、ふるさと納税について10月から厳格化されたが、その影響は、との問いに、10月から厳格化されたことに伴い9月の一月はかなりの寄附を頂いた。それ以後については、例年になく控えみなどところがあるが、11月末現在で、対前年比105%で推移している、との答弁。

福祉課所管では、地域生活支援事業費の執

行見込み増による補正は、具体的にどの事業が増加傾向にあるのか、との問いに、移動支援事業が増加傾向にある、との答弁。

また、関連して移動支援事業が増えた理由は何か、との問いに、これまでコロナ禍で外出を自粛していたが、5類に移行したことから、外出しやすい状況となったことが主な理由である、との答弁。

こども未来課所管では障害児保育事業費について判定はなされていないが、配慮が必要な子どもの保護者にはどのように伝えているのか、との問いに、配慮が必要な子どもに対して、各地域の保健師と連携して情報共有を図りながら判断しているが、保護者へ療育を促すことは難しい状況である、との答弁。

教育総務課・学校教育科所管では、小学校の教科書改訂に伴う使用教科書及び指導書の採択作業の委員会は順調に進められたのか、また、委員などからの意見はなかったのか、との問いに、特に問題なくスムーズに協議を進めることができた、との答弁。

社会教育課所管では、市内の高等学校運動部全国大会出場に伴う補助金の内容と理由は、との問いに、市内の高等学校駅伝部が全国大会に出場することになり、交付要綱に従い補助金を支出するものである。既存の交付要綱に駅伝を追加した理由としては、野球、サッカーと並びテレビ放映や市のPR効果などを考慮したとの答弁。

また、この要綱にない競技会については、今後すみ分けをどのように考えるのか、との問いに、今後しっかりと説明ができるよう整合性を図っていくとの答弁。

農業委員会所管では、農地利用最適化交付金の歳入について、昨年と比べて減額となっている理由は何かとの問いに、この交付金は、農業委員や推進委員の活動実績に伴って交付される。県が各市町村の活動量に応じて配分した結果によるものであるとの答弁。

農林水産課所管では、農業次世代人材投資事業費の、新規就農者の経営開始に伴う補正で、伊集院地域と東市来地域にそれぞれ1人分が計上されているが、何についての新規就農者であるのかとの問いに、伊集院地域は養鶏で、東市来地域は牛の繁殖であるとの答弁。

農地整備課所管では、田代地区の農地中間管理機構関連農地整備事業費について、何年度に完成予定なのかとの問いに、現計画では令和12年度までを予定しているとの答弁。

建設課所管では、道路維持費の需用費の消耗品費が計上されているが、その理由は、との問いに、今年度の労働安全衛生に関する法改正に伴い、ヘルメットの内側に衝撃吸収ライナーを備え付けていなければ作業できなくなったことと、2トン以上のダンプトラックについても、荷役作業時の昇降設備を設置しなければならなくなったためであるとの答弁。

なお、総務企画分科会の自由討議の中で、脱炭素の計画が進んでいるところであるが、多額の予算が投入される事業でもあるため、動きがあった場合は早急に議会への説明を行うよう希望する、などの意見があり、文教厚生分科会の自由討議の中では、市内高等学校の駅伝部の全国大会出場に伴う50万円の補助金については、大変喜ばしいことであり、健闘を期待しているが、一部の競技に対して補助金を出すことは公平性に欠け、市民への理解は得られない。もっと市民が納得できるような制度設計にすべきではないかという意見がありました。

特別委員会にて報告を行った後、委員より、道路維持管理費の備品購入で、ヘルメットを購入するとの説明であったが、各地域の配分個数について質疑があったのかとの問いに、道路維持作業員41人全員分のヘルメットになるとの説明であったとの答弁。

また、他の委員より、日置市高等学校運動部全国大会出場に伴う補助金について、要綱

をどのように一部改正されたのかとの問いに、教育委員会で検討し、日置市高等学校運動部全国大会出場補助金交付要綱の第2条の補助対象事業に、全国高等学校駅伝競走大会を加えた要綱改正を行ったとの説明であったとの答弁。

ほかにも質疑があったが、分科会長の説明で了承し質疑を終了。

その後の自由討議で、前回の選抜高校野球大会出場の際にも、この件については議論になった。また、中学校には各種九州全国大会出場補助金要綱というのがあり、体育部、文化部両方対象となっている。既存の要綱との整合性も取っていくべきではないのかなどの意見がありました。

その後、討論に伏しましたが討論はなく、対決の結果、議案第64号令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、高等学校運動部全国大会出場補助金の在り方については、以前も関連した案件で議論が交わされた経緯があり、今回は、要綱の一部改正により補助金を交付することになっているが、今後の取扱いとして、一部の運動部に限定せず、対象枠を拡大し、体育、文化系を含む市内の高校部活動を応援、激励する趣旨から、広く補助金を交付できるような制度設計に取り組むよう努められたいとの附帯意見を付しております。

次に、議案第65号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ5億1,715万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,215万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、県支出金で、給付見込みに伴う保険給付費など交付金の増額で、歳

出の主なものは、一般保険者療養給付費の負担金の支払見込みに伴う増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

償還金の県支出金精算返納金で、令和3年度災害臨時特例補助金の額確定に伴う補正とあるが、事務手続について伺うとの問いに、令和3年度分の補助金精算を令和4年度に行い、令和5年度に特別交付金の精算を行うことになっており、この特別会計ではよくある事務手続であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承、質疑を終了。特別委員会にて、報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号令和5年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ663万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,876万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額で、歳出の主なものは、消耗品費や賄材料費の減額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

リネンサプライなどの実績見込みに伴う増額補正となっているが、宿泊料が減額になっているにもかかわらず、増額になった理由はとの問いに、宿泊料などの歳入については、4月から9月分までの上半期での実績を計上して減額しており、国体の宿泊料は積算に入っておらず、歳出については、通年の計上のため、国体の実績も踏まえてこのような補正となっているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、質疑の中で歳入と歳出の積算の違いについての質疑は行ったのかとの問いに、そのような質疑はなかったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第66号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億197万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは料金収入の減額や一般会計繰入金が増額で、歳出の主なものは会計年度任用職員報酬や消費税が増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

プール料金の歳入が増額で計上されているが、その理由は何かとの問いに、会員数自体は横ばいであるが、会費の値上げや、8月の夏休みの短期水泳教室の受講者が多かったためであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、夏休みの短期水泳教室の受講者の人数について質疑はあったのかとの問い。人数についての質疑はなかったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第67号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

なお、国民宿舎事業、健康交流館事業については、方向性を示すタイムリミットが近づいてきている。早急に方向性を決め、市民への周知をすべきではないかとの意見があったことを申し添えます。

次に、議案第68号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ361万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,204万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険システム改修事業補助金の増額で、歳出の主なものは委託料の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

印刷製本費のアウトソーシングに伴う補正については、どこに委託しているのかとの問いに、企画課で所管しているが、行政システム九州であるとの答弁。

ほかにも質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号令和5年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,960万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは一般会計繰入金が増額で、歳出の主なものは公金取扱件数の見込み増に伴う手数料の増額であります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出について、収入は既定の予算のとおりとし、総額を10億2,378万8,000円に、支出は、総額に7万3,000円を追加し、総額を9億8,686万1,000円とするもので、報酬単価改定に伴う会計年度任用職員報酬の増額になります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号令和5年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出について、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億1,880万3,000円に、支出は総額に724万6,000円を追加し、総額を5億8,481万1,000円とするもので、汚泥濃縮機などの修繕に伴う修繕費などの増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

処理場費の永吉処理場緊急修繕については、具体的にどのような修繕であったのかとの問いに、回分槽と呼ばれる水槽があるが、その水槽の底からポンプで引き上げられた汚泥を凝縮する汚泥濃縮機と、回分槽の上澄みの水

を引き寄せるための装置のシリンダーが破損しているための修繕であるとの答弁。

ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、8件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第64号から議案第71号までの8件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号から議案第71号までの8件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第64号から議案第71号までの8件を採決します。

お諮りします。8件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第64号令和5年度日置市一般会計補正予算（第6号）から議案第71号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの8件の議案は、委員長報告のと

おり可決されました。

△日程第10 議案第72号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第11 議案第73号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

△日程第12 議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第72号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第12、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第72号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、一般職の職員の給料月額を増額し、並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第73号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勧案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、

地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第74号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号により提案するものであります。

以上3件、内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第72号日置市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、一般職の職員の給料月額を増額し、並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

今回の人事院勧告の主な内容といたしましては、官民格差を考慮し、若年層に重点を置き、給料月額を平均1.1%、改定額を1,000円から1万2,000円までの範囲内で引き上げること、それと、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給割合を合わせて0.1月分引き上げるものでございます。

それでは、別紙をご覧いただきたいと思っております。

今回の条例改正の構成につきましては、令和5年度に支給する常勤職員の期末・勤勉手当の支給割合及び給料月額を引き上げるための別表の改正を第1条としております。令和6年度以降に支給する常勤職員の期末・勤勉手当の支給割合を均等に配分するための改正を第2条としているところであります。

まず、第1条による改正につきましては、上から3行目の第23条第2項の改正規定は、職員及び管理職員の12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の5、

0.05月分の引き上げ、6行目の同条第3項の改正規定は、再任用職員及び再任用管理職員——この管理職員については該当する職員はいないところがございますが、規定のみを定めるところでございます。その12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5引き上げるものでございます。

上から9行目の第26条第2項第1号の改正規定は、職員及び管理職員の12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の5引き上げ、同項第2号の改正規定は、再任用職員及び再任用管理職員の12月期における勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5引き上げるものでございます。

そして、別表第1の改正規定でございますが、先ほど申し上げました人事院勧告の内容に準じまして若年層に重点を置いて、職員の給料月額を1,000円から1万2,000円の範囲内で引き上げるものでございます。

続きまして、給与表の最後のページのほうに4枚ほどめくっていただきまして、下段のほうに第2条による改正でございます。先ほど、第1条の改正により、令和5年度の期末・勤勉手当の支給割合を12月期で引き上げているということで、6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給割合に差が出ていると、令和6年度以降におけるこれらの手当の6月期と12月期の支給割合を均等にすることでございます。

第2条の第23条第2項の改正規定、これは令和6年度以降における再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合につきまして、一般職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分122.5、管理職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の102.5としまして、次のページの1行目になります。同条第3項の改正規定は、再任用職員の6月期と12月期の支給割合をそれ

ぞれ100分の68.75と、再任用管理職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の58.75とするものでございます。

上から6行目の第26条第2項第1号の改正規定につきましては、令和6年度以降における再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合につきまして、一般職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の102.5と、管理職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分122.5としまして、上から9行目の同項第2号の改正規定につきましては、再任用職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の48.75と、再任用管理職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の58.75とするものでございます。

附則の第1項は、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。第2条の規定及び附則第5項の規定は、令和6年4月1日を施行日とするもの、附則第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を令和5年4月1日に遡及して適用するものでございます。

附則の第3項は、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

附則第4項及び第5項は、会計年度職員の期末手当について、職員の条例改正に伴う条文の整理でございます。

この改正による補正の金額は、全体で4,222万6,000円でございます。

次に、議案第73号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案

し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げるため改正を行うものでございます。

それでは、別紙をご覧くださいと思います。

改正する条例の構成でございますが、第1条及び第2条は、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正を、第3条、第4条は、日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。

なお、第1条及び第3条につきましては、令和5年度に支給する割合への改正、第2条、第4条につきましては、令和6年度に支給する割合への改正でございます。

まず、第1条は市長、副市長及び教育長の、第3条は市議会議員の12月期の期末手当の支給割合を100分の165から100分の175へ、100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

また、第2条及び第4条につきましては、第1条及び第3条による改正により6月期と12月期の期末手当の支給割合に差が出ており、令和6年度以降は6月期と12月期の期末手当の支給割合を均等にするもので、6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の170、年間で3.4月でございますが、均等に1.7月ずつとする改正でございます。

附則第1項は、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

ただし、第2条及び第4条の規定、これは支給割合を均等にする規定でございますが、令和6年4月1日を施行日とするものでございます。

附則第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定を、令和5年12月1日に遡及して適用するものでございます。

次のページの附則第3項及び第4項は、期末手当の内払いについて改正前の規定に基づ

き支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

この改正による影響につきましては、全体で93万5,000円の増でございます。

次に、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

令和5年5月19日に公布されました、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により地方税法が改正され、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合、または出産した場合には、政令で定める基準に従い、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額することとなりました。この減額すべき額について、令和5年11月24日の通知があり、そこで内容が示されております。これに伴いまして、条例に必要な事項を規定するため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙のほうをお願いしたいと思います。

第23条の改正でございます。

国民健康保険税の減額に関する規定の改正で、出産予定の被保険者または出産した被保険者がいた場合における国民健康保険税から減額する額を規定する第3項第1号から第6号までを新たに加えるものでございます。

減額する額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額それぞれの額の12分の1の額に、出産予定月、または出産月の前月から出産予定月、または出産月の翌々月までの期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額とするもので、第1号は基礎課税額の所得割額について、そして第2号は基礎課税額の均等割額について、第3号は後期高

年齢者支援金等課税額の所得割額について、第4号は後期高齢者支援金等課税額の均等割額について、そして次のページの第5号、これは介護納付金課税額の所得割額について、第6号は介護納付金課税額の均等割額について規定するものでございます。

第24条の2の次に加える第24条の3、これにつきましては、出産予定の被保険者または出産した被保険者の届出に関し、必要な事項を規定するものでございます。

第1項では、納税義務者の氏名、住所、生年月日等を記載した届出書を市長に提出すること、第2項では、届出書の提出に当たり出産予定日を明らかにすることができる書類を添付すること、次のページの第3項では、出産予定日の6か月前から届出ができること、そして第4項、市長が届出の実施に必要な事項を確認することができた場合は届出を省略させることができることを規定しております。

上から7行目の第26条第2項第1号の改正、これにつきましては条文整理でございます。

附則第1項は、この条例の施行日を令和6年1月1日とするものと、第2項は、適用区分について規定するものでございます。

なお、国保世帯の出産件数につきましては年間約20件、減額する額は約45万円程度で、この減額した額につきましては国の調整交付金で補填をされることとなります。

以上3件、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（山口初美さん）

すみません。通告しておりませんでしたけれども、1点だけ伺いたいと思います。

73号のほうですね、議案の73号のほう、この特別職と議員と、この法的な根拠というのがどこにあるのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

この法的な根拠ではなくて、一般職及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、というところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

となりますと、市長の政治判断でされたというふうに理解してよろしいでしょうか。そこはどうですか。

○市長（永山由高君）

市長、副市長、教育長及び市議会議員の方々という、いわゆる特別職の待遇についてというところで、私自身の考え方ももちろんございますけれども、これは議員の方々も含めた特別職の公務員の方々の待遇を社会制度や情勢が変わる中で、どのように位置づけるかという考えの中で提示をさせていただいているということになるかと思います。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号から議案第74号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号から議案第74号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第73号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第73号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

この、市長、副市長、教育長、市議会議員の期末手当の増額については、人事院勧告に準じて増額するというございまして、法的にも根拠はありません。私は、認めることはできないということ、まず、申し上げておきたいと思えます。

今、物価の高騰などで、本当に市民の暮らしは大変になっています。僅かな年金暮らしの方々、もう、本当に減らされればなしの年金で苦勞して暮らしています。

また、インボイスも始まりまして、自営業者の方たちも厳しい年の瀬を迎えている方もたくさんいらっしゃいます。

それから、現役世代で働いている人たちも本当に不安定な雇用が増えまして、本当に、ボーナスどころではないというような方たちの声も聞いています。

このような市民の厳しい暮らしを考えますと、この条例改正に反対せざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、議案第73号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

74号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止について

○議長（並松安文君）

日程第13、議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第75号は、日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止についてであります。

日置市農産物直売所ひまわり館及び日置市山神の郷施設を民間に移管するため条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止について、補足説明をいたします。

日置市農産物直売所ひまわり館及び日置市山神の郷施設につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間で指定期間として、民間活力の導入方針により株式会社九州産直市場を指定管理者として運営してまいりました。

しかしながら、指定管理者の希望する改修などにおきまして、補助金適正化法に基づく国との協議に難航をしておりましたので、現在の指定管理者との協議を踏まえ、民間移管することといたしました。

本年10月に、第1回ひまわり館及び山神の郷施設民間移管選定委員会を開催し、移管の条件や募集要項を検討した上で募集し、その後、同選定委員会の審査を経て、市への結果を報告いただいているところでございます。

市としましてはこの報告を受けまして、譲渡先の予定法人を株式会社九州産直市場に決定したところでございます。

今後は、譲渡仮契約の手続を進め、次期令和6年3月議会に市有財産の譲渡に係る議案を上程させていただく予定といたしております。

以上のことによりまして、別紙のとおり日置市農産物職場所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第75号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案75号日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止について、反対討論を行います。

これらの施設は、地域経済の発展や地域住民の働く場をつくるなどの目的でつくられた、市民が共有する貴重な財産です。

条例を廃止し、現在の指定管理者として管理しておられる株式会社九州産直市場に民間移管ということで説明がございましたが、私は、認めることはできません。

市が直接責任を持って管理し、これからも運営していくことが大切だと考えております。市民の理解も得られないと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を許可します。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

日置市農産物直売所ひまわり館及び日置市山神の郷施設は、平成22年度から指定管理者制度を導入し、農林漁業の振興を担ってまいりました。

令和4年度からは、カミチク傘下の株式会社九州産直市場が指定管理者として施設の管理を行ってきましたが、施設の有効利用、かつ、長期活用を図るためには民間事業者による経営が必要であると判断し、本市の民間活力導入の方針により、今期指定管理機関を変更し、変更後は民間譲渡する方向を決定したところでございます。

譲渡条件としましては、地域の農林水産業及び行政機関等の農林水産業政策に協力すること、出荷者、来館者、地域住民等からの信頼や期待に応えられるように努めること、希望する職員の継続雇用について配慮し、新規

雇用をする場合は日置市内在住者を優先するように努めること、地域行事等においては、必要に応じて借地の一部を開放することなど、9項目の譲渡条件や運営方針等の厳正な審査を通して決定されたものでございます。

今回、譲渡予定法人である株式会社九州産直市場は、レストラン、飲食店の運営及び経営、観光施設、観光農園の管理運営及び経営、乳製品、肉製品の製造及び加工販売などを業務とする会社で、令和4年4月1日から本市の指定管理者として業務に当たってこられた経緯があります。

管理運營業務評価資料によると評価点数は85点、来館者数、売上げ、支出ともに、前年度に比べ大幅に増加したとの評価を得ております。

今後、施設の有効利用かつ長期活用を図るとともに、地元の農産物の仕入れや加工を充実させ、利用者の意向を反映させる方針も掲げていることなどから、地元から愛されるような直売施設と発展することを期待いたしまして、よって、議案第75号日置市農産物ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止についての賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を決定します。賛成多数。したがって、議案第75号日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第76号令和5年度
日置市一般会計補正予算
(第7号)

△日程第15 議案第77号令和5年度
日置市水道事業会計補正
予算(第3号)

△日程第16 議案第78号令和5年度
日置市下水道事業会計補
正予算(第3号)

○議長(並松安文君)

日程第14、議案第76号令和5年度日置市一般会計補正予算(第7号)から日程第16、議案第78号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算(第3号)までの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長(永山由高君)

議案第76号は、令和5年度日置市一般会計補正予算(第7号)についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3,784万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を333億9,292万6,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に伴う予算措置、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額するとともに期末及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置のほか、年度内に事業完了が見込めないものに係る繰越明許費の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、国庫支出金につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6億5,665万6,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算額の調整に伴い、財政調整基金繰入金8,119万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費につきまして、住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支給付金事業費や子育て世帯支援事業費の増額など、6億623万円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、日置市商工会プレミアム付商品券発行事業の実施に伴う商工業振興費の増額など9,748万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第77号は、令和5年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)であります。

まず、収益的収入及び支出では、収入につ

きまして、既定の予算のとおりとし、総額を10億2,378万8,000円、支出につきまして総額に88万円を追加し、総額を9億8,774万1,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出では、収入につ

きまして、既定の予算のとおりとし、総額を2億5,335万円、支出につきまして総額に20万円を追加し、総額を8億2,538万7,000円とするものです。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額するとともに、期末及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置であります。

次に、議案第78号は、令和5年度日置市下水道事業会計補正予算(第3号)であります。

まず、収益的収入及び支出では、収入につ

きまして既定の予算のとおりとし、総額を8億1,880万3,000円、支出につきまして総額に26万5,000円を追加し、総額を5億8,507万6,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出では、収入につきまして既定の予算のとおりとし、総額を1億9,921万円、支出につきまして総額に21万9,000円を追加し、総額を4億1,096万円とするものです。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額するとともに期末及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置であります。

以上3件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第76号から議案第78号までの3件は、会議規則第37条第3項の既定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号から議案第78号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第76号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第76号令和5年度日置市一般会計補正予算（第7号）に反対討論を行います。

先ほど、私は、議案第73号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について反対討論を行いました。その予算が含まれた予算であることから反対させていただきます。

以上、反対討論です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。この採決は、電子表決により行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を決定します。賛成多数。したがって、議案第76号令和5年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号令和5年度日置市水道事業会計補正予

算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号令和5年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の既定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第18 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第18、所管事務調査結果報告につい

てを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から議長へ所館事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付します。

△日程第19 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第19、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の既定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、令和5年第4回定例会は、11月27日の招集から本日の最終本会議までの26日間にわたり、指定管理者の指定、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、日置市火災予防条例の一部改正、日置市職員の給与に関する条例の一部改正、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、

日置市国民健康保険税条例の一部改正、日置市農産物直売所ひまわり館条例及び日置市山神の郷施設条例の廃止、令和5年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、これから寒さの一段と厳しい季節を迎えますので、ご自愛の上、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、令和5年第4回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

午前11時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並 松 安 文

日置市議会議員 下 園 和 己

日置市議会議員 佐 多 申 至